

— 目 次 —

(1 2 月 4 日)

| | |
|-------------------------|----|
| 告 示 | 1 |
| 応 招 議 員 | 1 |
| 議 事 日 程 | 2 |
| 本日の会議に付した事件 | 4 |
| 出 席 議 員 | 6 |
| 欠 席 議 員 | 7 |
| 議会事務局職員出席者 | 7 |
| 説明のために出席した者 | 7 |
| 開会、開議宣告 | 8 |
| 会議録署名議員の指名 | 8 |
| 会期の決定 | 8 |
| 議長の諸般報告 | 8 |
| 市長の行政報告 | 9 |
| 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告 | 15 |
| 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告 | 17 |
| 認定第1号 | 18 |
| 認定第2号 | 19 |
| 認定第3号 | 19 |
| 認定第4号 | 19 |
| 認定第5号 | 19 |
| 認定第6号 | 19 |
| 認定第7号 | 19 |
| 認定第8号 | 19 |
| 認定第9号 | 20 |
| 認定第10号 | 20 |
| 認定第11号 | 20 |
| 認定第12号 | 20 |
| 認定第13号 | 20 |
| 請願第2号 | 26 |

| | |
|---------|----|
| 承認第6号 | 27 |
| 承認第7号 | 27 |
| 議案第92号 | 30 |
| 議案第93号 | 52 |
| 議案第94号 | 52 |
| 議案第95号 | 52 |
| 議案第96号 | 52 |
| 議案第97号 | 52 |
| 議案第98号 | 52 |
| 議案第99号 | 58 |
| 議案第100号 | 58 |
| 議案第101号 | 58 |
| 議案第102号 | 62 |
| 議案第103号 | 62 |
| 議案第104号 | 62 |
| 議案第105号 | 62 |
| 議案第106号 | 65 |
| 議案第107号 | 66 |
| 議案第108号 | 66 |
| 議案第109号 | 67 |
| 議案第110号 | 69 |
| 議案第111号 | 69 |
| 発議第8号 | 72 |
| 請願第3号 | 73 |
| 散会 | 73 |

(12月5日)

| | |
|-------------|----|
| 議事日程 | 75 |
| 本日の会議に付した事件 | 75 |
| 出席議員 | 75 |
| 欠席議員 | 75 |
| 議会事務局職員出席者 | 75 |

| | |
|-------------|-----|
| 説明のために出席した者 | 76 |
| 開議宣告 | 76 |
| 市政一般質問 | 76 |
| 18番 小川 廣康君 | 77 |
| 10番 堀江 政武君 | 87 |
| 16番 糸瀬 一彦君 | 98 |
| 7番 松本 曆幸君 | 105 |
| 11番 小宮 教義君 | 116 |
| 散会 | 129 |

(12月6日)

| | |
|-------------|-----|
| 議事日程 | 131 |
| 本日の会議に付した事件 | 131 |
| 出席議員 | 131 |
| 欠席議員 | 131 |
| 議会事務局職員出席者 | 131 |
| 説明のために出席した者 | 132 |
| 開議宣告 | 132 |
| 市政一般質問 | 133 |
| 8番 阿比留梅仁君 | 133 |
| 1番 淵上 清君 | 142 |
| 17番 大浦 孝司君 | 149 |
| 2番 脇本 啓喜君 | 161 |
| 散会 | 172 |

(12月14日)

| | |
|-------------|-----|
| 議事日程 | 173 |
| 本日の会議に付した事件 | 173 |
| 出席議員 | 174 |
| 欠席議員 | 175 |
| 議会事務局職員出席者 | 175 |
| 説明のために出席した者 | 175 |

| | |
|--------------|-----|
| 開議宣告 | 176 |
| 議案第92号 | 176 |
| 議案第106号 | 176 |
| 議案第107号 | 176 |
| 議案第108号 | 176 |
| 議案第110号 | 176 |
| 議案第111号 | 176 |
| 委員会の閉会中の継続審査 | 186 |
| 請願第3号 | 186 |
| 議案第112号 | 187 |
| 議案第113号 | 188 |
| 発委第3号 | 189 |
| 発委第4号 | 189 |
| 発委第5号 | 189 |
| 発委第6号 | 189 |
| 発委第7号 | 193 |
| 発議第9号 | 195 |
| 発議第10号 | 195 |
| 発議第11号 | 198 |
| 発議第12号 | 201 |
| 閉会 | 204 |
| 署名 | 205 |

対馬市告示第84号

平成24年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成24年11月22日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成24年12月4日(火)

2 場 所 対馬市議会議場(豊玉)

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 淵上 清君 | 脇本 啓喜君 |
| 黒田 昭雄君 | 小田 昭人君 |
| 長 信義君 | 山本 輝昭君 |
| 松本 曆幸君 | 阿比留梅仁君 |
| 齋藤 久光君 | 堀江 政武君 |
| 小宮 教義君 | 阿比留光雄君 |
| 三山 幸男君 | 初村 久藏君 |
| 糸瀬 一彦君 | 大浦 孝司君 |
| 小川 廣康君 | 大部 初幸君 |
| 兵頭 栄君 | 島居 邦嗣君 |
| 作元 義文君 | |

○12月5日に応招した議員

○12月6日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○12月14日に応招しなかった議員

阿比留梅仁君

平成24年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成24年12月4日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成24年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 認定第1号 平成23年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第8 認定第2号 平成23年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて(継続審査)
- 日程第9 認定第3号 平成23年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第10 認定第4号 平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について(継続審査)
- 日程第11 認定第5号 平成23年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について(継続審査)
- 日程第12 認定第6号 平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について(継続審査)
- 日程第13 認定第7号 平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出
決算の認定について(継続審査)
- 日程第14 認定第8号 平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決
算の認定について(継続審査)
- 日程第15 認定第9号 平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決
算の認定について(継続審査)
- 日程第16 認定第10号 平成23年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)

- 日程第17 認定第11号 平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第18 認定第12号 平成23年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 認定第13号 平成23年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第20 請願第2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願（継続審査）
- 日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度対馬市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第22 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第23 議案第92号 平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第93号 平成24年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第94号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第95号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第96号 平成24年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第97号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第98号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第99号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第100号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第101号 平成24年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第102号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第103号 対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第104号 対馬林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正す

る条例

- 日程第36 議案第105号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第106号 対馬市暴力団排除条例
- 日程第38 議案第107号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第108号 対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第109号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第41 議案第110号 和解について（航送船施設にかかる車両通過料）
- 日程第42 議案第111号 和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）
- 日程第43 発議第8号 対馬市アユ保護条例について
- 日程第44 請願第3号 対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 認定第1号 平成23年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第8 認定第2号 平成23年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第9 認定第3号 平成23年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第10 認定第4号 平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第11 認定第5号 平成23年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第12 認定第6号 平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）

- 日程第13 認定第7号 平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第14 認定第8号 平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第15 認定第9号 平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第16 認定第10号 平成23年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第17 認定第11号 平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第18 認定第12号 平成23年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 認定第13号 平成23年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第20 請願第2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願（継続審査）
- 日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度対馬市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第22 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第23 議案第92号 平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第93号 平成24年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第94号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第95号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第96号 平成24年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第97号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第98号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第99号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第

2号)

- 日程第31 議案第100号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第101号 平成24年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第102号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第103号 対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第104号 対馬林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第105号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第106号 対馬市暴力団排除条例
- 日程第38 議案第107号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第108号 対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第109号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第41 議案第110号 和解について（航送船施設にかかる車両通過料）
- 日程第42 議案第111号 和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）
- 日程第43 発議第8号 対馬市アユ保護条例について
- 日程第44 請願第3号 対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書

出席議員（21名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 渕上 清君 | 2番 脇本 啓喜君 |
| 3番 黒田 昭雄君 | 4番 小田 昭人君 |
| 5番 長 信義君 | 6番 山本 輝昭君 |
| 7番 松本 曆幸君 | 8番 阿比留梅仁君 |
| 9番 齋藤 久光君 | 10番 堀江 政武君 |
| 11番 小宮 教義君 | 12番 阿比留光雄君 |
| 13番 三山 幸男君 | 14番 初村 久藏君 |
| 16番 糸瀬 一彦君 | 17番 大浦 孝司君 |
| 18番 小川 廣康君 | 19番 大部 初幸君 |
| 20番 兵頭 栄君 | 21番 島居 邦嗣君 |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 局長 | 橘 清治君 | 次長 | 神宮 満也君 |
| 課長補佐 | 國分 幸和君 | 主任 | 金丸 隆博君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|--------|
| 市長 | 財部 能成君 |
| 副市長 | 高屋 雅生君 |
| 教育長 | 梅野 正博君 |
| 地域再生推進本部長 | 平間 壽郎君 |
| 観光物産推進本部長 | 本石健一郎君 |
| 総務部長 | 平山 秀樹君 |
| 政策監 | 桐谷 雅宣君 |
| 総務課長 | 豊田 充君 |
| 市民生活部長 | 長郷 泰二君 |
| 福祉保健部長 | 多田 満國君 |
| 農林水産部長 | 比田勝尚喜君 |
| 建設部長 | 堀 義喜君 |
| 水道局長 | 阿比留 誠君 |
| 教育部長 | 大石 邦一君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 主藤 繁明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 梅野 泉君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 志田 博俊君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 永留 秋廣君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 川本 治源君 |
| 消防長 | 竹中 英文君 |
| 会計管理者 | 長久 敏一君 |

監査委員事務局長 橘 英次君
農業委員会事務局長 春日亀剛一君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって、糸瀬一彦君及び大浦孝司君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付いたしております会期日程案のとおり、本日から12月14日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月14日までの11日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

第3回定例会終了後における議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

なお、委員派遣に関する各常任委員会の調査報告があつております。総務文教常任委員会及び厚生常任委員会は、熊本県菊池市を訪問し、総務は地域公共交通コミュニティバスの取り組み等について、厚生は保育所の運営状況等について、産業建設常任委員会は、熊本県の益城町と熊本市を訪問、木質チップ、ペレットの利用販売やPFI手法等について、それぞれ調査研修を行つております。

詳細につきましては、皆様に配付のとおりであります。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日ここに、平成24年第4回対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、対馬市民にとりましてうれしい出来事がありましたので、報告させていただきます。

全国のまちおこし団体が、御当地グルメで地元をアピールする「第7回B-1グランプリ」が北九州市で10月20日、21日の2日間開催され、本市の「対馬とんちゃん部隊」が出店した「上対馬とんちゃん」が初参戦し、見事準グランプリに輝きました。

来場者61万人でにぎわった会場内で、対馬の知名度を上げる絶好の機会となり、隊員の対馬を思う熱意が、今回の快挙を勝ち得たものと確信をしているところであります。

また、質の高い真珠を生み出す技術を開発した「対馬真珠養殖漁業協同組合青年部」が、本年度の農林水産祭で水産部門の天皇杯を受賞しました。

同青年部は、西日本を中心に広がっている真珠をつくるアコヤガイの大量へい死を招いた赤変病について研究し、県と連携し原因調査や対策に取り組み、適切な水温や核入れの時期を発見するなど、病気に強い養殖技術を確立しました。また、高値がつくピンクの真珠が生まれやすい方法も開発したことによるものです。

このように、市民のエネルギーと行政がタッグを組んだ地域おこしや技術革新の普及には、今後におきましても、行政としても可能な限りの支援を行っていく所存であります。

次に、当面する諸課題について、申し述べさせていただきます。

平成24年6月に改正・延長されました離島振興法において、「特に重要な役割を担う離島の保全・振興に関する検討」が盛り込まれたことに伴い、今後は特定国境離島地域の保全・振興に特化した特別措置法の制定に向けて、先般、長崎県離島振興協議会内に設置されました長崎県国境離島振興専門委員会におきまして、協議が行われることとなっております。本市におきましても、議会とともに、早期の制定に向けて強く要望してまいりたいと考えております。

なお、現在、「対馬市離島振興計画（案）」について、鋭意、県と協議調整を行っているところでございます。

それでは、9月定例会以降、今日までの主な事項について、御報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございます。

対馬市組織機構見直しについてです。

組織機構の見直しにつきましては、島内の区長及び各関係機関の代表者、本市の退職職員等で組織する「対馬市組織機構見直し検討委員会」を設置し、検討を進めてきましたが、このたび、

「対馬市組織計画素案（仮称）」が策定されました。

素案では、各地域活性化センターの見直し、各出張所の段階的廃止、教育委員会及び農業委員会の事務所の移転などが主な見直しの内容となっています。

今後におきましては、今回、議員皆様のお手元に配付しています素案に対し、議会及び市民の皆様からの御意見、御提案等をいただきながら、庁舎内で組織する行財政システム改革推進委員会において、協議、検討を加え、最終的な計画書を策定することとしております。

次に、地域再生推進本部関係であります。

「対馬物語」の福岡公演についてです。

国際的な国境研究ネットワークである「BRIT」の第12回福岡・釜山大会が11月13日から16日にかけて開催され、海外からの参加者を含め国内外47団体、参加者約220名の国際的なシンポジウムとなりました。

大会はまず、13、14日の両日、福岡市で開催され、翌15日にはJR高速船ビートルに搭乗し、博多港から厳原港に入り対馬を縦断する途中、豊玉町の公会堂で「国境の島のまちづくり」と題した講演を行いました。

さらに対馬を北上し、比田勝港発のJR高速船ビートルにより釜山港入りをしました。最終日16日には、釜山でのシンポジウムも開催され、4日間の日程が無事終了しました。

シンポジウム期間中のイベントの1つとして、対馬の歴史を題材としたミュージカル「対馬物語」福岡公演を「BRIT」と共同開催しました。

公演は、福岡市中央区舞鶴の福岡市立少年科学文化会館で開催し、対馬の歴史にまつわる史実を境界問題の研究者約160人をはじめ、国内外約700人の方々に、国境の島対馬をPRすることができました。

対馬の尊厳ある歴史が題材となっている「対馬物語」は境界問題研究者をはじめ、多くの方々から好評を博したことは、画期的な取り組みであり意義深いものと確信したところであります。

次に、観光物産推進本部関係でございます。

しま共通地域通貨発行委員会の設立についてです。

県の、「しまは日本の宝」戦略事業の1つとして、県内の離島である本市・壱岐市・五島市・小値賀町・新上五島町・佐世保市宇久町の島で共通に使用できるプレミアムつき商品券「しま共通地域通貨」は、島外からの来島者に通貨を購入していただき、島での消費を促進することで、島の経済を刺激し、活性化を図ることを目的に9月25日、長崎県離島振興協議会の内部組織として、「しま共通地域通貨発行委員会」が設立されました。

しま通貨の愛称を長崎の島の魅力を表し、多くの方々から親しんでいただける愛称について募集したところ、県内外から275通の応募があり、「しまとく通貨」の愛称が決定いたしました。

この通貨は、平成25年4月1日から3年間発行される予定であり、それぞれの島が創意工夫を凝らした取り組みを行うことにより、交流人口が増加することが期待されているところであります。

次に、三宇田地区ホテル用地宿泊施設事業者募集についてです。

本市が進める企業誘致事業の1つとして、上対馬町三宇田地区の海岸に面した市有地9,482平米に、宿泊施設の不足解消に向けた取り組みとして、良質な宿泊施設の建設、運営計画の提案を受け、対馬の新たな観光拠点を創出していただける事業者を選定するため、三宇田地区ホテル用地宿泊施設事業者の募集を12月1日から開始をいたしました。

公募内容の周知につきましては、市内事業者、市内宿泊施設事業者、国内外ホテル事業者、韓国を含む航路事業者の方々を対象として、ホームページ・広報誌・CATV・業界新聞・業界雑誌などの媒体を予定しておりますが、必要に応じては島外での説明会を開催し、平成25年1月31日までを提案書の締め切りとしております。

また、比田勝地区から三宇田地区一帯を上対馬観光リゾート地区とする基本計画を平成25年度に地域住民と協働で策定し、それに沿って事業を展開していく予定としています。

次に、つしまソムリエ認定証の交付についてです。

首都圏及び福岡を中心に、対馬の自然豊かな食を知っていただくため、全国的に知名度の高い、タレントで野菜ソムリエとして活躍中の福岡ソフトバンクホークスの会長である「王貞治さん」の御息女、「王理恵さん」に、対馬の食材を通して新たな対馬の魅力を全国に発信する「つしまソムリエ」としての委嘱状交付式を9月29日に行いました。

11月3日には、「王理恵さん」とのタイアップイベントとして、福岡市において対馬産厳選食材を使った料理教室を公募による40人の参加により、キャナルシティ博多で開催いたしました。

料理教室では、海の食材として対馬西あなご、山の食材として対馬の原木しいたけをメインに、サザエ、対馬やまねこ米、ブルーベリーなどの食材を使い、メニューのバリエーションを楽しむ中、対馬の食を堪能していただきました。

今後は、観光・物産などの総合的なPRと対馬の知名度向上に努めていただくよう期待しているところであります。

次に、対馬アートファンタジアプレイベントの開催についてです。

昨年の会場エリアでありました厳原市街地に本年度は、峰町木坂地区の御前浜の藻小屋や古民家に広げ、10月6日から11月10日まで、対馬アートファンタジア2012プレイベントを開催いたしました。

昨年の、キックオフイベントで制作しました作品も展示し、今回は、韓国・メキシコのアーティストも参加をし、国際色に富んだ作風を加えることにより、対馬の豊富な自然と現代アートの

融合した作品を鑑賞する方々が多く見られました。

また、対馬高等学校の国際文化交流コースの生徒及び親愛児童クラブの小学生を対象とした交流ワークショップを行い、これまで身近に感じるができなかった現代アートに興味や関心を持つきっかけづくりとなりました。

次に、農林水産部関係でございます。

韓国向け水産物輸出に係る放射能検査についてです。

韓国向け水産物の輸出に際し、本年6月1日の船積み分から適用された放射能証明書の提出につきましましては、10月1日付の水産庁長官通達により10月15日の船積み分から長崎県が適用除外となりました。

本市におきましては、7月9日付の文書により長崎県に対し、早期撤廃を求める働きかけの要望、また、韓国政府（農林水産食品部）及び同政府の地方機関であります陵南地域本部に対し、早期撤廃を求める要望を対馬漁業協同組合長会との連名で提出を行い、また、国・長崎県の御努力もあり早期の解決が図られ、輸出業者をはじめ漁業者も安心をしているところであります。

次に、対馬西あなご祭りについてです。

島内外の方々に「対馬西あなご」の魅力と消費拡大を目指した初の「対馬西あなご祭り」を11月23日のオープニングイベントを皮切りに12月23日までの1カ月間開催をしています。

美津島町パル21で開催したオープニングイベントでは、アナゴ約550キロを提供し、さばき方の実演、試食などを行い、約600人の方々に日本一と言われる「対馬西あなご」の味を堪能していただきました。

イベントの期間中は、島内の飲食店など14店舗の御協力による「あなご料理」の展開、福岡市のNTT西日本福岡支店社員食堂での試食PR、「食育フェスタ」では、「対馬西あなご料理コンテスト」を行うなど、多彩な催しが展開をされました。

また、11月28日のNHK番組の「ぐるっと8県九州沖縄」に地元アナゴ漁業者2名が生出演したところ、島外の多くの方々から、「対馬西あなご」についての問い合わせが担当課に寄せられ、改めてメディアの効果、反響を実感したところであります。

なお、最終日の12月23日には、対馬市交流センターでエンディングイベントを予定しております。

今後とも、島内外へこのアナゴをPRし、認知度を高めていく所存であります。

次に、建設部関係でございます。

対馬市営住宅使用料（住宅家賃）徴収の誤りについてです。

本市が管理する住宅のうち、公営住宅法に基づく公営住宅及び住宅地区改良法に基づく改良住宅の住宅使用料につきましまして、平成10年4月から平成24年3月までの14年間にわたり徴収

誤りがあることが判明いたしました。

市営住宅の管理戸数は、49団地132棟767戸でございますが、うち過大徴収が発生した市営住宅は8団地14棟98戸、延べ151人、うち退去者が75人含まれておりますが、お返しします住宅使用料は、3,156万5,000円で、法定利息相当分1,201万6,000円を含めまして、4,358万1,000円となっております。

この事案が判明した経緯は、平成24年3月、本年3月、24年度の住宅使用料算定時において、改良住宅の住戸改善事業を実施した床谷住宅の住宅使用料の算定に誤りを発見したため、改めて全戸調査を実施しましたところ今回の過大徴収が判明したところでございます。

今後の対応としましては、過大徴収の発生は平成10年から14年間に及んでおり、不当利得請求権は既に4年間の時効にかかっておりますが、市は4年間の時効について援用はせず、取り過ぎた住宅使用料につきましては、償還金として全額をお返しするとともに、民法の規定により単利5%の法定利率を適用いたしています。

本件事案の対象となりました入居者の皆様、市民の皆様及び市議会の皆様には、多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことに、衷心よりおわびを申し上げますとともに、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止策を講じてまいりたいと考えております。

次に、港湾施設使用料（車両通過料）の徴収の誤りについてであります。

敷原港と比田勝港における港湾施設使用料（車両通過料）について航送船施設の利用に係る車両通過料の適用の誤りと岸壁の利用に係る徴収漏れについて、さきの定例会で報告いたしてまいりましたが、その後、調査結果の概要及び徴収誤りに伴う、徴収不足額の取り扱いにおける本市と長崎県及び九州郵船株式会社との間で合意に至りましたので、その内容について御報告いたします。

初めに、調査の結果でございますが、徴収誤りに伴う車両通過料全体の徴収不足額は、平成23年度以前の5年間で約262万円でございます。内訳は、航送船施設に係る徴収不足額61万円、岸壁に係る徴収不足額201万円となっております。

原因の主なものは、県から市——旧町でございますが、への権限移譲事務以前の責任と権限を県が有していた事務委任から行われており、かかる協議、確認が不十分であったこと、2番目に、本市と九州郵船株式会社との間で締結された徴収業務委託契約に定められた「県条例に従って誠実に業務を遂行する」との規定が適正に履行されていなかったこと、3番目に、本市及び県の担当職員をはじめ、これをチェックする組織体制において、県条例適用の認識が十分でなかったことなどが原因と思われまます。

次に、航送船施設に係る車両通過料ですが、九州郵船株式会社との合意内容は、賠償請求期間を5年間とし、過失割合を市と九州郵船株式会社それぞれに原因と過失があることから、均等責

任とし九州郵船50%、市50%で、市の50%のうち県が25%責任を負うこととなっております。

次に、岸壁に係る車両通過料の徴収漏れでございますが、賠償請求期間は不法行為に基づく請求期間3年とし、本市と県との過失割合は、本市、県ともに原因と過失があることから均等責任としております。

本議会に、県及び九州郵船株式会社との和解議案を上程しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

次に、教育委員会関係でございます。

文化財盗難事件についてです。

議員皆様方も既に御承知のとおり、10日8日に3件の文化財盗難事件が発覚いたしました。この事件につきましては、強い憤りを感じるとともに、本市の文化財防犯対策に甘さがあったことが原因の1つであり、大変御迷惑をおかけいたしました。

今後は、さらに詳しい実態調査を行い、所有者に文化財の防犯対策に向けた補助制度の説明や資料館等への寄託なども提案しながら、効果的な防犯対策に取り組んでまいりたいと考えております。なお、今回の補正予算で、防犯設備等設備補助金及び木坂宝物館のセンサー、サイレンの取付工事を計上いたしております。

地域の文化財は地域で守るという防犯意識が有効であるとの観点から、地域住民、警察署及び地元消防団などの連絡体制を強化し、地域の実情に応じた適切な管理・保護に努めていく所存であります。

以上、当面する諸課題、9月定例会以降の主な事項について申し上げましたが、市政全般にわたり、今議会においてさらなる御意見、御提案を賜りたいと存じます。

最後に、議案関係について御説明いたします。

まず、専決処分した一般会計補正予算（第3号）は、8月下旬の豪雨及び台風16号による災害復旧費を、また、一般会計補正予算（第4号）は、11月16日に衆議院が解散されたことに伴い、12月16日に執行予定の衆議院議員総選挙の経費をそれぞれ増額したものであります。

なお、一般会計補正予算（第5号）であります。地方バス路線維持のための補助金、（仮称）消防署豆殿分遣所建設、「しま共通地域通貨」発行のための負担金、比田勝小学校及び難知中学校の学校施設の改修に、また、固定資産税の課税誤り及び住宅使用料の算定誤りによる還付金及び見舞金に要する経費などについて編成いたしました。一般会計5億7,770万円の増額補正をしております。

この結果、一般会計の歳入歳出予算の総額は、326億6,970万円となり、前年同期の予算に比べ、7億30万円の増となっております。

次に、予算以外の議案について主なものについて御説明いたします。

対馬市暴力団排除条例の制定ですが、全国的に暴力団を排除する機運が高まる中、県内においても、この12月定例会において全市町が暴力団排除条例を制定する動きの中、本市においても市民の安心・安全な暮らしを市民と行政、関係機関が一丸となって暴力団排除の意思を明確に示す必要があることから、条例を制定しようとするものであります。

また、行政報告でお知らせしました航送船施設に係る車両通過料及び航送船施設及び岸壁に係る車両通過料の和解についての議案も提案しております。

本定例会に御審議願います案件につきましては、平成24年度対馬市一般会計補正予算の専決処分の承認2件、一般会計補正予算外補正予算議案9件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定2件、和解議案2件など、合わせて22件の案件について御審議をお願いするものでございます。

なお、本会期中に追加議案として、今里中学校スクールバス購入による財産取得契約の締結について、峰町三根の旧小学校跡地における市有地明け渡し・妨害排除等請求に係る民事訴訟についての2議案を上程することとしていますので、あわせて御審議くださいますようお願いいたします。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。委員長、齋藤久光君。

○議員（9番 齋藤 久光君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより国県道路整備促進特別委員会調査報告を行います。

国県道路整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成24年11月28日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、大浦委員は欠席でありましたが、市長部局より建設部の堀部長、松村次長兼建設課長、草葉管理課長及び北部建設事務所の島居所長の出席を求め、第12回の委員会を開催いたしました。

平成24年度における対馬振興局管内の国県道路事業及び改良が必要な未改良区間について、建設部より説明を受けました。その中で、対馬振興局管内の道路事業費について、対馬市合併直後の平成17年度の実績46億1,000万円から平成23年度実績は21億5,000万円と、

約46%に落ち込んでいるとのことでございました。

本年度の国県道路事業として、公共補助事業では、一般国道382号道路改良事業（大地バイパス）、主要地方道棧原小茂田線道路改良事業（上見坂工区）等6カ所、県単独事業では、主要地方道上対馬豊玉線道路改良事業（舟志工区）、一般県道瀬浦厳原港線道路改良事業（佐須瀬工区）等6カ所、合計12カ所の事業概要や進捗状況等について、また、改良が必要な未改良区間については、一般国道4カ所、主要地方道11カ所、一般県道3カ所、合計18カ所について、それぞれの現況、問題点等について確認をいたしました。

一般国道382号において、上県町檜滝弓張区間及び上対馬町河内の交通安全施設については、平成25年度に新規採択の予定、他の未改良区間については、入会林整備を急ぎ早期着手ができる環境整備が大きな課題であります。

また、主要地方道厳原豆殿美津島線の加志箕形区間については、来年度に今里中学校が雞知中学校へ統合となるため、改良が急がれる箇所ではありますが、雞知工区終了後の後進事業として、平成26年度の入会林整備完了後に事業着手できるよう取り組んでいかなければなりません。

厳原町の尾浦安神区間は平成25年度に着手予定、尾浦から浅藻までの延長約18キロメートルの山岳ルートは手つかずの未改良区間で、線形は蛇行、急カーブあり、幅員は狭く車両の離合に支障があり、特にトンネル箇所では離合できない状況であります。

凍結、濃霧等の影響を受ける中、久和小学校、内院分校の久田小学校への統合に伴い、通学路となります。このような状況を踏まえ、山岳ルートから、集落間の接続をできる限り低地で接続するルートとして、尾浦安神間の市道整備を延長し、県道の代替路線として整備できないか検討中であるとのことでございます。

主要地方道、上対馬豊玉線の舟志琴区間については、県道の代替えとなるため、市道堂坂線の改良事業として、県の財政支援策を受けながら、平成25年度から新規事業として実施予定とのことあります。

なお、主要地方道厳原豆殿美津島線の小茂田阿連間と主要地方道木坂佐賀線の木坂狩尾間の2カ所を未改良箇所に追加して整備促進を図っていくとのことでございます。

当委員会として、これまで未改良区間の道路整備促進について調査、研究を行ってきて3年余りが経過いたしました。計画が進まない大きな要因として、やはり国の経済の低迷に伴う公共事業の削減による影響が大きいものがあります。また、用地の問題についても障害となっております。

我が対馬市は、農林水産業の低迷と少子高齢による人口減少の連鎖により学校統合が加速する中、安全な通学路の確保は必要不可欠であります。また、各種産業の振興のために道路整備が何より急がれる今日、積極的な活動が必要であるとの認識で一致いたしました。

今回の委員会で、その方法等について検討することといたしました。

以上で、国県道路整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑終わります。

日程第6. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第6、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。委員長、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 国境離島活性化対策特別委員会調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会の調査状況等を会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、平成24年10月24日、午後2時50分より豊玉地域活性化センター3階大会議室において委員全員出席、行政側より財部市長、桐谷政策監、平間地域再生推進本部長、阿比留副本部長の出席を求め、第9回目となる委員会を開催いたしました。

調査の内容は、「国境離島特別措置法」（仮称）の制定に向けての提案について市長及び担当者からそれぞれ説明を受けました。

これに対し、委員からは「国境離島特別措置法」（仮称）の制定に向けての提案内容として、もっと内容を精査し、改正離島振興法で可能なものは除き、国境離島としての政策の目玉を全面に押し出した趣旨のものにすべきである。また、改正離島振興法の特別枠として、補助率のかさ上げなどの取り扱いを特別措置法に盛り込むべき等の意見が出ました。

一方、委員会として要望活動を行う時期についても検討され、県と歩調を合わせ動くべきであり、「国境離島特別措置法」の制定に関し意見書を議決した上で要望活動を行うべきとのことで意見が集約されました。

次に、平成24年11月7日、午後2時から豊玉地域活性化センター3階大会議室において、第10回の委員会を開催、兵頭委員は欠席でしたが、行政側より平間地域再生推進本部長、阿比留副本部長の出席を求め、「国境離島特別措置法」（仮称）の制定に向け、追加事項の説明を受けました。

また、前回の委員会での決定事項であった「国境離島特別措置法」（仮称）の制定に関する意見書案の協議も行い、委員会発委としての意見書案が承認されました。

意見書の内容としては、特別措置法の趣旨に反するようなあまりにも細部にわたっての要望書とすることは避けるべきで、特に国境離島に関連づけできないものは除外した要望とすべきであ

ること、また、意見書は、法律制定に向けて国境離島としての特質的な事情を訴える包括的な意見書とすべきである等の意見が出されました。

さらに、委員会としての要望活動を行う時期については、意見書議決後行うことに決定し、年明けの1月から2月ごろが望ましいとのことで意見が集約されました。

以上で、特別委員会の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

9月定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成23年度の各会計の決算については、審査報告書の提出がっております。

日程第7. 認定第1号

○議長（作元 義文君） 日程第7、認定第1号平成23年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、三山幸男君。

○議員（13番 三山 幸男君） おはようございます。お手元に配付しております資料の2ページ目から朗読をし報告といたします。

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成24年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に閉会中の継続審査として付託されました認定第1号、平成23年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定をいたしましたので、同規則第103条の規定により報告いたします。

以下、審査の概要について報告をいたします。

当委員会は、平成24年10月22日から24日までの3日間にわたり、対馬市議場において、市長、代表監査委員をはじめ各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

平成23年度一般会計決算額は、歳入が329億6,130万7,070円、歳出が322億4,428万7,049円、歳入歳出差引額7億1,702万21円となっております。これを前年度と比較すると、歳入が、2.6%、8億8,028万7,941円、歳出が、2.9%、9億7,500万6,925円、それぞれ減少しております。

審査の過程でさまざまな意見がありましたが、その主なものとして、決算状況をより詳細に記載した資料の作成をお願いしたい。各種事業の早期発注に努め、安易な繰り越しは避けること。

地域の活性化に努力している団体等に対し、行政支援を行うこと。市長が積極的に推進している事業については、その進捗状況の報告をお願いしたい。管理を委託した施設については、その事業内容の把握に努めること。効率的な組織機構の見直しを図ることなどの意見がありました。

市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分に考慮され、市民福祉向上のため、後年度の予算編成や今後の行政運営に生かしていただきたいことを強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 以上で報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩します。再開を11時5分から行います。

午前10時55分休憩

午前11時04分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

日程第16. 認定第10号

日程第17. 認定第11号

日程第18. 認定第12号

日程第19. 認定第13号

○議長（作元 義文君） 日程第8、認定第2号、平成23年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、認定第13号、平成23年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの12件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） 総務文教常任委員会の審査報告を行います。

平成24年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました認定第9号、平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成23年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、10月18日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第9号、平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額4,607万8,955円、歳出決算額4,192万7,584円であります。

歳入の主なものは、1款事業収入260万8,890円、2款国庫支出金2,098万9,610円、3款県支出金730万3,205円、4款繰入金は一般会計からの繰入金1,404万1,000円となっており、国・県の補助が歳入全体の61.4%を占めております。

歳出の主なものは、1款総務費では、主に職員の給料・報酬・職員手当等の人件費として2,776万2,028円、2款施設費は航路事業の運営に伴う経費として1,416万5,556円となっております。

この事業は、関係地域の生活航路であります。現在就航している船舶は老朽化しているため、今後の運航については、今年度中に九州運輸局並びに長崎県と事前協議を行い、平成25年度に協議会を立ち上げ、平成26年度に新船を建造できないか検討中とのことであります。

認定第10号、平成23年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額2,629万120円、歳出決算額2,560万5,028円であります。

歳入の主なものは、1款売電事業収益127万2,342円、3款繰入金で財政調整基金からの繰入金2,175万8,197円となっております。

歳出の主なものは、1款電気事業費は風車管理に関する費用として1,059万172円、

2款公債費は元利償還金として1,498万7,714円となっております。

本事業につきましては、平成24年3月定例会において、対馬市風力発電事業特別会計条例を廃止する条例及び対馬市風力発電事業財政調整基金条例を廃止する条例が可決され、平成24年3月31日をもって対馬市上県町の風力発電所が廃止されました。その後の経過につきましては、平成24年6月14日の議員全員協議会において風力発電所の処分について協議され、民間事業者に譲渡することに決定しましたので、今後は民間事業者において事業運営がなされることになります。

以上、本委員会に付託されました認定第9号及び認定第10号の2議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（6番 山本 輝昭君） 厚生常任委員会審査報告を行います。

平成24年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号、平成23年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号、平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件であります。

その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、10月25日に豊玉地域活性化センター3階、小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より多田福祉保健部長は病気療養で欠席でしたが、糸瀬福祉保健部理事、藤田市民生活部理事及び各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

認定第2号、平成23年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額4億1,192万8,972円に対し、歳出決算額は4億1,040万6,949円で、差引決算残額は152万2,023円であります。

歳入の主なものは、1款診療収入で2億5,197万342円、へき地医療対策費補助金として3款県支出金1,861万4,000円及び一般会計からの繰入金として4款繰入金で1億800万円であります。

歳出の主なものは、1款総務費2億9,718万313円では、医療関係職員9名、嘱託職員9名並びに嘱託医師5名に対する給与、報酬、謝礼金で1億9,976万3,870円、出張診療所医師派遣等委託料1,450万2,750円及び診療所（8カ所）運営費等補助金1,411万5,000円等であります。

2款医薬費1億1,322万6,636円は、医薬材料費1,245万8,574円、薬品代9,198万9,400円であります。

直営診療所11カ所の患者数は、前年度より4,458人増の3万3,516人で、医師が常勤します豊玉診療所の患者数は2万1,938人、仁田診療所は7,586人の患者数で、地域医療対策に多大な貢献をしているところであります。

認定第3号、平成23年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額57億2,095万4,011円に対し、歳出決算額は55億9,833万5,774円で、差引決算残額は1億2,261万8,237円であります。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税11億5,137万3,824円、3款国庫支出金18億5,346万3,010円、5款前期高齢者交付金8億5,793万1,201円、8款共同事業交付金8億3,182万564円及び10款繰入金4億8,135万3,910円であります。

保険税のうち、一般被保険者、退職被保険者を合わせた現年課税分の収納率は90.3%、滞納繰越分は収納率11.6%であります。厳しい経済・雇用状況ではありますが収納率向上に更なる努力を願います。

歳出の主なものは、2款保険給付費37億4,379万5,491円、3款後期高齢者支援金等6億3,525万3,859円、6款介護納付金3億3,956万8,941円及び7款共同事業拠出金7億6,100万2,328円であります。

国保世帯数は7,279世帯で、被保険者数は1万4,204人であります。

特定健診については、国が示しております平成24年度末の受診率65%に対し35.4%の受診率で、全国の他市町村と同様に目標の達成は困難な状況ではありますが、「健康つしま21計画」に基づき関係機関と連携し受診率向上に更なる努力を願います。

認定第4号、平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3億1,704万5,545円に対し、歳出決算額は3億1,420万6,880円で、差引決算残額は283万8,665円であります。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料1億7,167万円、一般会計より5款繰入金1億4,466万4,957円であります。

歳出の主なものは、1款総務費で広域連合事務費負担金等3,280万558円、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億8,082万8,622円であります。

保険料については、普通徴収率は93.66%、特別徴収率は100%であります。また、対馬市の被保険者数は、平成23年度末で5,549人です。

認定第5号、平成23年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額33億6,923万8,962円に対し、歳出決算額は32億8,968万7,055円で、差引決算残額は7,955万1,907円であります。

歳入の主なものは、1款保険料で4億2,757万795円、3款国庫支出金8億6,636万

4,955円、4款支払基金交付金9億2,663万9,762円、5款県支出金4億7,084万6,889円及び7款繰入金6億5,312万9,281円であります。

歳出については、介護保険事業に伴う職員9名の人件費、電算システム保守料及び介護認定調査委託料として、1款総務費に1億1,868万2,368円、2款保険給付費に30億6,325万4,512円、8款地域支援事業費に9,106万5,000円であります。

対馬市の65歳以上の高齢者は、平成23年度末で1万195人、そのうち、介護が必要と認定された方は2,411人で、前年度2,355人に比べ56人の増加であります。また、保険給付についても6,251万8,000円、2.08%の増となっております。なお、保険料の徴収率は97.94%であります。

認定第6号、平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額1億4,120万7,633円に対し、歳出決算額は1億1,515万1,929円で、差引決算残額は2,605万5,704円であります。

歳入の主なものは、1款繰入金で介護保険特別会計より介護保険給付費の上限3%以内に当たる9,106万5,000円が繰り入れされ、3款諸収入では、介護保険サービス事業収入等3,288万901円あります。

歳出の主なものは、1款地域支援事業費9,113万4,929円で、一般職員7名、嘱託職員3名に対する人件費並びに社会福祉協議会からの出向職員4名分の給与費等負担金、2款介護予防支援費2,401万7,000円は介護予防支援計画作成委託料等であります。

認定第7号、平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額2億8,790万893円に対し、歳出決算額は2億7,284万5,483円で、差引決算残額は1,505万5,410円あります。

歳入の主なものは、3款繰入金で6,213万9,400円、施設介護サービス費収入等として5款諸収入で1億9,207万1,937円あります。

歳出の主なものは、1款民生費は職員13名、嘱託職員20名に対する給与・報酬等及び施設運営費で2億2,253万8,669円、2款公債費5,030万6,814円あります。

一般会計からの繰入金の前年度1億3,481万550円に対し7,267万1,150円の減は、平成23年度より「特養浅茅の丘」が指定管理されたことにより、運営する施設が「特養日吉の里」のみとなったことによります。

施設の利用状況は、短期入所者の延べ利用者数は1,539人、入所待機者数の状況は年間平均23人前後とのことあります。

なお、これまでの老人施設建設事業等に係る公債費残高は平成23年度末で3億4,996万4,000円あります。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第7号までの6件の特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（19番 大部 初幸君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

平成24年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件、認定第8号、平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号、平成23年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号、平成23年度対馬市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告をいたします。

当委員会は、平成24年10月25日に、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、初村委員、大浦委員は欠席でありましたが、堀建設部長、松村建設次長、阿比留水道局長、長水道課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、認定第8号、平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額は1億6,043万4,919円で、1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入1節土地建物売払収入1億5,900万円は、平成22年2月12日に本特別会計で先行取得した旧NTT用地を新幼稚園建設用地とするために平成23年度一般会計のまちづくり事業費から買い戻しを行ったものです。2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金143万4,718円は、償還金利子を一般会計から繰り入れるもので、3款繰越金201円は、前年度からの繰越金であります。

歳出決算額は1億6,043万4,919円で、1款公債費1項公債費1目元金23節償還金利子及び割引料1億5,900万円は、まちづくり事業の新幼稚園建設事業用地として実施するために、元金の一括償還を行ったものです。2目利子143万4,919円は、償還金利子であります。

認定第11号、平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額8億5,177万4,969円、歳出決算額は、8億3,950万9,353円で、歳入歳出差引残額は1,226万5,616円であります。

認定第13号、平成23年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出は、水道事業収益2億8,677万7,098円、水道事業費用2億5,888万1,827円で、当年度純利益は、2,789万5,271円であります。

資本的収入及び支出については、資本的収入1億2,253万8,395円、資本的支出1億4,915万89円で、翌年度繰越額4,803万8,500円は、尾浦簡易水道基幹改良事業の繰り越しであります。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2,661万1,694円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額344万2,667円、過年度分損益勘定留保資金2,316万9,027円で補填をしております。

この両会計の水道使用料滞納額は、簡易水道事業特別会計で2,189万6,630円、水道事業会計で1,986万5,500円であります。

また、両会計の不納欠損額は、簡易水道事業特別会計で137万380円、水道事業会計で297万3,770円であります。収納対策として美津島・豊玉・峰に嘱託職員を1名ずつ配置し、また、給水停止の措置をとるなどして徴収率の向上に努力をしているところですが、使用者負担の公平を期するためにも、未収金の解消に向けた対策について、今後なお一層検討願います。

認定第12号、平成23年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額2,616万3,667円、歳出決算額2,036万5,426円で、歳入歳出差引残額は579万8,241円であります。対象件数89件のうち、加入件数は58件で、加入率は65.17%です。23年度の新規加入件数は1件であります。自宅改造費に経費がかかるため、家の新・改築にあわせて加入するという状況で、また、独居老人においては経済的にも難しい面があり、加入件数の増加については、時間がかかるという状況であります。本決算時における未償還残高は2億5,737万3,000円で、最終償還は平成46年3月であります。

以上、本委員会に付託されました認定第8号、認定第11号、認定第12号、認定第13号の4議案は慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 以上、3委員長の報告が終わりました。

質疑を行います。まず、総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。質疑も特にないようでしたので、認定12件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

12件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものであります。

お諮りします。認定第2号、平成23年度対馬診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成23年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成23年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成23年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号、平成23年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号、平成23年度対馬市水道事業会計決算の認定についての12件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。したがって、認定第2号から第13号までの12件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20. 請願第2号

○議長（作元 義文君） 日程第20、請願第2号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願を議題とします。

本件は、継続審査事件として総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） 総務文教常任委員会の審査報告を行います。

平成24年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第2号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願について、その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により報告します。

当委員会は10月18日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、慎重に審査をいたしました。

本請願については、平成24年第3回定例会で継続審査となっております。国から地方自治体への過剰な権限委譲や、国の出先機関を整理統合するといった、地方に犠牲を強いる拙速な地域主権改革は行わないよう関係機関へ意見書の提出をお願いしたいということが、本請願の趣旨であります。

過去の経緯については、第3回定例会で報告したとおりであります。昨年の3月11日の東日本大震災後の復旧・復興は、依然として進んでいないのが実態であります。

また、平成24年6月6日の全国市長会では、国の出先機関改革の検討に当たっては、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体と十分な協議を行い、その意見を反映させて慎重に対応することが必要不可欠であり、将来に禍根を残すことなく、拙速に進めることがないよう強く要請する旨の決議がなされております。

以上のとおり、本請願の趣旨は十分理解できるものであり、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 委員長の審査報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。請願第2号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

昼食休憩とします。再開を1時といたします。

午前11時47分休憩

午後1時05分再開

○議長（作元 義文君） それでは、午後の部を開会をいたします。

日程第21. 承認第6号

日程第22. 承認第7号

○議長（作元 義文君） 日程第21、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度対馬市一般会計補正予算（第3号））及び日程第22、承認第7号、専決処分の承認を

求めることについて（平成24年度対馬市一般会計補正予算（第4号））の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を、去る10月5日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

去る8月22日から24日にかけての豪雨及び台風16号による災害復旧のため、増額するものであります。予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億4,090万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を4ページ及び5ページの「第2表 地方債補正」によるとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明をいたします。10ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。10款地方交付税は、普通交付税を3,975万6,000円増額いたしております。12款分担金及び負担金は、農地農用施設災害復旧事業分担金20万円、14款国庫支出金は、道路及び河川災害復旧事業に係る国庫負担金1,472万円、15款県支出金は、農地農用施設及び林業施設に係る県補助金522万4,000円、21款市債は、4目農林水産業債380万円。

12ページをお願いいたします。9目災害復旧債790万円の増額であります。

14ページをお願いいたします。歳出につきましては、6款農林水産業費3項水産業費4目漁港建設費、阿連漁港B防波堤の復旧断面検討のため、測量調査設計監理等委託料400万円を追加、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は1,839万9,000円の増額であります。

厳原町瀬、内山地区等の農地農業用施設災害復旧工事、農道大谷線など6路線の災害復旧工事費609万2,000円、林道津屋線のほか10路線の災害復旧工事費1,033万3,000円

などが主なものであります。

2項公共土木施設災害復旧費は、2,778万1,000円増額いたしております。1目道路災害復旧費の市道五根緒線など工事費1,080万9,000円の追加、2目河川災害復旧費の金石川支川護岸の災害復旧工事費など1,662万7,000円の追加が主なものであります。

16ページをお願いいたします。3項文教施設災害復旧費は、小学校、中学校施設の修繕料190万円のほか、巖原総合公園野球場防球ネットや上対馬総合運動公園の照明施設復旧工事費715万3,000円の増額、4項その他の災害復旧費は、漂流漂着ごみ処理運搬委託料など1,168万7,000円の増額であります。

続きまして、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を、去る11月19日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

衆議院の解散による衆議院議員総選挙のため増額するものであります。

1ページをお願いいたします。平成24年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億9,200万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明をいたします。8ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。15款県支出金3項委託金で、衆議院議員選挙費委託金5,110万円を増額しております。

10ページをお願いいたします。歳出につきましては、2款総務費4項選挙費3目衆議院議員選挙費で、報酬等の選挙執行経費5,110万円を増額いたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、以上2件御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております2件は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論、採決を行います。承認第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、起立によって採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度対馬市一般会計補正予算（第3号））は、承認することに決定しました。

次に、承認第7号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、起立によって採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度対馬市一般会計補正予算（第4号））は、承認することに決定しました。

日程第23. 議案第92号

○議長（作元 義文君） 日程第23、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由の内容を御説明をいたします。

今回は、人事異動等に伴う人件費の調整、国庫補助金決定による道路改良事業費の調整、地方バス路線維持費補助金及び、仮称ではありますが、消防署豆畝分遣所建設関連事業費等の補正が主なものであります。

1ページをお願いいたします。平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億6,970万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加及び変更を8ページ及び9ページの「第2表 債務負担行為補正」によるとするものであります。

第3条地方債の補正は、地方債の変更を10ページ及び11ページの「第3表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を53億7,380万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明いたします。

まず、歳入であります。16ページをお願いいたします。10款地方交付税は、普通交付税を10億1,261万1,000円増額しております。

12款分担金及び負担金は、1項分担金で農林水産業費分担金を58万3,000円を追加し、2項負担金で保育所入所負担金41万円を減額しております。

13款使用料及び手数料は、1項使用料で土地使用料28万8,000円を追加いたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、1項民生費国庫負担金で自立支援費負担金6,724万2,000円、生活保護費負担金6,104万3,000円を増額し、18ページをお願いいたします。児童手当関係の法律改正に伴い、被用者児童手当負担金及び非被用者児童手当負担金を増額し、子ども手当負担金及び子どものための手当負担金を減額するなど1億8,897万5,000円を増額しております。

2項国庫補助金は4億3,141万6,000円を減額しております。

6目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金、4億3,140万8,000円の減額が主なものであります。

15款県支出金1項県負担金は、2目民生費県負担金で自立支援費負担金3,362万円を増額し、国庫負担金と同様に児童手当関係の変更を行っております。

20ページをお願いいたします。2項県補助金は、2,538万4,000円を減額しております。1目総務費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金166万9,000円を追加、2目民生費県補助金は、福祉医療費補助金288万8,000円の追加、児童環境づくり基盤整備事業補助金663万4,000円の減額が主なものであります。

4目農林水産業費県補助金は2,365万1,000円を減額しております。1節農業費補助金は、中山間地域等直接支払事業補助金466万1,000円を増額。2節林業費補助金は、自然災害防止事業補助金560万4,000円、森林整備加速化・林業再生事業補助金361万6,000円を増額。3節水産業費補助金は、漁場整備事業補助金2,607万1,000円、漁

業等近代化対策事業補助金1,000万円の減額が主なものであります。

20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、加算金2万3,000円を増額しております。

22ページをお願いいたします。5項雑入は、生活保護費返還金200万円など305万9,000円を増額しております。

21款市債は、1億6,130万円を減額しております。過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債830万円、最終処分場適正閉鎖事業債910万円などを追加。6目土木債の道路橋りょう事業債1億5,560万円、港湾債2,430万円、都市計画債2,170万円の減額が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。24ページをお願いいたします。

1款議会費は、職員給与等9万9,000円を減額しております。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、1,961万6,000円を増額しております。主なものは、一般職給1,775万2,000円の増額のほか、26ページをお願いいたします。13節委託料で、議会音声中継システム整備業務委託料391万7,000円を計上しております。

3目財政管理費は、過疎自立促進特別事業基金の積立金830万円の増額。5目財産管理費は、(仮称)「消防署豆殿分遣所」の建設に伴い、旧豆殿小学校校舎及び体育館解体のため、13節委託料に測量調査設計監理等委託料160万円、工事請負費に3,270万円を追加。また、庁舎駐車場整備事業として、厳原町今屋敷の国有地と上対馬町比田勝にある市有地の交換差額金として、17節公有財産購入費に280万円を追加しております。

7目企画費は、1億1,676万1,000円を追加しております。主なものは、15節工事請負費で風力発電施設解体工事費5,019万円の減額。

28ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金に、地方バス路線維持費補助金1億1,814万円を追加。23節償還金、利子及び割引料に風力発電施設建設時にNEDO——いわゆる、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構ですが、補助金を受けているため、事業の中止により補助金返還金として3,839万円を計上しております。

9目国際交流費は、財団法人対馬国際交流協会の一般財団法人化に伴い、基本財産出資金200万円の追加。11目諸費は、防犯灯LED化事業の予算の組み替えが主なものであります。2項徴税费は、職員給与等の減額のほか、2目賦課徴収費に、過誤納還付金及び還付加算金として、880万6,000円を追加しております。

30ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費は、職員給与等及び住民情報システム改修委託料など3,147万5,000円の減額であります。

32ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、職員給与等のほか19節負担金、補助及び交付金の対馬市社会福祉協議会補助金369万8,000円

の追加、20節扶助費の自立支援給付費1億3,448万4,000円の追加などが主なものであり、4目国民健康保険費は、職員給与等のほか、34ページをお願いをいたします。28節繰出金で、国民健康保険特別会計への繰出金3億9,692万9,000円を追加。5目老人福祉費は28節繰出金、介護保険特別会計繰出金など、4,088万4,000円の減額が主なものです。

2項児童福祉費1目児童福祉費総務費は、職員給与等115万5,000円の増額。

36ページをお願いをいたします。2目児童福祉施設費は、職員給与等を減額し、15節工事請負費で、2款総務費で申し上げました消防署豆駈分遣所建設に伴う旧豆駈へき地保育所解体工事560万円、19節負担金、補助及び交付金で保育運営費負担金等1,158万6,000円の追加などが主なものであります。

38ページをお願いをいたします。3目児童措置費は、子ども手当など2,782万5,000円を減額、4目母子福祉費は、乳幼児福祉医療費など578万5,000円追加いたしております。3項生活保護費は、2目扶助費で8,339万1,000円を増額しております。

40ページをお願いをいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費で職員給与等のほか、28節繰出金に診療所特別会計への繰出金642万4,000円の追加、2目予防費13節委託料、予防接種事業委託料440万1,000円の減額。4目環境衛生費、環境審議会委員報酬の追加など、42ページをお願いいたします。保健衛生費は1,150万1,000円を増額しております。

2項清掃費は、1,683万円の増額であります。職員給与等の追加のほか、2目塵芥処理費13節委託料、久田最終処分場適正閉鎖支援業務委託料367万8,000円の追加。3目し尿処理費11節需用費で、施設の燃料費など721万円の追加が主なものであります。

44ページをお願いをいたします。6款農林水産業費1項農業費は、職員給与等を追加するほか、3目農業振興費、46ページをお願いをいたします。19節負担金、補助及び交付金の中山間地域等直接支払推進事業補助金など738万円の追加が主なもので、2,066万1,000円の増額であります。

2項林業費は、職員給与等を追加するほか、2目林業振興費、48ページをお願いをいたします。15節工事請負費に、維持補修工事及び佐須奈、賀佐、鍵川地区の自然災害防止工事費1,200万9,000円を追加するなど、1,592万9,000円の増額であります。

3項水産業費は、職員給与等の増額のほか、2目水産業振興費15節工事請負費で藻場礁設置工事費など2,834万4,000円の減額。50ページをお願いをいたします。19節負担金、補助及び交付金の漁業近代化対策事業補助金など2,053万6,000円減額、漁港建設費、15節工事請負費で高浜漁港等整備工事費245万円の追加などが主なものであります。

7款商工費は、職員給与等のほか、52ページをお願いをいたします。2目商工振興費13節

委託料、巖原町の野良埋立地のボーリング調査委託料450万円、19節負担金、補助及び交付金、しま共通地域通貨発行事業負担金等302万5,000円の追加。3目観光費13節委託料、アンテナショップ開設検討業務委託料200万円の追加など、54ページをお願いをいたします。2,253万5,000円を追加しております。

8款土木費、1項土木管理費は、職員給与等15万8,000円の減額。2項道路橋りょう費は、56ページをお願いをいたします。3目道路新設改良費の13節委託料の3,384万2,000円は、市道尾浦浅藻線道路測量調査概略設計等5,000万円の増額及びその他事業費の組み替えであります。15節工事請負費は、久田日掛線道路改良工事など5億9,057万円の減額。19節負担金、補助及び交付金で国県道路整備工事負担金2,442万2,000円の減額が主なものであります。

3項河川費は、維持補修工事112万4,000円の追加。4項港湾費は、主なものとして、58ページをお願いをいたします。2目港湾建設費13節委託料、比田勝港国際ターミナル基本計画委託料562万円の追加のほか、19節負担金、補助及び交付金、港湾県工事負担金2,562万5,000円の減額などであります。

5項都市計画費は、職員給与等の減額のほか、2目街路事業費、都市計画街路県工事負担金2,180万円の減額が主なものであります。

60ページをお願いをいたします。6項住宅費23節償還金、利子及び割引料は、公営住宅使用料の算定誤りによる過誤納還付金4,358万1,000円を補正するなど4,507万円の増額であります。

9款消防費は、516万9,000円の増額であります。職員給与等を減額するほか、3目消防施設費13節委託料に、消防署豆畝分遣所建設に伴う測量調査・設計監理等委託料930万円の追加が主なものであります。

62ページをお願いをいたします。10款教育費1項教育総務費は職員給与等の減額のほか、3目教職員住宅管理費で修繕料937万1,000円を追加するなど1,009万6,000円を増額しております。

2項小学校費は、職員給与等の減額のほか、64ページをお願いをいたします。15節工事請負費で比田勝小学校改修工事2,520万円を追加。2目教育振興費は、8節報償費に、心の教室相談員謝礼212万5,000円の追加。18節備品購入費、学校図書購入費1,212万5,000円を追加するなど、4,486万5,000円の増額であります。

3項中学校費は、職員給与等の減額のほか、15節工事請負費、雞知中学校改修工事1,688万7,000円の追加。66ページをお願いをいたします。2目教育振興費、18節備品購入費に学校図書購入費等412万7,000円の追加など1,508万9,000円の増額であります。

4項幼稚園費は、職員給与等924万4,000円の減額。

5項社会教育費は、職員給与等を減額するほか、68ページをお願いをいたします。3目文化財保護費19節負担金、補助及び交付金に盗難等防止対策事業として、文化財保存整備事業補助金438万7,000円を追加しております。

6項保健体育費は、スポーツ活動振興補助金116万7,000円、体育施設の維持補修工事613万4,000円の追加が主なものであります。

12款公債費は、民間資金であります縁故債の繰上償還金3億円を増額しております。

70ページをお願いをいたします。13款諸支出金は、旅客定期航路事業特別会計繰出金340万5,000円の減額であります。

72ページから75ページにかけまして、補正予算給与費明細書を掲示しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 3点ほどお尋ねしたいと思います。事務的な件は部長でも結構ですが。

まず、39ページの、ちょっと私も確認をとりたいたんですが、生活保護費の扶助費の欄なんです、医療扶助のその額の、かなり高い8,000万円相当の金額が上がってるんですが、9月の予算の、その補正後のわずか3カ月そこらでこの増額について、9月から以降の不足分が生じたのか、この点をちょっと事務的なことで確認したいと思います。

それから、41ページ、保健衛生総務費の欄なんです、その報酬の欄に病院跡利用計画検討委員会、これはいつはら病院の計画を、再編をどう利用していくかということで委員会を立ち上げるということで理解をするところですが、この委員会の構成、どのような構成なのか。

それと、これを、計画を樹立させるのは何年度までにことを遂げようと思おうのか、その辺の説明をいただきたいと思います。

それと、もう一つ、最後ですが、これは市長にお聞きしたいんですが、53ページの商工振興費の委託料の欄ですね、野良の測量調査450万円、これは土地の活用のためにこのことをやる、これはいいんですが、私は何か大きな計画が近々あるための前準備ではなかろうかと思いますがその辺、以前は、当地の付近に今、長議員のいわゆる職員時代にその構想があったようですが、そのようなことがないのか、そういう動きのためにことをしている準備かなと思うんですが、直接市長の発言をお聞きしたいと思います。その3点についてお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 1点目の医療扶助の件でございますけども、生活保護の受給者、受給世帯、受給者等々が年々ふえてきているのは事実でございます、毎月の医療費の支払いということも現実に、4月から月別に捉えておりますけども、1,000万近い単位でふえている月もございます。

そういった中で、23年度から若干そう伸びはないだろうというもとの中で積算しとった関係で、今年になってどんどんどんどんふえてきると、また、最終的には8,000万程度不足をするんじゃないかというような推計のもとに、このような形で計上させていただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、この分については、歳入等につきましては、国費で相当数みていただくということで御理解いただきたいと思っております。

2点目の検討委員会の御質問でございました。

19名の方で構成をするということで考えております。地域の代表の方、議会の代表、それと公募委員、市の職員等々で19名の構成でございます。終年、結了はいつなのかというようなお話もございました。済みません。企業団の職員も含めまして19名ということで考えております。結了は、26年度の末ということで27年の3月を目途に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 3点目の補正予算53ページの委託料450万円の件について御質問でございました。

ここにつきましては、今回の補正（5号）の参考資料13ページのほうにも記しておりますように、場所については、ヘリポート用地から現在の対馬いづはら病院用地の間に埋め立てを、この10年ぐらいにわたってずっと埋め立てをしておりました場所の、この埋立地の強度等のデータを収集するためのボーリング調査をこの際必要とするというふうに思っております。

といいますのも、あと数千万円であの土地については埋め立てが終わる状況まで、もう既にすぐそこに見えております。そういう意味におきまして、当初、あの埋め立てを予定をしましたときは、企業誘致をするための用地を確保していくということで始めておりますけども、都市計画法に基づいての開発行為の満了を間もなく迎えることとなりますので、それらのデータをきちんと把握をしたいという思いで、ボーリング調査を今回予算に上げさせていただいたところであります。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 説明の中で、多田部長の回答の中で、27年度に検討委員会が答えを出して、いづはら病院の跡の活用方法について計画を樹立する。計画では、新病院が平成

26年の10月にオープンする。1年以上おくれて計画が樹立する。

また、それを、ことがするのは、2年も超えて対応になるうかと思うんですが、私は早く樹立するというふうなことが望まれるんじゃないかと思うんですが、その辺は、27年度というふうなことにわざわざ時間をかけるのは、どういうふうな理由があるんですか。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 検討委員会の設置というのが、27年の3月末ということで、26年度ですね、26年度ということで御理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。私の年度と年との言い伝えがちよっとまずかったんでしょうか。26年度の末ということで御理解いただけたらと思います。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） それはわかるんですが、絵を描かれるわけですから、2年越しの計画になりますわね、今から。25、26、今からやれば、極端に言やあ、そこまでかける必要がどうかと思うんですが、施設はあるんですから、あとはそういうふうな医療関係の話し合い云々というようなことが、市長も幾らか詰めておられますから。

そしてまた、新病院というふうなことでも、いろいろ巖原市内の中で、そういう意見もわかりますし、それこそ早く詰めた方が私はいいと思うんですが、余分なことですけども、そんな気がします。でも、今の方向であれば、それは結構です。そういうふうな意見を持っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） ほかに。11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 1点お尋ねいたします。

61ページの23節のこの市の住宅の家賃なんですけども、余分に取り過ぎたということで、これを返すということなんですけど、この金額が4,358万1,000円、非常に大きい金額なんですけど、市長のほうは、これについては冒頭の挨拶の中で「こういうことが二度と起きないように努力をする」ということでした。

努力するのは結構でございますけれども、これだけの大きい金額が発生したわけですから、やはり何らかの形をとらなければいけないと思います。何かの処分、処分はいろいろとございますが、何かの形で処分をしなければ、市民の方には納得がいかないのではなかろうかと思いますが、その処分を考えておられるのかおられないのかについて、お尋ねします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この4,300万に上る金額につきまして大変責任を感じております。過去14年の間に事務上の不作為というものがございました。これらについて処分という御質問でございますが、処分の方向で、今内部で詰めておるところでございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） ならばいいんですけど、ただ、今後二度とないように、ことだけを検討するんじゃなくて処分ということであれば、ぜひ処分をお願いしたいと思います。処分については、懲戒処分と訓戒処分がございますが、いずれにしても厳しい処分で臨んでいただきたいと思います。

以上。

○議長（作元 義文君） 16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 57ページ、57ページの工事請負費の減額についてお尋ねしたいと思います。

今の時期に減額ということであれば、執行残あたりかなと思ってますけど、金額が大きな金額ですので補足説明をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今回の道路改良事業の事業費の減額につきましては、比較的早い時期で、今、補助事業等を実施をしております路線につきまして、補助金カットの情報が入っております。最終的にこの補助金カットの理由といたしましては、さきの東日本の大震災の影響があって、国のほうからも、24年度事業においては大幅なカットがあるということで情報が入っていたわけですが、その後、若干の二次補正があるのかなあとということで、その状況を確認後、補正に向かうという考えでございました。

ただし、二次補正につきましては、県下でもほんの数億ということで、最終的に事業費がその分、期待はしていたんですけど、最終的にその辺の増額がなかったということで、今回の減額補正につきましては、補助金カットに伴う事業費の減ということで御理解を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） これは、私、ちょっといたし方ないところは、今になればそうでしょうけど、やはり該当地域の方は、当初予算で議決をしたわけで非常に期待があったろうと私思ってますよ。そういう意味からすると、ちょっと私自身も残念ですね。わかりました。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 29ページ、対馬国際交流協会基本財産出資金というところなんですけど、これ総務費ですよ。これに限らず、財団法人等、組織変更を行わなければ、25年の3月までに行わなければいけないところが幾らかあるとお聞きしていますが、これ以外のものについてはそういう補正予算が出てないんですけど、ほかの部分、必要となるようなそういう団体、幾つぐらいあって、どういうふうな方向になっているのか教えてください。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 現在、把握をいたしておりますのは、外郭団体の見直し等の事業所10事業所でありますけれども、株式会社等については別段問題ありませんし、国際交流協会については、法人の見直しということで今度200万円の出資です。100万円しか出資がありませんので、財団法人化の改正に伴っては最低300万円の出資金が必要だということで、200万円を増額をいたしております。

ほか巖原愛育会等については、今後どうするかという方針を今検討中でありまして、市の農業振興公社、上対馬振興公社等につきましても、一般法人化という方向で事務はしておりますけれども、出資金等についての協議はまだなされていないと思っております。25年の11月までだったと思います。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 済みません。私の記憶違いで25年の11月まででしたね。それまでに、一応3月までで、延長が11月ということだったんじゃないかな、違いますか。はい。締め切りがそういうふうな形、一応3月までで、11月までには最低手続を終わるようにということじゃなかったですか、いいんですが。そういうところが、今言葉に出てきた上対馬振興公社、それから国際ラインは株式会社だから関係ないんですね。はい。

この上対馬振興公社についてなんです、きのうですかね、ホームページに、きょう、市長が冒頭の挨拶のところを出た三宇田のホテル用地とセットでということとで前回、決算委員会的时候でしたか、観光物産推進本部のほうから話があったようなんですが、ホームページを見る限りそういう感じがちょっと見えなかったんですが、結局、それによって上対馬振興公社の今後が決まってくると思うんですが、その兼ね合い、前回の委員会的时候にはホテル用地と、それから、できれば温泉もセットでと、売りに出したいということであったようなんですが、その辺は変わってはいないのか、やはりセットで売り出していきたいというふうな方向性なのか、その辺を確認させてください。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 2番議員さんの御質問にお答えします。

一応12月1日から、行政報告でございましたように一般公募を行いまして、1月31日までなんですけれども、その中で、一応渚の湯の指定管理もセットで行いますと、特別に事情がある場合はまた御相談に応じますというような二段構えにはしておりますけれども、原則的には渚の湯の指定管理も一緒に公募をしている状況でございます。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） ちょっと私の受け取り違いだったのかもしれませんが、指定管理というよりは、あのときは売却というような感じであったかのような感じだったんですが。

どちらにしろ、市の所有になるのか、それこそ応募をしてきた提案の状況を見てということになると思うんですが、その辺は臨機応変にというか、やるような形でよろしいんですかね。売却と決めてるわけでもないし、指定管理とするわけでもない、もしくは、ホテル用地だけを活用させてほしいという場合でも、いい提案であれば受け入れると、この3段階があると思うんですが、その3段階全て総合していいものを選定していくという方向性でよろしいんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられたように、公募に応じていただける方たちの提案を見て、その中で、渚の湯を指定管理にするのか、無償譲渡にするのか、もしくは貸し付けにするのか、いろんなパターンがあろうかと思っております。

大切なことは、北部対馬の活性化ということを念頭に置いて公募をかけておりますので、そういうことを目指していただける計画、よりそちらに近いところのものが上がってくることを私どもは期待をしておりますので、柔軟に対応をしていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） 1点だけ、私は所管内のことについては質問しませんが、所管外の教育委員会のほうに、1点、お尋ねをしたいと思います。

予算書は、65ページになるかと思いますが、中学校費の工事請負費1,688万7,000円、これは、聞くところによりますと、今里中学校が雞知中学校に統廃合されるということで、新年度3クラスになることが予想されているという観点から、今空き教室がないということで新校舎のほうに増築といいますか、それに対する予算だろうと私は伺っておりますが、この本会議、14日にこれ採決されてこれが通りまして、もう12月ですが、果たして3月までの間に間に合うかどうか、そこあたりを確認をしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 議員さんがおっしゃるとおり、予定が3クラスになるんですけども、何とか3月までには間に合うような方法をとっていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） 聞くところによりますと、普通のレイアウトじゃなくて、今の新校舎に増築という形をとるようなことを私は伺っておりますが、この今里中学校が雞知中学校に統廃合されるということは、もう既に年度当初からある程度、私は決まっていたと思います。何でばたばた、この12月の補正で工期も押し詰まってる中で、この12月で組まなきゃいけないのか。私は、本当は9月の定例会のときに、私は、もっと早目に準備をしておくべきじゃないのかなと思っております。

簡単な補修で、これは改修という文言が使われておりますが、聞くところによると、先ほどか

ら言いますように、今の新校舎のところに公共のプレハブといいますか、あれを増築するという
ことを承っております。

私は、先ほども言いましたけど、本当は9月に予算を出してゆっくりした工期の中で私はやっ
てほしいなど、もう12月、もう14日が最終日ですが、14日に可決されて、ばたばたして、
多分契約等については年を越すんじゃないでしょうか。それから、1カ月か2カ月の間に果たし
てこれが終わるのかどうか、私は少し心配をしております。今、部長は間に合わせますというこ
とですので、私は新学期に期待をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。2時15分から開会します。

午後2時03分休憩

午後2時14分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 2番議員の脇本議員の関連で、1つ質問させていただきます。

三宇田地区のホテル建設なんですけど、先ほどの御説明ですと、この12月の1日に公募したと、
そして、1月の末をもって締め切って検討を重ねて決定をするというお話でございますよね。一
般的に考えると非常に短い期間だと思います。この12月は年の瀬でございますし、企業として
もいろいろと多忙をきわめる時期でございます。

そして、年が明けて1月になりますと、ほとんどの企業は10日ぐらいまではお休みなんです
よ。そうすると、約20日とかわずかに約1カ月ぐらいの中で、このような離島におけるホテルの
建設ということですから非常にリスクも絡みますんで、計画書としてはなかなか作成が難しいと
思います。1月31日付をもっての締め切りはですね。

それはその、するところが決まってるや別ですよ。公募をかけるわけですから、やはりいい案
を得るためには、ネットでも流すということですから、その情報が韓国なり、日本の隅々のそう
いう企業に行き渡ってからのものであれば、かなりいい案が出てくると思います。

提案ですけれども、1月31日はあまりにも短過ぎます。先ほど申しましたように決まってる
や別ですよ。決まっていなければやはり、せめて2月いっぱい、それが精いっぱいですよ、案を出
せるのは。現地に来てまた調査をして、市場調査をしてやるんですよ。案をつくるのは。それで
2月いっぱいまで、1月じゃなくて、1月31日を取りやめて2月いっぱいまで、そうすれば、
かなりいい案が集まると思いますので、その方向性はどうかでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、11番議員のほうから御提案がありました。確かに年の瀬を迎えればたばたする時期の公募でありますけれども、私どもとしましては、北部を中心として活動を展開しております「とんちゃん部隊」のみんなの頑張り、そういうものに応えるために早急にこの形を上げたところでございますけれども、その後ろをどこに設定するかということで、今おっしゃられたことに一理あるなというふうにも思います。

決して1月末じゃないと、でき上がりがいついつまででとかいう後ろを決めているわけでもございませんので、早くに形になるのがうれしゅうございますけれども、よりよいものを出していただくために期間を延長も含めて内部で、それは検討をちょっとさせていただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） できれば、いい案ができることは上の振興にもまたつながるわけですし、ぜひ延ばしていただきたいと思います。

以上。

○議長（作元 義文君） 済みません。4番からお願いします。

4番、小田昭人君。

○議員（4番 小田 昭人君） 27ページの委託料。議会音声継システム整備業務委託料。事業の目的を読んで、私なりに解釈をしてみますと、議会中は職員は議会に熱中しなさいと、そして何かあった場合は迅速に対応しなさいと、仕事はどうでもいいんだという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、4番議員がおっしゃられたような考えでは全くありません。これが意図するところは実は、かつて旧町の話になりますが、厳原において4階で議場がありまして、議会の模様というのが各職員の電話機のスピーカーから流れてた状況でした。議会の皆様方のお考えというものを職員が、みんなが感じるということが、すごく仕事に対して次の方向性が早いんじゃないかという思いを私ども持っております。

私どももここで聞き、職員に伝えてはおるんですけども、それよりも皆様の生の声というものが仕事をしながら耳に入ってくると、そして、自分の特に部署のことに关しましてはきちんとその情報というものを、皆様のお考えというものを聞くということを、この今回の方向性では求めておるところでございます。決して、手元の仕事をないがしろにということではありません。

○議長（作元 義文君） 4番、小田昭人君。

○議員（4番 小田 昭人君） 仕事をしながら耳を傾けるということは、私は議会に対するちょっと安易な考えだと思っております。旧厳原町時代にはやったことも知っておりますし、あまり

にもパフォーマンスだったということでございます。

それから、一般住民が周知した場合、会議室等で対応するかどうか、検討されてあるかどうかお伺いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このシステムは、当然庁舎内をつなぐということになるかと思いますが、その庁舎に一般の市民の方がお見えになったときに、そのようなスペースを設けるかという趣旨の御質問のようにございますが、現時点においては、あえてそのスペースをつくり出すという考えはしておりませんが、役所に来ていただければ、事務室内はその音というのは聞こえるんじゃないかと思っています。

○議長（作元 義文君） いいですか。はい。次、13番、三山幸男君。

○議員（13番 三山 幸男君） まず、3点お尋ねしたいと思います。

ただいま4番議員の質問で、補正予算案は委員会付託になって、私は総務委員会ですので当然、総務委員会でこれは出ると思いますが、市長が答弁いたしましたので関連で質問したいと思うんですが、現在、定例会あるいは臨時会があるごとに対馬市のお知らせで、きょうなら、きょう12月4日に12月第4回定例会を行いますという放送をして、市民の皆さん方は全て定例会があるということは御存じです。

ただ、議場に傍聴に来ていただける人は限られた人だと思うんですね。そのたびに、例えば職員に音声だけで中継を流す。それは、もちろんそれでそれなりの効果があると思いますが、議会中継あたりを今年度からすぐどうこうじゃなくて、例えば次年度、あるいは将来的に生中継をするようなお考えというのは、市長にはないかどうか、まず、それが1点。

それと、歳入でちょっと私、勉強不足でわかりませんが、22ページ雑入の中に生活保護費返還金追加ということで200万円、収入で上がっております。これはどういうことで返還をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、3点目が、これは所管外ですので、52ページ、アンテナショップの開設検討業務委託料で200万円載っております。これについて具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、三山議員がおっしゃられた1点目の議会の、ある意味ライブで中継は、考えは、もしくはそういう年度の設定はどうかでしているのかということですが、今回の補正は全くそういう方向性ではございません。今おっしゃられたことにつきましては、市民の間では確かにそのような御意見、よく入ってきます。で、議会のほうで十分にそこについては方向性を出していただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） お答えいたしたいと思います。

生活保護法の中で、認定をする段階で収入が確定できなかったものとか、後でわかったものとか、また、保護の受給者の方で就労がされて何がしかの収入があったと、そういったことが、例えば年金の請求ができなかったとかというような事案があるわけです。そういったのが確定次第、お返しをしていただくと、既定の保護費のほうから、そこらあたりの収入の分については返還をいただくというふうな趣旨のもので、今回かなりの額の返還に係るものがあったような事案でございます。基本的には、お返ししていただくものをここに入れると、雑入で入れるということでございます。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 三山議員さんの御質問にお答えいたします。

参考資料の15ページになろうかと思えますけれども、平成20年の12月2日に福岡事務所を開設しまして、ことしがいよいよ5年目の展開となるわけですが、今回の目的というのは、この福岡事務所の目的というのは、北部九州地域において対馬を知っていただくと、そして、対馬の情報発信、対馬の情報収集拠点として、これによって対馬の経済浮揚を、いわゆる外貨を稼ぐお世話役としての目的で開設しております。

北部九州、とりわけ福岡市におきましては、対馬市が最終的に目指しております目的は、対馬に来ていただく、対馬に金を落とさせていただく、対馬の物を食べていただくということで観光客を増加させることが一番の目的でございます。

物産の販売促進もございますけれども、これらの成果、なかなか把握しがたいところもございませぬけれども、目的としては、申しましたように対馬に行ってみようという、対馬に里帰りをしてみようということの行動を喚起することにあるかと思えます。

福岡での展開なんですけれども、今、B-1グランプリにおける「とんちゃん部隊」の活躍、それから真珠養殖組合の青年部の受賞、それから全農シイタケの品評会など、対馬産品が受賞のラッシュで、まさに対馬の認知度向上のためには今が絶好の機会かと捉えておりまして、折しも対馬出身の御厚意のお声がかかりまして、対馬の古民家を福岡に移すので、対馬の活性化のために利用してみようというようなこともございます。

この提案を受けたんですけれども、まず、大型店舗あたりに供給できるような材料もございませんし、対馬を売る、招くなどの発信する場所に適しているかどうかという市場調査あたりをやったりその古民家で行いたいということで、今回の予算に上げておりますけれども、今、全体的な計画としては、福岡事務所の機能とアンテナショップの機能、いわゆる物販でございますけれども、それから飲食あたりができないかという、そういう内部のデザインとか配置計画あたりを事前に調べてみようというようなことで今回計上させていただいております。よろしく願い申し上げます。

ます。

○議長（作元 義文君） 13番、三山幸男君。

○議員（13番 三山 幸男君） そしたら、観光推進本部長に、ちょっと3点目のほうから再質問させていただきますが、ここに古民家という文字があるわけですが、例えば対馬からの古い家を持っていくようなことも考えた調査内容ということになるわけですか。まず、ちょっと答弁は2回目の質問が終わってからお願いします。

まず、1点目、市長にお尋ねしました将来的に議会中継などお考えはないかということで、例えば、今よく市民の皆さん方から私も声をかけられるのは、議会が終わってから、10日なり半月なりたたと、議会の放送が現時点では行われていないんですね、それよりは、みんな関心のある人は、議会の当日に中継などできれば、やはり職員が議会の音声だけ聞く、そういうことと一緒に、やはり市民みんな議会とか市政には関心があるわけですので、そういうことを将来的には議会と相談してというお話もありましたが、できることなら現在の技術で、技術的には不可能ではないんだろうと思いますので、将来的にはぜひそういうことも含めて検討をお願いしたいなあと思います。

2点目につきましては、私は不正受給かなんか発生して返還を求めたのかと思いましたが、手続上の問題で生活保護を受ける人にそれなりの収入があったということですので、それはそれでそのとおりすべきだと思います。

ただ、生活保護費、あるいは生活保護家庭が年々増加をしている中で、やはり審査についても、なお一層厳格に努めていただきませんか、やはり一般市民あるいは生活保護受給者よりは、年金生活で苦しい生活を送っている方がかなりいますので、そういう人のことも考慮していただかなくても、生活保護に関しては、ある程度厳正な審査なり何かをして認可をお願いします。

じゃあ、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1点目の議会中継の部分でございますが、同時に流すということまでは、私は全く確認はしておりませんが、即日、それを放送するという事は可能なんではないかなあとは思っております。技術的な部分ですね。そこについては、皆様方が一つの方向を出していただければ、市民の皆様の思いというのは十分に御存じでしょうから、市民の思いに近づけていただければ、大変助かるなあというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 先ほど生活保護法、いわゆる返還の義務ですね。確かに法上は63条と78条ということで返還を求めるものがございます。

議員言われる不正受給、その件についても、法の中ではちゃんと定めがございます。そこらあ

たりは返還を求めて、また不正受給があれば、その分についてはお返ししていただくというような事案の、不正な申請で保護を受給したとかというようなケースについては、それはもう調査の上、その費用の全部とか一部については、当然その者から徴収をするというふうな趣旨でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 3点目の古民家とアンテナショップの関係なんですけども、古民家を移すのかということなんですけど、この4年間で福岡事務所は、大分のPR活動を行ってきております。メルマガにおいても約1,000件の登録者とか、対馬市の産品を使うサポートショップも20店にふえておりまして、そのほかラジオとかフリーペーパー、いろんな展開を行ってききましたけども、そういう中で、対馬に現存します築100年を超えます古民家を博多駅の前に移築するプロジェクトが進行してるということで、対馬市では、移築された場合、対馬の古民家を活用させてもらったかどうかということで、これを福岡市における情報発信や情報収集の拠点、それから、対馬市のアンテナショップとして計画をしてみようということで、古民家が持ちますいわゆる古民家の力をかりて最大限にこの力を生かしまして、対馬の伝統と歴史と文化が感じられるようなものがないかなということで、今鋭意研究を行っておりますけども、具体的にやっぱり市場調査とかいうことになると、そこら辺の繁華街、ビル街ですから、ちょっとやっぱり調べる必要があるんじゃないかなろうかということでございます。よろしく願い申し上げます。

○議員（13番 三山 幸男君） もう1回済みません。

○議長（作元 義文君） 13番、三山幸男君。

○議員（13番 三山 幸男君） ちょっと、観光物産推進本部長に再度お願いを、確かに今お考えになってることは素晴らしいことで、対馬をPRするには最大限の努力を発揮して、対馬を福岡あたりで情報発信をされて、対馬においでいただくということは非常に結構ですけども、今お答えいただいたことでは、何というんでしょうか、かなりの経費、あるいはかなりの負担が生じるんじゃないかなと思ってます。その辺は、より慎重に、これをして本当に対馬のためになったというようなことではありませんと、中途半端なことで、やってみたが思うようにはいかなかったということがないような調査研究をされて、しっかりとした対策で臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 9番、齋藤久光君。

○議員（9番 齋藤 久光君） 私は、農業振興について、1点だけ、所管外でございますので質問したいと思います。

47ページに中山間地域等直接支払推進事業補助金として追加621万6,000円と計上されております。このことについて質問したいと思いますが、これも、国の制度では離島、五島、壱岐、対馬、その中山間、平野部も中山間として指定されていると認識しておるわけですが、対馬の状況についてちょっとお尋ねします。

この中山間補助金について、当初でどのくらい、追加で620万、全体で大体どのぐらいの今年度の補助金が出てくるようになっているのかということと、その申請されている農家の面積とか、その全体面積、戸数がどのぐらいの方々が申請をなされているのかということをお尋ねしてみたいと思います。

まず、そこからお願いします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） まず、中山間の支払交付金につきましては、齋藤議員さんおっしゃられるとおり、対馬地区のほうは、対馬地区の離島地区でもできるようになったということでございます。このおかげで、これまで12地域であった交付地域が、今回4地区ふえまして16地域になったといったことでございます。

金額につきましては、もともと——ちょっと時間もらっていいですか。申しわけございません。これまで約1,619万ほどが、今回の補正によりまして2,240万ほどの交付金になったといったことでございます。

○議長（作元 義文君） 9番、齋藤久光君。

○議員（9番 齋藤 久光君） 今年度は少し増額されたということですが、こういう制度については申請されなければ、その該当に値しないというような話も聞いておりますけれども、その制度条件等々について、どのような農家への指導とか説明をなされているのか、なかなか、聞いてみても対馬地区の農家の皆さんは全くわからないというようなことでございます。

そういうことで、これに関連をして戸別所得補償についてもしかりでございますが、新聞等でも皆さんは見られてわかるように、同じ県内の中で五島、壱岐——五島では、昨年ですか5億数千万、壱岐では約6億の交付金が補助金として流れております。ちなみに、対馬市として、昨年、そういう関連の補助金がどのくらい支払われたのか、その数字がわかればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） まず初めに、この中山間交付金の対象地域になる要素といえますか条件でございますけれども、農振農用地で1ヘクタール以上のまとまりのある農地といったことが、第1点目でございます。

そしてまた、第2点目につきまして、集落協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活

動等が条件といったこととございます。

それとまた、急傾斜地につきましては、水田が20分の1以上が急傾斜地、緩傾斜地といたしまして100分の1以上から、先ほどの20分の1以上のところといったこととございます。畑または採草地につきましては、急傾斜地の対応が傾斜15度以上として、緩傾斜は8度以上ということになっております。

ただし、先ほど齋藤議員さんからもありましたように、離島地域につきましては平成23年度から平地も対象となっております。平地の場合は、水田、畑についても緩傾斜ということでの対応だといったこととございます。

それと2点目の戸別交付金につきましても、私、ちょっときょうは資料持ってきておりませんが、うかつなことは言えないと思いますけども、たしか当初予算のとき調べた結果では7,000万程度でなかったかなというふうに思っております。もう一度確認してからお答えしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（作元 義文君） 9番、齋藤久光君。

○議員（9番 齋藤 久光君） 大体の流れは、今の部長の説明でわかりました。

同じ離島を抱えて、今、せつかく国がいい制度をつくっていただいて、日本全国で、今まで大変低迷をしておった農業者、平均で170万ですかね、そのような収益が農業収益として貢献されたというような、新聞等でも確認をしておりますけれども。

この3島の比較をしてみても、非常に対馬市が、その制度に対して恩恵が低いというような結果になっておりますので、いま一つ指導とか説明っていうものを農家に、農協と連携をしていただきながら徹底することによって、もっともっと農業所得に貢献できる制度ではないかなというような気がしておりますので、ぜひそこらについての指導徹底をお願いしてもらいたいものだと思っております。

そういうことで、もう終わります。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） 福祉部長と観光物産本部長に行政のあり方についてお尋ねいたします。

先ほどから生活保護のことがいろいろ言われてますが、私、この二、三日前にね、御主人が身体障害者、奥さんが精神障害者、それで近所の迷惑になるから、今現在、生活保護もらってるけど、よそに移りたいと相談を受けたら、どうぞ移してくださいということで新しい一軒家を探して、そして、探しましたということをお伝えに行ったら、いや、生活保護法の関係で、それはできないということで困ってる、困窮してるという話を聞きました。それが一点。それが本当かどうか知りませんよ。もし、それが本当だったら、行政のあり方に一つ問題があるんじゃないか

と。

それと、観光物産推進本部長、あなたたちが、ここへさっきから問題になってるアンテナショップ、これに200万ということで、その中で対馬の古民家を巖原につくるための調査委託料なのか。

それと、これはB-1かB-2か知らんけど、とんちゃん部隊が準優勝したと。これは本当に対馬の名前を売ったという意味では、対馬のとんちゃんという、対馬の名前を売ったことは私は敬意を表します。でも、私たちは真剣に、これを喜んでばかりはおらずに考えなきゃならないのは、その豚はどこ産なのか。そして、たれは誰でもつくれる品物なのか。だったら、これをこれから先、行政がどのように進めていくかは、よく考えないと、大きな問題になってくると思います。集落がものすごく貧弱になってきてます。今あなたたちが行政職を忘れて、総合商社みたいな考え方に立っておられると私は思います。

しかし、まともな行政運営ができない職員が、何も知らない商社的な考え方は、もう少し勉強してからすべきじゃなかろうかと思ってます。というのは、とんちゃん部隊が準優勝した、はい、アンテナショップの調査をして対馬の古民家を対馬に考えようじゃないかと。そこら辺の小商人も、こんな簡単な計画は立てませんよ。

その2点を両名にお聞きしたいです。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 冒頭申されましたような事案のあったということは、近々あったということは、お聞きをいたしております。実は、担当部署のほうで、その方に誠意を持って、お話を現在進めているところでございます。

制度のやっていく中で、例えば誤った説明を仮にやったケースについては、ちゃんと職員は、そこらあたりは謝意を示して、自分の身を律する、私ども含めて、当然上司である私たちのほうも責任はございます。そうした中で一つ一つ自分の業務というのは大事に考えて、そういった方との接する中でも、そういう方の側に立った説明を持っていくような形で取り組んでいかんばいけないのかなと考えております。失礼がないように、今後はやっていく所存でございまして、身を本当に律してやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 阿比留議員さんの御質問にお答えします。

私の言葉がちょっと足りなかったのか。私は時宜的なもので、とんちゃん部隊の活躍とか、真珠養殖の青年部の天皇賞とか、あるいは全農のシイタケが対馬の名前を非常に上げてくれたので、今ちょうど4年間の対馬のコマーシャルも福岡でやってきておりますし、そういう非常に時宜を得た展開の時期じゃなかろうかと申しましたことでありまして、決してとんちゃんを即座にとい

うことじゃございませんので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） 生活保護の件、そういう事実があったことは事実ですね。そして、その一軒家を借りるようになったことも事実ですよ。ただし、お金がないから、そこに行けないと。この点はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 当事者とケースワーカーとがやりとりする中で、誤った説明をしたというふうなことで、その件につきましては謝意を、申しわけなかったということで、課長以下で本人さんのほうにお伝えをしておりますけれども、まだ、そこあたりで結論は出てないところはございます。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） 夫婦そろって弱者なんです。生活保護のケースワーカーが間違った説明して、引っ越すようになってから、あれは間違っていました、お金は上げませんでは、あなたたち、行政マンとしては最低だと僕は思う。その点を気をつけてくださいよと。

これは、なぜ僕はこんなことを言いよるかというたらね、あなたを責めているかっていうのは、あなたのはまだね、保護法というのは難しいところがあるから、それはまだいい。しかし、観光物産が、今から——あなたのは、それでいいよ。なるべく、弱者、2人ともなんだから、言うた以上は何らかの対応をしてもらわんと、働いて生活能力がある人たち、できない人たちなんだから、弱者なんだから、それを考えてください。

それで、観光物産の本部長に、私、質問です。私の答弁に、あなたのはなっていないの。この調査費は民家を移設するためにどのくらいかかるか、どのくらいあれがあるかの調査費なのか、これが1点。もう一つは、この計画はいつから立てたのかということ、この2点目。この2つに答えてください。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 申しわけございません、勘違い、いろいろ。

民家につきましては、対馬の古民家を対馬の活性化のために移築するので、対馬のために活用するなら協力は惜しまないという対馬御出身者のお言葉がございまして、それで、じゃあ時宜も時宜だからということで、一月半、もう2カ月ぐらいになりますけれども、そのあたりからプロジェクトをつくりまして、内部で協議を進めておりました。

それで今回、古民家は市が移すんじゃなくて、対馬出身の篤志家がそういうことで移築すると。で、対馬市は何をするかと申しますと、移築するところの付近の客層であるとか需要調査、市場調査を行って、それで可能性があるならということで進めておりますけれども、今話を内部で詰め

る中では、福岡事務所の機能と物販と飲食というようなことで展開をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） この問題は、僕はあさっての一般質問でしますが。もう少しね、強力なプロジェクトとか、一、二カ月でつくれるって、そんなもんと違うと思う。私、王選手のファンだ、ソムリエで、いいことや、これは立派なことですよ。私が雇いたい。でも、商社、いろんなところがソムリエを雇うたり、これは大事なことと思います。

しかし、対馬市が今やってる福岡事務所というのが、年間どれだけの経費を使っているのか、そしてその効果がどういうところに出てきているのか、目標なり、実績なりを、私は決算のときにはっきりさせなさいと決算のときに言うて、まだそれがいまだに出てきてない。淵上議員さんもその話はよく知ってあると思う。決算のときに、来年度でいいから、予定と、これの相乗効果を、成果を出してくださいと。

だから、私は、何ができない、これができないじゃない。ただ、地方自治法に基づいた地方公共団体の役割ができない市にソムリエは必要ないし、民家を福岡のど真ん中に建てるような、そういう調査費も必要ないんじゃないか。これはできん、あれはできんじゃない。もう少し、地に足をつけて計画を立ててほしい。そうじゃなかったら全部の集落が、対馬は集落からなくなっていつとる。財部市長が地域マネージャーなんかつくって5年間になるけど、集落がどんな辺から出てきている。もう少し、足元を見て、対馬の集落がなくなったら対馬は終わりよ。

終わります。

○議長（作元 義文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第92号は配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第92号は配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。開会を3時10分から。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第24. 議案第93号

日程第25. 議案第94号

日程第26. 議案第95号

日程第27. 議案第96号

日程第28. 議案第97号

日程第29. 議案第98号

○議長（作元 義文君） 日程第24、議案第93号、平成24年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）から、日程第29、議案第98号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました議案第93号から議案第98号までの議案について御説明申し上げます。

まず、議案第93号、平成24年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、旧賀谷診療所の解体工事費、豊玉診療所の備品及び医薬材料購入費の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,112万9,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を642万4,000円増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。1款総務費1項施設管理費は、職員の人件費、旧賀谷診療所解体工事費及び豊玉診療所の診察カードの作成、受付システム機器購入等359万2,000円を増額しております。

2款1項医業費は、豊玉診療所の検査試薬等の医薬材料購入費に283万2,000円を増額しております。

12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第94号、平成24年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、国民健康保険税率等の伸びの抑制と安定した運営に資するため、歳入では一般会計及び財政調整基金からの繰り入れを行い、国民健康保険税を減額しております。歳出では介護納付金の減額、国庫支出金返還金を増額しております。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出の予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,575万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3,188万9,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

10ページをお願いします。歳入でございますが、1款1項国民健康保険税は所得割、資産割の税率及び均等割、平等割の決定等により、一般被保険者国民健康保険税を3億1,712万3,000円、退職被保険者等国民健康保険税を910万円、それぞれ減額しております。

12ページをお願いします。3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護納付負担金等3,424万3,000円を減額、2項国庫補助金は、財政調整交付金を2,573万3,000円増額しております。

4款1項療養給付費交付金は、退職者医療交付金の決定により4,701万5,000円増額しております。

5款1項前期高齢者交付金は、同交付金の決定により1,086万4,000円を増額しております。

6款県支出金2項県補助金は、普通調整交付金の決定により1億5,373万円減額しております。

14ページをお願いします。10款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を3億9,692万9,000円増額しております。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を6,005万9,000円増額しております。

11款1項繰越金は、その他の繰越金を5,784万9,000円増額しております。

12款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は150万円の増額でございます。

歳出でございますが、16ページをお願いします。1款総務費2項徴税費は、嘱託職員報酬等を50万6,000円増額しております。

2款保険給付費1項療養諸費は、財源内訳を変更しております。

18ページをお願いします。3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金でございますが、36万7,000円を増額しております。

4款1項前期高齢者納付金等は9万2,000円を減額しております。

6款1項介護納付金は、額の決定により1,138万6,000円減額しております。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度の国庫支出金の返納金を9,612万9,000円増額しております。

20ページ及び21ページに補正予算給与明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第95号、平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の減額、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,378万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を32万5,000円増額し、普通徴収保険料を196万6,000円減額しております。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金を214万1,000円減額しております。

6款1項繰越金は、前年度繰越金を283万8,000円増額しております。

7款諸収入5項雑入は、前年度還付未済金を35万4,000円増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費は、職員手当等で94万4,000円を減額しております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金を35万4,000円を増額しております。

12ページ及び13ページに補正予算給与明細書を添付しております。

続きまして、議案第96号、平成24年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の減額、基金積立金の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、

歳入歳出それぞれ、5,791万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、35億648万1,000円とする、ものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費負担金を721万4,000円、2項国庫補助金は、調整交付金等を41万2,000円、それぞれ増額しております。

4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金を33万2,000円減額し、地域支援事業支援交付金を241万4,000円増額しております。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金を363万8,000円。

10ページをお願いします。

2項県補助金は、地域支援事業補助金を10万5,000円、それぞれ増額しております。

7款繰入金1項他会計繰入金は、職員給与費等一般会計からの繰入金を3,508万6,000円減額しています。

8款1項繰越金は、前年度繰越金を7,955万円増額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費は、職員の人件費等545万3,000円を減額しております。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、財源内訳の変更をしております。

6項特定入所者介護サービス等費は、同サービス給付費を200万円増額しております。

4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を5,865万円増額しております。

14ページをお願いします。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、介護給付費国庫負担金返還金等211万6,000円を増額しております。

16ページ及び17ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第97号、平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費及び介護予防支援委託料の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,556万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。1款繰入金1項他会計繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金を60万2,000円、2款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金を61万7,000円、3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を287万1,000円、それぞれ増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、職員給与及び職員手当等で114万6,000円、2項介護予防事業費で介護予防事業委託料等198万4,000円をそれぞれ増額しております。

12ページをお願いします。3項包括的支援事業・任意事業費は、報償費を8万9,000円増額しております。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料を87万1,000円増額しております。

14ページ及び15ページに補正予算給与費明細書を添付しております。

続きまして、議案第98号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の減額、光熱水費等の需用費の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成24年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,423万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を365万7,000円減額しております。

4款1項繰越金は、前年度繰越金を679万円増額しております。

5款諸収入1項介護給付費収入は、施設介護サービス費収入等598万7,000円減額、2項自己負担金収入は、短期入所生活介護収入等152万6,000円増額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。1款民生費1項社会福祉費は132万8,000円減額しております。嘱託職員報酬及び職員手当等の減額、特養日吉の里の重油、電気料等の不足見込みによる需用費の増額等でございます。

14ページ及び15ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上、議案第93号から98号まで説明をさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

6件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第93号、平成24年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第94号、平成24年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第95号、平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第96号、平成24年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第97号、平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第98号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第99号

日程第31. 議案第100号

日程第32. 議案第101号

○議長（作元 義文君） 日程第30、議案第99号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第32、議案第101号、平成24年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、梅野泉君。

○豊玉地域活性化センター部長（梅野 泉君） 一括して議題となりました議案第99号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由とその内容に

ついて御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人件費と渡海船の燃料費及び施設整備工事費の補正でございます。

1ページをお願いいたします。平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,587万6,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を340万5,000円減額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員の給料、手当、共済費の人件費455万8,000円を減額、2款1項施設費1目施設管理費は、渡海船の燃料費62万2,000円及び仁位浜燃料タンク防油堤設置工事費を53万1,000円増額するものであります。

12、13ページに給与費明細書を添付しておりますので、参照方をお願いいたします。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第100号、議案第101号の2件は水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第100号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,764万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

補正の内容について、歳入から御説明いたします。6ページ及び7ページをお願いいたします。6款繰入金2項簡易水道繰入金1目簡易水道基金繰入金400万円の減額は、水道管理費の歳出

減額に伴い繰入金の減額で調整するものであります。

続きまして歳出でございますが、1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費857万3,000円の減額補正は、職員の人員配置に伴うものが主なものであります。2目施設管理費457万3,000円の増額は、修繕料追加が主なものであります。

8ページ及び9ページに補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、議案第101号、平成24年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。1ページをお願いいたします。

第1条、平成24年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成24年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款水道事業費用第1項営業費用を454万2,000円増額し2億4,337万2,000円とし、第1款水道事業費用を2億6,726万5,000円とするものであります。

第3条、予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,019万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,054万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,622万8,000円、当年度分損益勘定留保資金3,341万9,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的収入第3項負担金を70万円増額し4,015万7,000円とし、第1款資本的収入を1億1,805万7,000円とするものであります。

次に、第1款資本的支出第1項建設改良費を3,200万円増額し2億5,400万円とし、第1款資本的支出を2億7,825万1,000円とするものであります。

第4条、予算第8条中、職員給与費7,407万5,000円を7,555万8,000円に改めるものでございます。

補正の内容について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費393万8,000円の増額補正は、台風及び雷による監視システム被害による修繕料の増加が主なものであります。2目総係費60万4,000円の増額補正は、人事異動に伴う職員手当の増額が主なものでございます。

続きまして、資本的収入でございますが、8ページをお願いいたします。1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金1節一般会計負担金70万円の増額補正は、久和地区改良工事における

消火栓増工によるものであります。

次に資本的支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費2目施設管理費3,020万円の増額補正は、砥石浄水場前処理装置設置に伴う詳細設計の結果、当初予定より、さらに汚れを取る必要があると判断されたため、装置の浄化レベルアップのための増額によるものであります。3目簡易水道整備工事費180万円の増額補正は、21節工事請負費の久和地区消火栓増工によるものと、25節補償金の立木補償の増額、26節用地費の増額、いずれも現地測量精査による増額であります。

以上で議案第100号、議案第101号の特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから3件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっております3件は委員会への付託を省略することにししたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第99号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第100号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第101号、平成24年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第33. 議案第102号

日程第34. 議案第103号

日程第35. 議案第104号

日程第36. 議案第105号

○議長（作元 義文君） 日程第33、議案第102号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から、日程第36、議案第105号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいま議題となりました議案第102号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

議案集の5ページをお開き願いたいと思います。

平成23年8月26日に、いわゆる地域主権改革一括法が可決されたことに伴い、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成24年4月1日より施行され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者については、環境省令で定める基準を参酌して、当該市町村条例で定める資格を有するものでなければならないということになりました。この決定を受け、所要の改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括して議題となりました4議案のうち、議案第103号、対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

議案集の5ページをお願いいたします。本議案は、平成23年1月5日の社団法人対馬林業公社と社団法人長崎県林業公社との合併により社団法人長崎県林業公社として移行しておりました

が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び…。

○議長（作元 義文君） 尚喜君、ちょっと待って。7ページじゃない。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 済いません、7ページです。

○議長（作元 義文君） 103号は7ページです。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 申しわけございません。7ページをお願いいたします。申しわけございませんでした。

途中から。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の認定を受け、平成24年6月1日に社団法人長崎県林業公社が公益社団法人長崎県林業公社へと名称変更したことを受け、長崎県林業開発促進資金貸付条例の改正が平成24年10月23日に公布されたため、長崎県に準じ改正するものでございます。

続きまして、議案第104号——9ページをお願いいたします——対馬林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案につきましても、議案第103号と同じく社団法人長崎県林業公社が公益社団法人長崎県林業公社へと名称変更したことによる条例の一部改正でございます。

以上、議案第103号及び議案第104号の説明でございました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめ延長します。

はい、次。観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） ただいま一括議題となりました議案第105号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の11ページとなります。今回の改正は厳原町の鮎もどし自然公園につきまして、本条例中第6条の使用料に関し、別表第2のスポーツスライダー、パットゴルフの項目を削除するものでございます。新旧対照表は4ページでございます。

鮎もどし自然公園は、平成2年7月に供用開始し現在に至っておりますが、両該当施設は諸般の事情で19年度より休止いたしております。9月議会の全員協議会にて御説明がありましたとおり、環境省におきましてツシマヤマネコ野生順化施設（仮称）が計画されており、この施設計画区域内において両施設が対象区域となるため、全公園区域26万4,927平米のうち、計画区域5万9,059平米を公園区域から除外し、環境省に有償貸与することになり、本条例を一部改正するものでございます。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

4件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。4件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第102号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号、対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第104号、対馬林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第105号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第37. 議案第106号

○議長（作元 義文君） 日程第37、議案第106号、対馬市暴力団排除条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第106号、対馬市暴力団排除条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

議案集の13ページでございます。まず初めに、本条例の制定に当たっては平成19年4月、前長崎市長の元暴力団幹部による射殺事件が発端となり、事件が行政対象暴力のきわみとされ、長崎県において暴力団が県民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、県民の人権を脅かしている状況に鑑み、長崎県の既存の条例、長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例が事務所をつくらせないための特化した条例でありました。

しかしながら、暴力団から県民の安心安全を守る観点をとらえるとき、地域社会から暴力団そのものを排除するため、自治体や企業、県民の負うべき責任を明示し、地域社会が一体となって暴力団を排除する仕組みをつくるのが急務であるとのことで、長崎県においては昨年12月に暴力団の排除に関する条例を制定し、本年4月1日から施行されているところでございます。

このように、暴力団排除については県内各市町が一体となった取り組みが必要なことから、暴力団の排除に向け、既に県内16の市町で条例の制定が行われており、今回、本市においても、市民及び事業者等が一体となった暴力団排除に向けての取り組みを推進するため、本条例を制定するものでございます。

また、今回の条例の提案に向けましては長崎県警察本部刑事部組織犯罪対策課及び対馬南警察署と協議を行うほか、市民の意見を聴取することも必要であると考え、対馬南地区及び対馬北地区暴力追放運動推進協議会の委員を交えた意見交換会を実施をいたしております。

本条例の制定の目的ですが、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況を鑑み、暴力団の排除に関し基本理念を定め並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することとしております。本条例の中で市民等の役割や支援、公共施設の使用の制限、少年に対する教育、威圧利用、利益供与の禁止の規定等となっております。

また、19条では、条例で定めるもののほか施行に関し必要な事項は市長が別に規則や要綱で定めることができる旨を規定しておりますけれども、本条例制定後に対馬市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱を制定をすることといたしております。

附則で、条例の施行日を平成25年1月1日としております。

なお、本市を含めた未制定の県下の状況でございますが、12月の議会で提案を予定しているとのことであり、県内全ての市町で、この条例が制定される見込みであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

日程第38. 議案第107号

日程第39. 議案第108号

○議長（作元 義文君） 日程第38、議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について及び日程第39、議案第108号、対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長（永留 秋廣君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集の19ページをお願いいたします。対馬市が設置しております公の施設の管理について、より効率的、効果的な管理をするため指定管理者を指定するものであります。

今回、指定管理者を指定する施設は佐護住民センターでございます。当施設は地域住民のコミュニティや福祉増進を目的として設置された、地域住民等が主に利用する地域密着型施設であり、地域の活力を活用した管理を行うことにより、地域住民の生活環境の向上や施設の設置目的に沿った運用を図られるものと考えます。

このようなことを勘案し、対馬市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定により、佐護区を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございま

す。この期間は、他の対馬市の集会施設等の指定管理期間が平成28年3月31日までとなっておりますので、調整をいたしております。

続きまして、議案第108号、対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集の20ページをお願いいたします。今回、指定管理者を指定する施設はそば道場あがたの里でございます。本施設は旧上県町が平成8年7月に対州そばによる地域おこしのため、加工から販売までを行う施設そば道場あがたの里を整備し、旧上県産業開発公社、現在の対馬市農業振興公社に管理運営を委託しております。同施設では地域の児童生徒をはじめ、幅広い層を対象としたそば打ち体験等を実施し、対州そばの知名度向上、農業後継者の育成等に努めているところでございます。

また、対馬市農業振興公社では、そば道場あがたの里の年間を通して安定したそば粉を確保するとともに、安全な対州そばを提供するために遊休農地の解消事業に取り組みながら対州そばの作付を実施しております。今後におきましても、対馬市農業振興公社が生産から販売までを担うあがたの里を運営することで、遊休農地を未然に防ぎ、対馬の農業振興につながるものと考えます。

したがいまして、関係条例による公募によらない候補者の選定等により、財団法人対馬市農業振興公社を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者の選定につきましては、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に定められた対馬市指定管理者選定委員会により、同条例第4条第1項の選定方法及び基準に沿って公正に審査した結果、選定基準を満たしております。

なお、指定管理期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

日程第40. 議案第109号

○議長（作元 義文君） 日程第40、議案第109号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一

部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま議題となりました議案第109号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案集の23ページをお開き願います。今回の長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が平成24年7月9日に施行され、外国人登録法（昭和27年4月28日法律第125号）が同日廃止されたことから、所要の整備を図るため、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）の第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、同規約の別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削り、「並びに」を「及び」に改めるものでございます。条例新旧対照表の5ページに記載しておりますので、御参照方よろしくお願います。

なお、附則といたしまして、規約の施行期日を地方自治法第291条の3第3項の規定による協議が調った日からとしようとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、変更後の長崎県後期高齢者医療広域連合規約、別表第2備考2の規定は、平成25年度以後の共通経費の高齢者人口割について適用し、平成24年度以前の共通経費の高齢者人口割については、なお従前の例によることとしております。

以上でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

議案第109号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第41. 議案第110号

日程第42. 議案第111号

○議長（作元 義文君） 日程第41、議案第110号、和解について（航送船施設にかかる車両通過料）及び日程第42、議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第110号並びに議案第111号、以上2議案につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本議案に関係いたします港湾施設使用料の徴収誤りにつきましては、市長からの行政報告のとおりに、さきの定例議会で報告後、県、九州郵船株式会社、壱岐市と協議を重ねまして、徴収誤りに伴う徴収不足金額の取り扱いにつきまして合意に至りましたので、九州郵船株式会社並びに長崎県と和解しようとするものでございます。

初めに、議案第110号、和解について（航送船施設にかかる車両通過料）でございます。

初めに、事件の概要から説明申し上げます。市は、長崎県の事務処理の特例に関する条例により、港湾施設使用料徴収の権限移譲を受け、平成19年度から九州郵船株式会社と県管理港湾施設に関する業務委託契約を締結し、車両通過料を徴収してまいりました。徴収業務の受託者である九州郵船株式会社が長崎県港湾管理条例に基づき、車両の長さに応じて利用者個人から車両通過料を徴収すべきところを、誤って一律料金で徴収したため徴収不足となったものでございます。

市といたしましては、民法第415条の債務不履行による損害賠償を根拠に徴収業務委託契約を締結した平成19年度から平成23年度までの5カ年の徴収不足金額をもとに、九州郵船株式会社、県、そして同じ事案を抱える壱岐市とも協調して協議を重ねてまいりました。協議の中で、本事案を招いた原因として権限移譲の際にかかる協議、確認が徹底されていなかったこと、市及び県の審査する側の認識不十分な部分もあったことなど、本件を全て九州郵船株式会社に負担させることの是非もあり、民法418条の債務不履行に対する過失相殺を考慮し、市と九州郵船株式会社が均等に責任を持つということで九州郵船株式会社50%、市50%で合意に至りました。また、市の50%のうち、県が半分を負担をすることで合意をいたしております。和解金の算出内訳につきましては、補正予算参考資料の19ページに添付をいたしております。

以上により、九州郵船株式会社が市に対して和解金24万4,269円の支払い義務があることを認めるなど、以下和解要旨の内容をもって九州郵船株式会社と和解したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）でございます。

す。

議案第110号で説明いたしました九州郵船株式会社のフェリーのほかにRORO船で就航している会社が2社ございます。この2社につきましては、直接、岸壁を使用して車両の積みおろしをしておりますが、この方法でも長崎県港湾管理条例では岸壁等の車両通過料が発生するということでございます。市は、この2社とは就航当時から徴収業務の委託契約を締結しておらず、利用者個人から徴収すべき車両通過料を徴収していなかったということでございます。

県は、当初から本事案につきましては、県民に対しての説明責任を果たすため、透明性、公平性を確保し、関連法令に基づき適正に処理をしていきたいとの意向でございました。権限移譲により指揮監督権のある対馬市が長崎県港湾管理条例の規定に基づき適正に徴収しなかったこと、不法行為による損害賠償ということで、徴収不足を対馬市に請求しなければならないというものでございます。これに対し市といたしましては、民法722条の第2項不法行為に対する過失相殺の援用を主張し、県の過失割合を50%といたしております。

また、岸壁等の車両通過料の請求期間につきましては、民法724条の不法行為による損害賠償請求権の発生要件である3年の時効消滅を主張し、請求期間を3年間で合意するに至りました。和解金の算出内訳につきましては、補正予算参考資料の19ページのとおりでございます。

以上により、市が長崎県に対して和解金44万6,550円の支払い義務があることを認めるなど、以下和解要旨の内容をもって長崎県と和解したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） ちょっと部長にお伺いします。

今、長崎県と対馬市が港湾に対する委託契約を結んでいると言いましたね。ほかにどここの港湾が委託契約を結ばれてるんですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 本件の港湾に関しましては、厳原港と比田勝港の2港でございます。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） そしたら、つかぬことを聞きますが、鹿見港は港湾なんですよ、鹿見、久原。たしか犬ヶ浦、仁田、あそこも港湾だと、私の記憶ではあるんですが。港湾はもともと県の管理、今は誰が管理してますか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 基本的には県管理港湾でございます。ただし、先ほど説明いたしましたとおり、県のほうから権限移譲を受けて、この使用料徴収の業務に関しては県から権限移譲を受けて、市のほうで徴収をいたしております。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） 今、誰が看板外したか知りませんが、鹿見港湾にも岸壁の使用料、また貨物船による、砂とか何かを揚げる、木材の積みおろしの港湾使用料っていうのが1回につき幾らということが、今はもう消えています、今はもうただになっているんですかね。

○建設部長（堀 義喜君） 済みません、最後のほう、ちょっと聞き取れなかったものですが、まことに失礼ですが、もう一回。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） 比田勝港と巖原港だけの港湾の移譲というか、管理移譲かな。ほかの港湾に対しては県がそのまましてるの、管理は。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今回の問題は、あくまでも車両通過料の問題だけでございます。そのほかにお話のあった県管理港湾に関しては、最終的に市のほうに、その使用料の関係、野積み場とか土地関係で置くんですね。それとか係船、その徴収につきましては市の業務になっております。県から権限移譲を受けて徴収業務は全て市のほうで実施をいたしております。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） （聴取不能）大事なことなんです。鹿見港湾で、県の管理だと思います、これね、港湾は。そこに市は補助出して、荷揚げ場をつくってるんですね。組合に補助出して、誰が所有物か知らないけど。こういうことも兼ね合いして、また何年後か、10年か20年後には間違いでして言うてくるんじゃないの。そんなことをきちんとしとかんと。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 最終的にそのようなことがないように、私たち建設部としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） はい、もう一回。

○議員（8番 阿比留梅仁君） （聴取不能）港湾の中に漁港の施設があること自体が不思議なんだよ。漁港の中には漁業関連の施設があるのは当たり前なんです。そこら辺は、県の港湾だから私たちは知りませんでは、建設部長、だめじゃないかな。もう答弁はいい。

○議長（作元 義文君） よく精査してください。その辺はね、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

日程第43. 発議第8号

○議長（作元 義文君） 日程第43、発議第8号、対馬市アユ保護条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） ただいま議題となりました対馬市アユ保護条例の提案理由の御説明をさせていただきます。

対馬の自然豊かな川には、20年ほどまでには、たくさんのアユが生存をしておりました。しかし、河川工事や網などによる乱獲などにより激減をしております。最近は厳原町の鮎もどし公園の内山の瀬川には、数は少のうございますが、アユが戻ってきております。また、本年の3月議会でも、森・川・里・海環境保全再生基金条例も成立をされました。対馬の川の環境保全の一つとして、この議案を提出させていただきます。

では、条例の内容について御説明をさせていただきます。

発議第8号、平成24年12月4日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員小宮教義、賛成者、対馬市議会議員三山幸男、同、齋藤久光、同、黒田昭雄。

対馬市アユ保護条例について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

まず、第1条が目的でございます。この文はちょっと読ませていただきます。

この条例は、国境の島「対馬」に生存する淡水魚アユが、近年、自然環境の悪化、河川工事等により著しく減少し、その生存すら危惧されており、対馬の清流に宿るアユは、対馬の自然豊かな環境における重要な構成要素の一つであるとともに、市民の貴重な財産であり、その保護が生物の多様性を確保していく上で欠かせないことを鑑み、アユの保護に関し、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、捕獲等の自粛を行い、もって自然と人の共存を実現し、これを将来の世代へと継承していくことを目的とする。

第2条は、その定義でございます。そして、3条は市の責務、4条が市民等の責務、そして5条が工事等における配慮。これは、市及び市民等は河川の形状の変更、工作物の新設等の工事を行うときには、事前にアユの保護について配慮しなければならないということでございます。そして、6条が捕獲等の自粛、そして第7条が財政上の措置、8条が委任にかかわるものでございます。

附則として、この条例は平成25年1月1日から施行する。

以上でございます。御審議の上、御決定を賜りますように切にお願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

日程第44. 請願第3号

○議長（作元 義文君） 日程第44、請願第3号、対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書を議題とします。

お諮りします。議案第106号から議案第111号までの6件中、議案第109号を除く5件と発議第8号及び請願第3号は配付しております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。明日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時26分散会

平成24年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成24年12月5日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成24年12月5日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 淵上 清君 | 2番 脇本 啓喜君 |
| 3番 黒田 昭雄君 | 4番 小田 昭人君 |
| 5番 長 信義君 | 6番 山本 輝昭君 |
| 7番 松本 曆幸君 | 8番 阿比留梅仁君 |
| 9番 齋藤 久光君 | 10番 堀江 政武君 |
| 11番 小宮 教義君 | 12番 阿比留光雄君 |
| 13番 三山 幸男君 | 14番 初村 久藏君 |
| 16番 糸瀬 一彦君 | 17番 大浦 孝司君 |
| 18番 小川 廣康君 | 19番 大部 初幸君 |
| 20番 兵頭 栄君 | 21番 島居 邦嗣君 |
| 22番 作元 義文君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 局長 | 橘 清治君 | 次長 | 神宮 満也君 |
| 課長補佐 | 國分 幸和君 | 主任 | 金丸 隆博君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|--------|
| 市長 | 財部 能成君 |
| 副市長 | 高屋 雅生君 |
| 教育長 | 梅野 正博君 |
| 地域再生推進本部長 | 平間 壽郎君 |
| 観光物産推進本部長 | 本石健一郎君 |
| 総務部長 | 平山 秀樹君 |
| 政策監 | 桐谷 雅宣君 |
| 総務課長 | 豊田 充君 |
| 市民生活部長 | 長郷 泰二君 |
| 福祉保健部長 | 多田 満國君 |
| 農林水産部長 | 比田勝尚喜君 |
| 建設部長 | 堀 義喜君 |
| 水道局長 | 阿比留 誠君 |
| 教育部長 | 大石 邦一君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 主藤 繁明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 梅野 泉君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 志田 博俊君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 永留 秋廣君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 川本 治源君 |
| 消防長 | 竹中 英文君 |
| 会計管理者 | 長久 敏一君 |
| 監査委員事務局長 | 橘 英次君 |
| 農業委員会事務局長 | 春日亀剛一君 |

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。

ただいまから、議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

それでは、届け出順に発言を許します。17番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） 済いません、18番です。

○議長（作元 義文君） 失礼しました。18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） 18番、新生クラブ所属の小川廣康でございます。きょうあす、9名の議員が一般質問の質問台に立ちますが、新生クラブから4名の同僚議員が質問をいたします。そのトップバッターとして質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

いよいよ、慌ただしい年の瀬を迎えました。こんな中、昨日、衆議院議員の選挙が公示されました。市民の確かな判断で、安定した政権の枠組みが形成され、今、対馬市が提案しております「国境離島特別措置法」の制定に向け、早目に動き出してくれることを、ただただ私は願っております。そのことが今後の対馬の再生につながるものとかたく信じております。

さて、質問に入る前に一言お礼を申し上げます。

ことし10月20、21日に開催されました第7回B級ご当地グルメの祭典！B—1グランプリ in 北九州で、見事シルバーグランプリを勝ちとられました対馬とんちゃん部隊と、また、11月23日、明治神宮会館で開催されました農林水産祭式典で対馬真珠養殖漁業協同組合の青年部が、見事天皇杯を受賞されました。この2団体の皆様に、心からお祝いとお礼を申し上げたいと思います。

対馬とんちゃん部隊においては、今後の我が対馬、そしてその地域おこしの手本として、対馬の交流人口拡大にさらなる活躍を期待をいたします。

なお、真珠養殖漁業協同組合青年部は、平成10年結成以来、他産地の模範として養殖業の生産向上に大きく貢献されたことが、今回、評価されたものであります。水産部門では、昭和60年度の厳原漁業協同組合青年部が受賞、そしてさらにシイタケ部門では、昭和61年度に美津島町の吉野丈実氏に続く快挙であります。厳しい環境下ではありますが、今後さらに研さんを重ねられ、高品質真珠づくりに取り組まれることを期待をいたします。

さて、通告しておりました教育委員会の事務機構の見直しについてと畜産業の振興につきまして質問をさせていただきますので、市長、教育長におかれましては、明快なる答弁をお願いいたします。

まず、第1点目の教育委員会の事務機構の見直しについてであります。対馬市の合併から9年を経過しようとしております。合併のために、各機関の本庁の所在地については分散方式を当時選択され、現在まで継続されています。この間、教育行政、特に学校教育環境も、学校の統廃合により変わってまいりました。教育委員会は本庁の比田勝に総務課、学校教育課、生涯学習課を、そして美津島町の雞知に文化財かを配置し、さらに三根に中地区教育事務所、厳原に南地区教育事務所を配置し、本庁総務課、学校教育課の出先機関として、その地区の幼稚園、学校等に関する事務をとり行っておられます。

特に学校教育課においては指導主事による幼稚園、学校教育に対する指導体制が図られておりますが、最南端の豆酩の学校まで走行距離で約96キロメートルあります。効率的な行政運営のため、抜本的な見直しが必要と思いますが、教育委員会の所見を伺います。

なお、この件につきましては、昨日の市長の行政報告の中で、今年5月31日にスタートいたしました対馬市組織機構見直し検討委員会で検討を進めてこられました、その対馬市組織計画素案が昨日示されました。今後、この素案に対し、議会及び市民の意見、提案を受けながら、庁舎内で協議検討を重ねて、最終的な計画書を策定するとの報告がありました。

その中で、教育委員会が三根に本庁を変更するという素案となっていましたので、先ほど申しましたいろんな諸条件から考えて、私の考えとするところと、ある程度同じであるということでございますが、教育委員会としての所見が伺えれば伺いたいと思います。

なお、前回の質問の再確認になりますが、学校図書館図書標準についての答弁で、蔵書冊数を小学校26校で約9,800冊、中学校15校で6,600冊、達成率もそれぞれ80%、76%と報告がありました。私が各中学校の学級数を基礎に標準冊数を積算してみますと、中学校15校で約8万6,000冊が標準になると思われませんが、ちょっと1桁違うのではないかと思います。間違いであれば、私は正式に訂正をお願いをしたいと思います。

また、この標準に近づけるために、どのような予算措置を考えておられるのかも伺いをいたします。

なお、この件につきましても、昨日の一般会計補正予算の部門で、小学校費、中学校費で、それぞれ予算が計上されておりますが、このことについてもお考えをお伺いをしたいと思います。

次に、肉用牛の振興策についてであります。繁殖牛は現在57戸の農家で430頭が飼育をされておりますが、年々飼育農家の高齢化が進み、増頭に転じないのが現状であります。対馬家畜市場が閉鎖して1年を経過し、現在では南阿蘇家畜市場に上場され取引が行われ、子牛価格も安定しております。対馬家畜市場の再開は厳しいものと思われませんが、今後どのような方策で増頭を図り、農家経営の向上に取り組まれようと考えておられるのか、市長にお伺いをいたします。

以上、大きく2点について質問いたしますので、答弁方よろしく申し上げます。答弁の内容によりましては、また再質問をさせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） おはようございます。小川議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、組織機構の見直しにつきましては、将来的に職員数の大幅な減少が見込まれるため、市の目指す将来像の実現に向けた組織機構を構築するため、外部委員さんを加えての対馬市組織機構見直し検討委員会において組織の見直しが行われまして、市長の行政報告の中でお知らせがありました。教育委員会の出先機関としましては、2カ所の教育事務所と5カ所の生涯学習セン

ターを配置し、所管区域内における行政サービスを行っております。

御質問の教育事務所の体制でございますが、迅速な対応を図ることにより課題の早期解決も可能であり、学校と教育事務所は近接した場所にあるほうが望ましいことは言うまでもございません。仮に、本庁に一元化してしまいますと、施設の破損等が生じた場合における現場確認等について、学校と教育委員会の距離、時間の問題、対応できる職員の数の問題等により、課題解決が先送りされるなどの懸念があります。

なお、素案を拝見しましたところ、教育委員会の本庁を市の中央部にとの素案でございます。私見としましては、市の中央部に本庁を配置したほうが、現状より効率の高い行政運営ができるのではないかと思料をしております。区域内の学校との連絡調整及び教職員とのコミュニケーションを図る上では、1本庁、2教育事務所の体制が望ましいと思料をしておりますが、初めに申しましたように、市の将来図を見据えた組織機構を大所高所から検討していただいた検討委員会の素案について、市民や議会の皆様方の御意見、御提案をいただき、今後、行政システム改革推進委員会で協議検討が加えられるとのことですので、最終的な組織計画案により、教育行政機構の見直しを図ることが必要との認識を持っているところでございます。

二つ目の学校図書の充実についてでございます。

今回、学校図書館をさらに充実させるため、学校図書館への新聞の一部配備、学校図書館担当職員——いわゆる学校司書ですが——の配置とともに、蔵書数の拡大を図っております。変化の激しいこれからの社会を担う子供たちには、基礎的、基本的な知識、技能を習得させるとともに、それらを活用してさまざまな課題に積極的に対応し、解決していける力を育成していくことが重要と考えます。このような生きる力を対馬の子供たちに育むため、学校図書館の充実を図っているところでございます。

前回の定例会で答弁しましたように、将来を担う子供たちへの教育環境の充実に向けた市長の熱い思いもあり、各学校から子供たちのニーズに応えるさまざまな読み物や教科等の学習で利用する図書資料、辞典など、学校で必要な図書全てが報告され、今回の補正予算で各学校の要望どおりの図書購入費を、小学校費で約1,200万、中学校費で約400万円を計上しているところでございます。今回の図書購入で、学校図書標準については小学校、中学校ともに90%を超えて、ほぼ達成に近づいているという認識を持っております。今後も学校図書を計画的、体系的に整備を行っていくことで、各学校図書館における機能充実を図っていく所存でございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 18番議員の小川議員さんの質問に答えさせていただきます。

3点目の牛の問題でございます。57戸432頭という、先ほどお話がございました。現時点において、そこまで落ち込んでいる頭数。この頭数が、私ども、繁殖牛としての数値としまして

は、実際は300頭程度しかいないのではないかと思われ、実際感じておるところであります。

そういう中、昨年休止を決定をしましたこの家畜市場でございますが、農協の合併によりまして、昭和49年まで、それまで各地域で移動開催されていたこの市を難知に集荷し、そして対馬家畜市場として開設をされました。当時、1回の家畜市で300頭を超える出荷があり、盛況で、この肉用牛は地域農業振興の上で大変重要な役割を果たしてきておりました。

近年、飼養頭数の減少により市場出荷頭数も激減し、1回の家畜市で50頭を切るような状況になり、あわせて購買者の確保ができず、特定の業者による競り取引が行われ、類を見ない価格の下落に陥ったため、島外購買者の輸送経費補助や人工授精に要する経費補助制度を構築をして、関係機関ともに購買者の誘致努力をしてみましたが効果が上がりませんでした。このため、農家と関係機関との三者協議の上、対馬家畜市場を休止し、南阿蘇家畜市場へのお荷が決定されたところであります。昨年10月以降、南阿蘇家畜市場へは167頭をお荷し、キロ単価1,000円を超える安定した取引が行われ、本年10月の家畜市では33頭がお荷され、平均キロ単価は1,317円、36万円超えの平均価格となっております。

また、近年、対馬でも高値取引が行われている黒牛が飼育されるようになりました。壱岐家畜市場へお荷されており、安定した取引が行われております。

議員さん御存じのように、農業の基本は土づくりであります。農地に堆肥を供給し、農産物の生産性と品質を高め、そして農業所得向上に寄与するこの肉用牛の振興は最重要施策と位置づけております。

対馬家畜市場の休止を受け、肉用牛振興施策を大きく見直し、本市では「みんなで牛をふやそうプラン」を策定し、繁殖牛の倍増を目指しております。そのため、まず家畜市場お荷、導入輸送経費に対する助成、素牛導入の上乗せ助成、牛舎の新築や増築に対する助成、さらには飼料購入に対する助成、放牧に対する助成や人工授精に対する助成等を行い、1頭当たりの飼養経費の軽減、あわせて県の補助を活用し機械化を推進することで作業労力の軽減を図り、1戸当たりの飼養頭数の増頭を図っております。

また、新規参入者に対しましては素牛の導入、牛舎の新築等に対し、さらなる上乗せ助成を行うこととしております。

今後も肉用牛振興に対し、県や農協、生産者と十分な協議を行い、指導や助言、助成策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（作元 義文君） 18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） ありがとうございます。

教育委員会のほうから、ちょっと確認をしておきたいと思いますが、私、先ほど言いましたように、前回の一般質問の教育長の回答の中で数字が違ってたと思っておりますが、その点は訂正は

されなくてもよろしいんですか。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 御指摘のとおりであると思います。23年度末の蔵書数、それと標準が小学校では9万8,000、それから中学校で約6万6,000が23年度末の数字でありまして、私が1桁間違えていたと思います。訂正をさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） わかりました。私も前回の答弁を受けて、いろいろ後を振り返ってみまして、ちょっと1桁違うんじゃないかなと思っておりまして。ましてや議会での答弁ですので、やはり本会議で訂正方をお願いしたかったから、ちょっと今確認をただけでございます。

まず、教育委員会のほう、教育長にお尋ねしますが、先ほど私も申しましたように、前回の私のこの学校図書に対する質問において、いわゆる学校司書、そして新聞の配置については検討されるということでしたし、蔵書標準の達成のためには、先ほど言いましたように今回の一般会計の補正で小・中、合わせて1,600万の補正が組まれていることが予算書の中で見受けられました。私は、このことは、やはり財政当局の深い御理解のもとに学校教育現場の充実に向けての取り組み方、そして子供たちへの教育に対する考え方がこの数字としてあらわれてきたものと、私は市長部局を高く評価をしたいと思ひますし、教育委員会の努力にも感謝を申し上げたいと思ひます。

しかし、今後は、やはり計画的に、標準率の達成のためには、前回も私は申し上げましたように、古い本が処分できない状況が過去にあったと思ひますので、これは学校現場とよく連携をとられながら、一度にこういう予算を組むんじゃないなくて、やっぱり計画的に学校図書館の担当教諭、あるいは校長先生方と協議をしていきながら、年次的に私はしていくべきだと思ひます。

前回も私言いましたように、この小学校6年生の時代は1回しかございませぬし、中学校3年生の時代は後にはもう戻ってきませぬので、やはり年次的な計画のもとに、毎年、当初予算の中で組んでいくことが、私は妥当なやり方じゃないかなと思ひます。

今回の措置については高く評価をいたしておりますし、学校現場においても満額、予算確保できたということで、今後、子供たちの教育に大いに役立つものと考えておりますので、この点はよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。一応、教育委員会のほうについては、以上です。

そして、先ほど機構改革の問題ですが、これはまだ全体的な見直しの中で、最終的には議会等との承認を求めながら進んでいくものと思ひますので、この件については、また様子を伺って、見守っていきたいと思ひます。

次に、特に畜産振興の件について、今から触れたいと思ひます。

先ほど、いろいろ市長のほうから答弁がありました。私も現状は、自分なりには、よく把握をしているつもりでございます。私も過去、この畜産業を中心とした農業振興に携わった者として、なかなか強く言えない部分もありますけど、現状を踏まえながら、私の当時の状況と今は大きく農業環境も変わってきております。私も、この質問する前段で過去のいろんな思い出、あるいはその当時の私の職場の資料をひもといてまいりました。さっき市長も言われましたように、当時、昭和62年、63年ごろ、今の焼松の家畜市場で年3回の家畜市が盛会に開催されておりました。朝10時から市場が開会され、夕方3時、遅くなると4時ぐらいまでかかっておりました。ピーク時には三百七、八十頭ぐらの上場頭数があったと記憶いたしております。

それから、この肉用牛を取り巻く環境がいろいろ変わってまいりました。自由化の問題、いろいろありまして、特に対馬におきましては、高齢化、後継者不足による畜産離れが急速に進展をしてまいりました。そのことは対馬だけの問題ではございませんし、全国的に言えることだろうと思います。過去、今まで特に対馬の肉用牛を支えてきたのは、農家による二、三頭飼い、これが中心でありました。しかし、今は中規模といいますか、10頭、20頭飼いから、あるいは30頭、40頭飼育農家が今だんだんと、農協さん、そして市当局、あるいは県のいろんな補助事業の中で取り組まれております。

私が今回申し上げたかったのは、特に今、阿蘇の家畜市場で上場されておりますが、私もここ1年間、数字を見ていまして、非常に安定をしております、価格的にはですね。全国的な肉用牛の子牛価格の変動はもちろんありますけど、全国に倣って変動している分は、私はそれはやむを得ないと思います。ですから、今後、頭数を拡大して、またその対馬家畜市場を再開することには、私はある程度の疑問を感じます。なぜかといいますと、やはり多くの家畜商、バイヤーのもとで正当な評価を受けて取引していくことが、畜産農家の安心感といいますか、納得感といいますか、それが得られると私は思っております。

ですから、今、市当局も家畜市場に搬入される経費等々について手厚い援助を施していただいておりますが、これが聞くところによりますと、23年から25年までの3カ年計画を目途にされておりますが、今後、対馬家畜市場が再開されるまでには相当な時間がかかると思いますが、まずこれ、今後も25年度、26年度以降も継続されていこうとしているのか。まず、その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 3カ年で助成は終わるのかというふうな御質問でございますが、この助成につきましては、ある意味2つの方向性を担っております。

対馬家畜市場が再開できるようにすることが、昨年閉鎖したときの、休止したときの大きな目標でございました。再開に向けてどうするかということで、まず南阿蘇に運ぶ、これについて当

然助成は出していこうというふうな決断をさせていただきました。再開をするためには、少なくとも今までの形でいきますと、市を年3回開催をしておったわけですが、この年間の3回に対する出荷頭数が、やはり最低でも50頭から100頭、100頭にはいかないといかんのじゃないかというふうな思いがあります。で、1回当たり100頭を確保するためには、繁殖牛、親牛を500頭はいないといけない。で、受胎率が現時点において60%ぐらいで推移しておりますけれども、60%でいきますと、年一産きちんとできればいいんですが、なかなかそうはいかないものですから、60%で低位で推移をしております。この300頭、500掛け60%の300頭でございます。300頭で、年3回ある分を1回当たりで割り戻しますと100頭、このような目標数値をクリアしないと再開できないのではないかなというふうに思っております。

で、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、バイヤーが特定されますと価格が下落していく傾向があります。で、バイヤーがこちらに来てもらうためにも、多くの頭数が要ということになりますので、極力この3年の間に500頭以上になるように、私ども市も、生産者も頑張っていたかなくてはいけないと思っております。

で、100頭以上並びにバイヤーが仮に5名以上とかいう数字が確保できると、1回当たり、という見通しが立ったときに再開なのではないかと思っておりますし、そうなりますと当然、南阿蘇への輸送の補助っていうのは、現実的には打ち切るというふうなことになるかと思っております。それらとの絡みがあるというふうに認識をしていただければと思います。

○議長（作元 義文君） 18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） 気持ちは、よくわかりました。

対馬家畜市場の再開については、まだまだ厳しい道のりが続くものと、私は予想しております。再開されましても、年3回ですから4カ月に1回の上場になるかと思いますが、今、南阿蘇では偶数月ですから年6回の家畜市場が開催されておりますが、年6回出荷するというチャンスが与えられたときには、やはり農家の換金といいますか、経済的にも、私はそのほうがいいんじゃないかなと個人的には思います。それは農協さんの気持ちはわかりませんが、私はそういう意味じゃ、今、正当なと言ったらおかしいですが、妥当な評価のもとに取引されている現状、これを持続していきながら増頭が図られればと考えておりますので、よろしくその件は、またお願いをしておきたいと思っております。

それからもう一つですが、今、長崎県も長崎肉用牛振興計画の対馬版、対馬地域肉用牛振興方針を出されております。これは前段の肉用牛振興ビジョン21の後続になるわけですが、この中で対馬のいろんな、飼育頭数の減少、そして増頭に向けての、まずネックは粗飼料の確保といいますか、これがやはり重要な課題だろうと私は考えております。

先ほど市長も言われましたけど、受胎率を上げるのももちろん必要です。しかし、これは今、

多頭化している農家、20頭、30頭飼いの農家の繁殖率を引き上げることによって、全体の受胎率が、私は上がってくると思っております。2、3頭飼いの農家については、受胎率というのはかなり、7割、8割はいつてるものと思っております。ですから、多頭飼育の農家が、やはりその繁殖牛の観察とといいますか、発情が来ているときの観察、あるいは栄養的なものもあるんじゃないかなと私は考えております。特に1、2頭飼いの農家は高齢者農家が多いわけですので。そして多頭化の農家につきましても、その粗飼料をいかに確保するかということが非常に今難しい、一つのやっぱりネックだろうと思っております。ですから、今、乾草、干し草も農協さんのほうで売られてるのが、あれは1トン4万ちょっと、今するんでしょうかね、金額は定かじりませんが。そういうものを買ってでも、つなぎとして買わなきゃいけないというのが現状でございます。

そういうことで、今から——あと10分、15分残っておりますが——私はその畜産振興に関連しまして、前回も言いましたように対馬市農業振興公社のあり方、やはり振興公社の力なくして、この畜産振興は図れないものと思っております。

そこで、前回、私はこう言いました。今、振興公社が対馬地域の農家の農地を借り受けて受託し、そしてソバ、干し草乾草、特にイタリアンライグラスを受託栽培をしております。前回も言いましたように人的要素、そしてハード的な機械装置の不備不足等により、播種したものが適期に刈り取られなくて、干し草乾草としての生産ができていないことを私は指摘したつもりでございます。

市長、副市長、総務部長、政策監、そして比田勝部長、そして峰の活性化センター部長、これは部長は振興公社の理事長ですので、そこに写真を、私はお手元に配付をしておりますが、それを見ていただきたいと思っております。これが現実です。

これは11月の2日に私が、美津島町の基盤整備をされている農地に、振興公社が農地を借り受けて受託栽培をしております。当初言いましたように、前の作物はイタリアンライグラスでございます。そして、それが収穫適期を迎えても、収穫を、刈り取り、乾燥することができない。そして、畑の中でイタリアンライグラスが枯れてしまった。やむなく、それをすき込んでしまう。ですから、おのずとその果実、種というのが圃場の中に残っている。その上に、またトラクターで耕し、ソバの種をまいた。見てください。その黄色いのがソバです。比田勝部長、そして志田部長、黄色いのが、これは圃場は別ですけど、上と下、見てください。黄色いのがソバ、緑色のがイタリアンライグラスです。私は、こういう圃場は今まで見たことはございません。下のほうに私のたばこ、大好きなマイルドセブンが置いてありますが、たばこは8.5センチですね、高さが。草丈と申しますか、丈が何センチあったんですかね。はかったんですが、20センチぐらいしかなかったと思っております。

そして、気になりましたから、私は先日行きましたけど、確かにソバはコンバインで刈り取られた形跡はありました。その後にイタリアンライグラスが、もうかなり伸びておりました。前回行ってみますと、またそれをトラクターですき耕しておまして、私は今イタリアンライグラスにちょっと追肥でもやったら、イタリアンライグラスというのは大体10月中旬から下旬に播種するものですから、それに追肥をやれば、また今度はいい飼料が出るのかなと私は思っておりましたが、またそれをトラクターで耕しておりました。これが、近くの農家が見たときにどう思うのでしょうか。やはり私は、もともと作物を生産する意欲が、果たしてそこにあるのかなというものを感じました。

ですから、今回24年度予算についても、比田勝部長、補助事業で24年度のこの予算で、トラクター、ディスクモア、ジャイロレーキ、ロールベアラーを購入され、これは佐護地区の特に振興公社に委託して、米の青刈りですか、飼料用の、これをする機械だそうなのですが、振興公社にこの機械を委託し、耕作、粗飼料として加工するということですが、果たして、今のオペレーターといえますか、その人たちが果たして十分機能できるのかなと私は心配しております。ですから、前回も私は申し上げました。緊急雇用対策でも何でも利用して、2名、3名のオペレーター、昨年まではオペレーターがいました。3名かそこらですね。それが、緊急雇用対策が変わったということで、その人たちは解雇になって、今ほかの仕事についておられますが。この件について比田勝部長、特に農林振興、そして畜産振興の観点と振興公社との連携といえますか、どのような連携がされておるのか、それをちょっと私は確認を、残った時間でしてみたいと思いますが。比田勝部長に振ってもらって結構です。市長。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小川議員の言葉に甘えるわけいきませんので、まずもって自分でできる範囲はきちんとやりたいと思いますが。イタリアンライグラスが、このような形でソバと同じように圃場に出てくるということ、これも問題であります。それ以上に、公社が本来担うのはどこなのかということ、そして畜産農家との方向、畜産増頭に向けての方向性に、公社がどうかかわり合うのかとかいうところをきちんと再確認しないといけないなど、今、お話を聞いて改めて感じております。

で、先ほどからおっしゃってあります人、そして設備がうまく動く組織というものをきちんとつくり上げていきたいと思っておりますが、あとの部分につきましては言葉に甘えて農林水産部長に振りたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） まず、第1点目に農業振興公社と農林水産部との連携をいかに考えているかということでございますけども、小川議員おっしゃられるように、対馬の農業は耕

地面積こそ少ない産業でございますけども、生活に密着した産業ということで、市といたしましても基幹産業の重要な部分と捉えております。そういうことで公社のほうにつきましても密な連携はとっているつもりでございます。

確かに、おっしゃられるように、このイタリアンライグラスあたりが、本来なら刈り取られて畜産の牛の餌にすべきでございますけども、作業員の関係だったのか、すき込まれたということは私のほうも聞いております。今後このようなことがないように、再度、振興公社のほうとも協議をしながら、このようなことがないように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 18番、小川廣康君。

○議員（18番 小川 廣康君） お願いしますね、くれぐれも。

農家とか地域の人が見るんですよ、こういう作業工程とか、そういうものを。個人農家がやられる分には、それはもう勝手ですが、やはり公の機関といいますか、そういう団体がやられますと非常に胸が痛みます、私は。ですから、こういう基盤整備された水田に飼料作、あるいはソバ等作付されますと奨励金が出てますね。ですから、悪い言い方かも知れませんが、そのために仕方なくと言ったらおかしいですがね、播種してるというふうにとられても仕方がない現状です。

ですから、この点については、やはり私は農業振興公社の見直しといいますか、それもやっぱり早急に取り組んでいただきたい。それと畜産振興とをかみ合わせていけば、こういう遊休農地が今どんどんふえてる中で、遊休農地の解消にも、私はつながるんじゃないかなと。今回も24年度の当初予算でいろんな牧草、乾草をつくる機械を入れております。それは結構です。

ですから、この機械等を有効に活用して、粗飼料を確保して、そして今農協さんが売ってる、農協さんには悪いですけど、1トン当たり4万幾らも出して、多頭農家を買わせるんじゃなくて、ある程度採算ベースに合った値段で農家に還元する、それが私は公の振興公社の役目だろうと思っておりますので、これは志田理事長、特に理事長のほうにも部長のほうにもお願いをしておきたいと思えます。

そして、ことは天候の関係で、そばも不作と聞いております。今振興公社も美津島だけでも、前回言いましたように10ヘクタールぐらいの作付の受託を受けてたと聞いておりますが、こういう状態です。

ですから、私は、もっと時間があれば部長のほうに、今年度そばの収穫も終わりましたので、どれだけの面積を受託耕作し、今年度どれだけの収穫量があったのかということをお聞きしたかったんですが、もう時間がございません。それは突っ込まないようにしますが、できたら後日でも振興公社の内容について、牧草を農家からどれだけの面積を受託し、そして牧草をどれだけつくって、ロールベラーがありますから、大体1巻きは何キロかとわかると思っておりますので、おおよそで結構ですが、それがどのくらい生産された、そしてそばが何十ヘクタール受託栽培して、

何トン収穫があったという数字をできたら教えていただきたいと思います。それは後日でも結構です。時間がございません。

いろいろ申し上げました。今国もまた大きく変わろうとしております。やはり私たち対馬の経済も非常に冷え込んでおりますが、畜産部門は微々たるものかも知れませんが、今後力を入れていただきたいと思います。誰の言葉か忘れましたが、今を楽しみなければ花を見よ、そして1年後を楽しみなければ種をまけ、そしてさらに100年はあんまりですが、20年、30年後を楽しみなければ人を育てよという言葉聞いたことがございます。本当に教育は人づくりの基本でありますし、さらなる御尽力のお願いをしておきたいと思います。

そして、最後になりましたが、教育委員会においては、今年の1月15日、特にといいいますか、知的障害者で組織する瑞宝太鼓の公演の開催をしていただきました。立ち見の中で、ああいう多くの観衆に勇気と感動を与えてくれたものと私は感じております。彼らは障害を個性として捉えて、プロとして平成13年から日本各地、あるいは今年はアメリカ公演まで実施されているプロの集団です。今年2月に第二弾として比田勝公演を実施していただくことが教育委員会で決定されたそうでございます。どうか今後学校教育、あるいは生涯学習も含めた教育行政に取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思います。

ちょうど時間となりました。ありがとうございます。

○議長（作元 義文君） これで18番、小川廣康君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を11時から行います。

午前10時51分休憩

午前11時01分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、10番、堀江政武君。

○議員（10番 堀江 政武君） おはようございます。新生クラブの堀江政武です。よろしくお願いをいたします。さきに通告をしておりました3点につき質問をいたします。

1点目の尾浦地区から安神地区クリーンセンターに通じるトンネルの建設についてであります。市長は以前から、このトンネルの建設について前向きに取り組む発言をされておりましたが、その時期ははっきりしておりません。建設を考えてるのであれば、いつごろの予定をされているのかお尋ねしますという質問の通告をしておりましたが、先日の補正予算（第5号）で、この道路の測量、設計委託料が組まれており、この道路、トンネルの建設を始めただけのことがわかり、大変ありがたく思いますし、またこの地域の方々も大変喜ばれることと思います。

しかし、まだ土地の問題等もありますし、本着工まではまだまだ時間もかかることと思いますが、私たちもできる限りの協力はしなければならないと思っていますところでもあります。この路線については、まだわからない部分も多くありますので、全体計画といつごろ、どこまでできるのか、また完了予定時期等を想定をしてあるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、2点目の白血病検診についてであります。

対馬市には白血病の方が多いと聞きましたが、集団検診の中に白血病検診も加えることはできないか、お尋ねします。

私は勉強不足もあり、この白血病については今まで話を聞いたことはありますが、この対馬に多いということは知りませんでした。友人より聞き、初めて知ったところでもあります。集団検診の中で実施されている主な検査は、大腸がん、胃がん、肺がんの検査であります。この対馬市に多いと言われる白血病検査も加え、早期発見をすることは非常に重要だと思いますが、市長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、インフルエンザ予防接種について、13歳から65歳までの方々にも幾らかの助成はできないかについてお伺いします。

この予防接種につきましては、現在、65歳以上の方々、また12歳以下の子供たちには、1回につき2,100円の助成がなされ、1,500円の負担で済むとのことですが、13歳から64歳までは助成がなされていないため、1回につき3,600円の接種代がかかるとのことあります。当然2人家族では7,000円かかることになりまして、子供がいる場合は相当の負担となり、受けにくい状況になります。幾らかでも助成をしていただき、多くの方々がこの予防接種が受けやすいようにしたらどうかと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

質問は終わりますが、再質問は後ほどさせていただきます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 堀江議員さんの質問に答えさせていただきます。

1点目の巖原南部の特に東海岸の道路の問題でございます。

これにつきましては、先ほど御質問の中でありましたように、今回の補正に委託料の計上をさせていただいてるところであります。この道路につきましては、尾浦から浅藻までの基本設計を組みたいというふうに思っております。浅藻までといいますと、結構な距離になりますし、年数もかかろうかと思っておりますけども、全体延長の中で皆さんの地域の方の利便、そして観光とか、いろんな面で生かせる道路になるのではないかと考えております。

また、安神地区には対馬全体のごみの焼却場がございます。クリーンセンターがございますが、このクリーンセンターへの搬入というものをいかに短い距離で、そして時間を短縮していくかと

いうこともこれから対馬市行政上も大変大切な問題であります。

そういう部分、そしてさらには少子化が進む中、学校の統廃合が進んでおります。これらに子供たちに極力通学時間というものを短くしないといけないと思っております。いろんな要因がありますが、これらは市議会の国県道路整備促進特別委員会においても、ずっと協議をしていただいておりますけれども、また約2年ほど前ですけれども、この県道の整備を進めていくためにいろいろ要望を重ねてきましたけれども、県内の市町村のさまざまなバランスとかいうことの中、そしてもう既に事業費的には結構な事業費が投入されてるということで伸び悩む、どうしてもその枠を超えることが、突き破っていくことができないというふうな現実が見えました。

そこで、県と市との財源をお互いが分担し合う中で、市道整備でできないかというふうな事業スキーム構築に向けて1年半以上前、2年にはなりません、提案をこちらからさせていただき、この間、県のほうともずっと詰めてまいりました。一定の事業スキームの方向が何度もやり直す中で、私どももそこまで県もしていただければという思いのところまで来ましたので、今回尾浦から浅藻までの基本的なルートというものをつくり上げていく、そして何度も言いますが、当面市道で整備をしていく方法を見つけ出しましたので、これでいきたいと思っております。

また、現時点においては、来年度の社会資本整備交付金の中に市道として入れ込んでいきたいということで、今動いております。

完了予定というお話がございました。これにつきましては、全線長うございます。さらには、皆さんとともに、今つくり上げております国境離島特別措置法の中身とも絡んできますけれども、この新たな路線の中の区間について、県にやっていただくこととか、また国が直轄してやっていただくとかいうことをできれば国境離島特別措置法の中で盛り込んでいけたらと思っております。そのあたりをきちんと盛り込むことができるならば、完了年度は大幅に短くなるだろうと思っておりますし、市道でこれをずっとやっていくということになりますと、当然財政との見合いの問題が出てきます。それらをにらみながらやるということになるかと思っております。現時点において完了の年度をこの場で明示することは、お許しいただければというふうに思っております。

また、2点目の白血病の問題が出されました。

この白血病につきましては、最近では宮城県の知事をされておられました浅野知事がたしかこの白血病で苦しんであるのではないかと思います。この病気というのは、まず九州で率が高うございます。そして、九州のさらには離島部、さらには半島部、沿岸部といえますか、それらで多いというふうに聞いております。なぜ多いのかということまでははっきり解明はされておられませんけれども、成人T細胞白血病というふうなことで聞いております。

対馬の場合、全国平均を1とした場合、その2.5倍以上というふうな数値となっております。この平成20年から23年までの4年間を見ますと、毎年1名、もしくは2名の方が白血病でお

亡くなりになってるというふうには報告を受けております。皆さん御存じのように、白血病は血液のがんであります。ウイルスに感染後、40年、50年後に発症すると言われております。その発症率というのは、感染者1,000人に対して0.5人から1.5人というふうな数値でございます。

また、この感染経路でございますが、これがこの病気の重要なポイントであります。ウイルスに感染しているお母さんからの母乳によって子供、赤ちゃんへ感染する垂直感染の割合が最も多いと言われてます。

また、性交渉による水平感染がその次に多いと言われております。以前は輸血も原因として上げられておりましたが、現在は抗体検査が実施されておりますので、そのようなことはございません。

対馬における白血病に対する対策の今までの取り組みでございますが、対馬はどこよりも早くにこの問題については取り組んできた経緯がございます。

まず、昭和60年から平成5年までの9年間、対馬いづはら病院が事務局となりまして、その白血病のことをATLと言いますが、対馬ATL研究会というものが発足して、妊婦健診の際に抗体検査の実施をずっとしてきました。

そして、それから二、三年後、県もこの妊婦健診に対する公費助成というものを全国に先駆けて実施をしていただいたところでございます。国は、昨年1月からやっと公費負担を実施、この白血病の対策元年と言われてるところでございます。

対馬市の最近の状況としましては、妊婦健診で平成21年7月からことしの9月まで1,836人に抗体検査の実施をいたしました。陽性率は1.1%で、県平均よりも低い状況にあります。一般成人に対する抗体検査ですが、これは予約制ですが、対馬保健所で無料で受けることができますので、希望される方は御利用いただければというふうに思っております。

この予防法なんですけども、平成21年度の厚労省の発表では、今のところ残念ながら発症を予防する方法はなく、また特別な健康管理もないというふうには報告をされております。ウイルスの感染がなければ、がんは起こらないという考え方から、従来より行われております妊婦健診でのウイルス検査と授乳指導というものを今後も継続することが最も有効な予防法というふうに考えております。

また、3点目のインフルエンザ予防接種の問題でございます。

13歳から64歳まで幾らかの助成はできないかというふうな御提案でございますが、現在、対馬市では今年度いろんな予防接種の経費、費用というものは約7,500万円です。そのうちの2,500万円というものは、このインフルエンザに係るものです。23年度に対しまして1,000万円増の予算措置をしております。

質問の13歳から64歳までの接種に対して公費助成はできないかというお話でございますけれども、現時点におきまして高校生から64歳までの方に助成をしているところというのは、県内で1自治体しかまだないような状況であります。1自治体しかないからというのと公費負担を始めるのとは違うんじゃないかという話もございましょうが、今の財政の中で一生懸命私どもとしては毎年捻出できる幅を広げてるところであります。そのような事情もわかって理解していただければというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 10番、堀江政武君。

○議員（10番 堀江 政武君） まず、トンネルのことでございますが、現在では、今の補正では尾浦から安神だけの設計といたしますか、測量予定なんですか、浅藻までずっと、いや、さっきそういう話を何かされたみたいにあって、ことしは尾浦と安神だけかなと思っておりましたが、それはたしか1万メートルぐらい何か測量じゃなくて、設計上に出てみたいですが、浅藻まで補足説明の中にたしか説明書にあったんですよ。

だから、実際に測量とかやるのは2,500メートル、その1万メートルというのは尾浦から安神だけじゃなくて、先までやれるんじゃないかと思っておりましたが、違いますか、また後でそれは言うていただければいいと思いますが、市長の話では来年の社会資本整備事業にこれを入れたいということで、またさらに国境離島特別措置法の中でこれができれば先に進むんじゃないかというような話でありました。この尾浦―浅藻間の道路については、浅藻までは私たちは考えておりませんでしたけど、今までずっと前から下のほうを通れば相当早くなるし、いいなという話もしたり、思いはありましたが、無理だろうというようなことが先に立って、そちらのほうはあまりお願いはしてこなかったんです。

今回クリーンセンターに通じるトンネルのことで、市長が大変力を入れてくられて、下のほうを尾浦から安神に向けてのトンネル、また安神から久和に向けてのトンネルかどうか言ってありませんが、私はトンネルと理解しておりますが、そういう構想を持っていたらと、そういうことをやろうというような話のようでもありますので、これは非常に大きな構想の大事業でありまして、地域の方々が非常に喜ばれると思いますし、また言われますように、観光、通学、品物の搬送、いろいろな面で非常に迅速に対応できるということで、皆さんが助かるんじゃないかと思います。

私たちは諦めに似た気持ちでしたので、今現在の主要地方道のお願いをずっとしてきたわけです。現在、久田トンネルまで15年ぐらいかかって改良していただきまして、今完了した時点から、今度は新久田トンネルから内山坂トンネルに向けてここ数年知事のところへ行ってお願いしてきているわけです。

市長がおられないときは副市長が来ていただいて、知事に直接お願いをしたわけですが、知事

ももう少し時間をくださいというような話でしたけれども、何か動きもあったような話も聞いておりますが、それはそれとして、私たちは近い、ここ数年来のうちには内山坂トンネルまでの改良は入れていただきたいと、ずっと知事をお願いするつもりですけど、今の下の道路につきましては御承知のように、安神の峠からクリーンセンターまでは相当の高低差があつて、なかなか広い道路を真っすぐということは無理といたしますか、難しい感じですよ。

ですから、このことについては尾浦から安神にトンネルをつくっていただくということが一番いいということだと思います。事故も起こっておりますので、このトンネルについては早い時期に取りかかっていたいただければと思います。

もう一つは、きのうの補正に出ました委託料の問題で、下を通すのであれば市道で、現在の内山坂トンネルに取りつけるような構想があるのかどうかという話もありましたので、そのことにつきましてもちょっとお尋ねをいたします。

次に、白血病について伺いますが、私もドラマで見るぐらいしか白血病についてはあまりわかりませんで、ある程度のことはわかっておりましたけど、今回のことで、少し医師にお聞きしたり、保健師さん、また本を読んだりして少しはわかりましたけど、市長が言われますように、九州にこれは多いそうなんです。九州でも、五島、壱岐、対馬に比較的内地のほうと比べて多いそうです。

ですので、先ほど健診をしたんだと言われてましたのは、母からの感染を防ぐために母親の健診です。母親の健診をして、もし母親に白血病の疑いがあれば、母親をよく検査をして、白血病だとわかれば母乳を1年間やらないようにすると、そうすることによって感染を防ぐということを医師からも聞きましたし、保健師さんもそういうふうに言ってありました。

ただ、一般は全然してないわけですので、一般の方々が白血病かどうかを特定健診の中に入れていただいたらどうですかということを私はお尋ねをしているわけですが、先ほどは保健所でやっておられますよと言われてましたけど、私もよくその辺はわかりませんでしたが、それはそれとして保健所で検査をするにしても、個人個人が一人一人行くのはなかなかおっくうといたしますか、行きにくい点もありますので、集団検診の中で大腸がん検診と一緒にこの検査もどうですかということを入れてもらって、1回そこで受けて、保健所に今度は一緒に持っていただくというようなことができればなおいいと思いますが、その辺のお考えをちょっとお尋ねをいたします。

それから、予防接種のことですが、結論からいけば県内で1自治体やってあるということで、予算的にもちょっと無理ではないかというような話ですが、ちょっと金額は違いますけど、私が聞きましたのは、インフルエンザ接種をした方々は対馬全体で7,305人です。金額が1,569万円、その中の6,000人が65歳以上で、全体の80%ということであります。7,000人の中の6,000人は65歳以上、ですから一般の方々はそう全島では多く行ってな

いと、65歳以下はということになります。これは23年度ですけど、私がなぜこのことを質問したかといいますと、市民の方々、特に若い方々が最近給料も非常に下がりぎみで、生活が厳しいということで、夫婦で言いましたように7,000円かかり、また子供が2人、3人おったら、12歳以下は2回接種しなければなりませんので、この子供たちも相当の費用がかかるので、どうかしてもらえないんでしょうかという話を聞きましたので、私も質問したわけです。

確かに予算のことはありましようが、1自治体はしているところがあるということですけども、市の予算の322億の中の0.1%で3,200万です。1,500万ですから、まだまだ0.1%に満たない。この0.1%の3,000万を健康のために使うのはどうかということになるんですけど、これは予算編成権を持つてる市長の考え方もありますが、一般の市民の方々や議会が健康のためならそのぐらいいいのではないかと、そういう理解があれば、予算のこともあるんですけど、私は幾らか、せめて子供を持ってある方には助成を幾らかしてもいいのではないかという思いがします。市長のまたそのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1点目の件でございますが、ちょっと整理をしたいと思います。

今回委託料で上げております部分で、まず尾浦から浅藻までの全線の概略設計というものを、まず組みたいと思っております。また、今の交付金並びに起債の状況等いろいろ当たってきてるんですけども、それらを考えますと、尾浦から安神までの概略設計ができた後の、尾浦から安神までの間の実施測量というものをあわせて今回予算を計上させていただいております。

また、堀江議員さんがおっしゃっておられます久田のトンネルから内山坂トンネルまでの間の問題、この県道は、あの部分につきましては久田トンネルから久田におりていくところまでもそうですが、主要地方道巖原豆殿美津島線と瀬浦巖原港線の2つの路線が重なり合ってる部分であります。できますれば、この久田トンネルから内山坂トンネルまでの区間につきましては、瀬浦巖原港の考え方で物事の整理をしていければと思っております。

そして、今予定をしております市道の分につきましては、久田のトンネルから尾浦地区のほうにおりていきまして、一定の高さのところから安神のほうにトンネルをというふうな考え方しております。これから主要地方道巖原豆殿美津島線の東海岸の部分については、下の市道が担っていくみたいな形で考えていただければというふうに思っております。

それと、2点目の白血病のお話でございますが、一般の検診と合わせたらどうだろうというお話がございました。それも一つのやり方かなというふうには思います。私、先ほど保健所において無料で抗体検査ができますという話をしましたが、自分が陽性反応が出て保菌者だというふうに分かったときに、発症までに40年、50年、いつ出るかわからないというものを抱え込むことになるものですから、そこについてはその検査を受ける方の意思というものがある程度明確に

ないと、心構え等が要ろうかと思っております。そこについても1回クリアしなければいけない部分もあります。それらを考えながら、今御提案あったことが可能かどうか、こちらとして研究したいと思えます。

それと、インフルエンザの件がございました。

このインフルエンザを子供たち、そして65歳以上というふうにある意味しておりますのは、インフルエンザにかかられたときに、そのインフルエンザから重篤化する可能性が高い子供たちと年長者の方たちを想定をして、ここにインフルエンザの予防接種助成を組み立てておるつもりでございます。その間の人たちが重篤化しないかといいますと、それは必ずしもそういう断定はできませんけども、体力がございませぬので、重篤化に向かう率が低いのではないかとこのところ、こういう組み立てを現時点においてははしてるといふことも御理解いただければと思えます。

○議長（作元 義文君） 10番、堀江政武君。

○議員（10番 堀江 政武君） 市道のことにつきましては、私がお尋ねをしました内山坂トンネルからどういうふうに取りつけるか、そういう話ですけれども、市長はこの内山坂トンネルから新久田トンネルまでは瀬浦巖原港線がこのコースに入っているんで、現在の主要地方道で改良したほうがよいというような話でしたよね。ですから、内山坂トンネルからおりて、下の市道につながるあれはないということだと思えます。ですよ。

○議長（作元 義文君） 一問一答でやったほうが、道路の問題については早く理解ができると思えます。

○議員（10番 堀江 政武君） はい、どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今予定をしておりますのは、現道の県道が山の中腹というか、上のほうをずっと走ってる昔の軍道でございます。そして、集落におりていく、そして集落からまた県道に戻って次の集落に行くというふうな大変利便性の悪い道路であります。できれば新しい市道というものは集落と集落に直に入れば一番いいんですけども、なかなかそうならないところもあるでしょうけども、極力そのようなルートを選んでいきたいと思っておりますので、現在の県道との接続というのは、ある地区によっては低いところを通ってる県道であれば接続はあろうかと思えますが、明らかに集落と差があるところについては、そこでは接続をしないことにもなるかと思えます。

ただし、今後集落のほうに入っていく中で、トンネルの場所等についてはこちらサイドの施工上の問題とかいろいろありますので難しさがありますが、集落に入るか入らないか、集落のどの近辺を通していったほうが一番いいのかということについては地区の方とも一定の協議をしながら、皆さんとよりよい市道の方向性を見つけていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、堀江政武君。

○議員（10番 堀江 政武君） よくわかりました。市長の言われるとおりにじゃないかと思えます。私もけさ来るときに内山坂トンネルから下を見ますと、下のトンネルの市道につなぐのはちょっと無理かなという感じもしましたが、下の隧道が上に上がれば角度はないようになってきますけど、下やったら相当の角度がつきますので、ちょっと無理かなという感じはしました。

それはそれで進めていただければいいと思いますが、もう一つちょっと答えていただかなければいけないことは、安神から久和間はトンネルを考えてあるんでしょうか、その辺をちょっと。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） できれば子供たちの通学路、そして皆様方といいますか、救急救命のことを考えた場合、やはり時間を短縮したいという思いがありますので、トンネルという選択が最も実現性が高いのではなかろうかと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、堀江政武君。

○議員（10番 堀江 政武君） トンネルを考えているということですが、先ほど言いましたように、私たちが思いながら、これは無理だろうというふうに諦めていた路線を市長が努力されて、大体頭まで市道でやろうと、現実味が帯びてきたことに対して大変私はありがたくも思いますし、これがもしできることになれば下のほうでは初めてのすごい大きな事業だなと思っておりますので、ぜひできるように進めていただきたいと思えます。

もう一つは、二、三年ぐらい前でしたか、こういう話がちょっと出たときに県議の田中愛国先生より市長に進言したらどうかということに進言しておりました。私たちが道路のお願いに行ったときに田中先生が自衛隊はないのかと聞かれまして、いや、ありますと言いましたら、それは周辺整備事業が相当な予算があるんだと、それを進言しなさいということで、私は市長に自衛隊の周辺整備事業にのせればかなりの予算があるそうですよと、ぜひということを話しておりましたが、こちらのほうは話をされたんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この国と話を持っていく前に県のほうと全体の事業スキームというのを構築する段階、そしてまた構築の最終版のところ、県のほうのお話では当然起債単独事業だけで物事をやっていかれても、県としてはのりかねると、その話には。要するに、交付金があつて、この事業スキームは始まるというお話で決着を見たところです。その際に、国のありとあらゆる交付金、どこでもいいのかということの確認をとらせていただきました。そのとき、どこでもいいんだと、交付金さえ入れればいいというお話がございましたので、実は、最初に防衛省関連のところから1週間後ぐらいですか走っていきました。なかなか、安神までの話でありましたら、当然下警があそこには竜ノ崎にはいらっしやいます。防衛省にのりやすいのかなというふ

うに思っ行ってきましたけども、現時点においてそれだけの予算というものの見込みは立ってない
ということの返答がありましたので、その後、国交省のほうに走って、全体の浅藻までの話とし
て、また、別もう一路線も含めて話を持って行って、対馬全体の方向性というものをお示ししな
がら、道づくりのあり方というもののお話で一定の理解をいただいて現時点に至っているとい
ふに御理解いただければと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、堀江政武君。

○議員（10番 堀江 政武君） 国の補助事業でできればそれにこしたことはありませんで、そ
ういう補助の大きな事業があればそれでいいと思いますが、その竜ノ崎だけに向かう道路じゃな
くてその他、自衛隊の基地があればその周辺の整備をするときに防衛省の予算があるというこ
とを聞いておりましたので、私は市長のほうに進言したことを今思い出して話をしてるんです
が、またそういう、機会があればそういう予算も使われるようであれば、そういう予算も入
れてしたほうが早くできますし、お願いをしたいと思います。

それから、白血病のことについて、保健所でやってもいいが、それがわかったときに本人の心
構えがあるんでというような話もありました。わかったらちょっと、本人が心が痛んでとい
うようなそういう話だと思います。確かにそれはあると思います。あると思いますが、私も
医師とかいろいろ話をしましたし本もちょっと読んでみましたが、今はがんの告知も本人に
して、友だち、両親はもちろんですが、両親、家族、友だち、医師、みんな一緒になっ
てカバーしてやると、ケアをしてやると、そういう時代であって、わからずずっと先
に進む、病気が進んでいきますんで、やはり早く知って早く養生するとい
うことが、早期発見ですよ、早期発見、早期治療、それが大事だとい
うことが言われておりますんで、もしそれがわかっても、皆さんでそれを
支えて治していくということが私は大事だと思います。

もう一つのインフルエンザのことですが、言われるように、早く言え
ばうつりやすいといいますが、年長者と年少者ですよ、このことを重点にや
っているということのようですが。言いますように、市民の健康を守るとい
う意味から、それに限らずやっぱ、子供の多い方は経済的な問題です
けど、この島を、自然環境もいいですけど、そういう病気にかからない、
病気がない、そういう自然環境をよくしていくこともやはり市長の役目
ではないかと思うんです。ですから、ある程度の予算は要るかもしれませ
んけど、そういう市民の健康を守るという観点から、私は積極的にもう
少し考えてほしいかなと思います。その辺はちょっと、もう少し、イン
フルエンザの助成についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しました一般健診の際の抗体検査の導入という話でござ
います。これにつきましては、陽性反応が出た場合、この白血病について今のところ厚労省のほうで

は発症を予防する方法がないと。さらに、その陽性反応が出た後の健康管理のあり方というもの
が確立されていないという中で、陽性反応が出た場合、その方、ある意味ATLの保菌者ですね、
保菌者と自分自身を感じることに、そして次の方策がない、けども、抗体検査を受けるという一定
の心構えがないと難しさがこの問題にはあるというふうなことを市民の皆さんも理解をしていただ
きたいなと思います。

それと、インフルエンザの件でございますが、もう全ての方々に助成をするのが最もいいの
かもしれませんけども、また財源見合いの話ともなりますので、それについては今後の研究にさせ
ていただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、堀江政武君。

○議員（10番 堀江 政武君） 白血病については、その病気の種類によって何十年も出ない白
血病と感染して出る白血病、小さい子供といますか、若年層も一緒になって出る白血病とかい
ろいろあるそうですよ。ですので、今の市の検査でいろいろ白血球とか赤血球とかありますけど、
その患者は医師に私直接聞きましたけどわからないと。血液検査を専門に出して初めて疑いがあ
るとかどうかわかり、その次、わかった方々が骨髄検査をするそうですよね。その血液でそうい
う反応が出たら、その次に骨髄検査をやり、ここで大体、この人は大体白血病に間違いな
いとい
いますか近いということがわかれば、さらにCT検査とか細菌培養検査をするそうです。

そういう過程がずっとあって初めてわかるそうなんですけど、先ほど言いますように、そういう
白血病をみんなが何十年もウイルスが潜伏して出ないということじゃなくて、そういう白血病も
あるし出る白血病もあるということですので、市長の気持ちもわかりますが、それは受ける個人
の権利ですから受けようと思えば受ける、受けないと思えば受けなくて済むわけですから、受け
るような態勢をとってやることは私は大事だと思うんです、検査を受けるですね、集団検診の中
で。それは個人の自由ですから受けない人は受けなくていいし、受ける人は受けるでしょう。
今、大腸がん検診もそうですから、自由ですから。胃がん検診も。希望者は受けてくださいとい
うことですから、そういう態勢をとっていただいたらどうでしょうかということなんです。

インフルエンザのことについては検討してみようということでございますので、ぜひ、いい方
向で検討をしていただければと思います。

市のほうも、健康つしま21計画ですか、きのうもお話がありましたけれども、これに取り組
んで、市民の健康には大変気を使って活動も保健婦さんもされておりますが、特定健診で平均
35%ですよ。40歳以上ですが40歳台は大体16か18%ですよ、受けてないんですね、
あまり。16%ぐらいじゃなかったかと思います。トータルで35%ということなんで、これは
もっと市民の方々に健康に対しての認識を深めてもらいたいし、深めるように市も努力をしてい
ただきたいと思います。

ちょっと、本で見たんですが、（「堀江さん、時間が」と呼ぶ者あり）あ、済みません。終わりますけど、済みません。ちょっとこれだけは、ちょっと言わせてもらいますと、調査によりますと、5人に1人が対馬の市民の方々はあまり健康じゃない、健康じゃないと感じていらっしゃるそうなんです。5人に1人は、これはやっぱり大きな数字だと思いますが。もう一つは平均寿命、この平均寿命が国は男子で78.8歳、対馬市は76.8歳、女子では85.8歳が国で84.9が対馬市で、平均寿命も対馬市が県でも一番低いそうなんです。ですからこれを含めて、健康についてのさっき言いましたような、もっと自覚するような市民がですね、啓蒙をしていただければと思います。

ちょっとオーバーしましたけど。これで質問を終わりたいと思います。

○議長（作元 義文君） 以上で10番、堀江政武君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 昼食休憩します。午後は1時から開始します。

午前11時53分休憩

午後0時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 改めまして、どなたもお疲れさまでございます。

私も、B-1グランプリですか、対馬とんちゃん部隊の準優勝に輝いたことに対し、心からお祝いを申し上げたいと思います。また、市長はじめ地元議会議員の同僚の皆さんも喜んでいただいていることに対し、心からこの場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

実は、きのう御紹介がありました対馬ソムリエに就任いただきました世界の王さんの娘さん王理恵さんの御挨拶を受け、すばらしく意気込みを感じたものであります。2期目の財部市政の熱意のあらわれかとも思って高く評価するところであります。

王理恵さんが率直に言われましたように、インターネットですか、影響がすごく大きいと、こういう話がありましたが、次の段階である問題は、PRができて対馬に対する足の便です。これが私は非常に問題になろうと思っております。年の瀬を迎え、正月を家族で過ごしたくても、本土から子や孫が呼べない、そのような状況が現実かと思っております。

ところで、今は格安運賃の航空機とかそういう時代が来ておりますので、今回、改めて感じることは公共料金の格安の運動ですね、これからお願いをしておきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をしてみたいと思います。

私は天然記念物のヒトツバタゴ群生地の保護施策について再三にわたる対策をお願いしてきま

したが、どうなるのか。食害が著しく、枝だけでなく幹の樹皮を食い荒らして枯損木が目立っております。鰐浦地区の住民をはじめ多くの皆さんが心配をされてあります。この地区からも陳情が再三あっておると思っております。保護対策をしないと取り返しのつかないことになる一方、イノシシと鹿が歩き回ることにより、腐葉土、砂利等もなく、全く保水能力のない山肌で、早急な対策をとらないと、全てが枯損木となります。枯れてしまいます。教育委員会の職務とは誰も思っていないと思います。結局、市長が対応しないとしか市民は思わないんです。この際はつきりお願いをしたいと思いますが、教育委員会が予算要求をしたのか、市長側が予算をつけなかったのか、どうしてこんなに早急な対策ができなかったのか、教育委員会側が真剣にとらえてもらえなかったのかどうか、この際お尋ねしたいと思っております。教育長の答弁を求めたいと思っております。

2点目、主要地方道上対馬豊玉線の話、舟志琴間の道路の改良について、市長のほうから、私は非常に明るい知らせをこの前お聞きしておりますが、たびたび舟志琴間、これについてはお尋ねするところでありますが、今回この予算づけができたとのこと、まことに上対馬町民、市民、本当に喜びの限りであります。もし公表ができるようであれば、開始年度、それから予算規模、年数、市道なのか新規路線なのか、この際市民に報告をしていただければ大変うれしいと思っております。

そして、合併以前から上対馬豊玉線の改良につきましてはもう悲願でありましたけど、これは市長、私も去年、おとどしですか、知事陳情に同行しまして、よもやこう早くつくとは思ってもおりませんでした。やっと東沿岸の見通しがついたということであれば、めどがつけば我慢ができるんです。どうかこの際、旧町時代の諸先輩の努力もやっと実ったような状態ですので、詳しい御報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 糸瀬議員の御質問にお答えをいたします。

ヒトツバタゴは日本の財産であると思っております。昭和3年には鰐浦ヒトツバタゴ自生地として個人所有の土地150平方メートルが国の天然記念物に指定されております。その後、平成8年に、個人所有の土地4,150平方メートルが追加され、合計4,300平方メートルが指定されました。また、旧上対馬町が昭和51年に、土地ではなく鰐浦地区内の山林全域に自生しているヒトツバタゴについて、鰐浦ヒトツバタゴとして指定しております。

この貴重なヒトツバタゴについて、最近、議員御指摘のとおり対馬鹿による食害、剥皮被害が顕著に見られるようになりました。保護対策については、ことしの2月に鰐浦地区の役員の皆様と現地確認をし、その後、市役所内で対策について検討を行ってまいりました。その結果、ワイヤーメッシュとネットによる防護柵を設置する方法で進めることとしております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 糸瀬議員の質問に答えさせていただきます。

1点目のヒトツバタゴの保護対策の件でございますが、先ほど教育長のほうから話がありましたように、ワイヤーメッシュとネットによって防護柵を設置するというところでございます。手法についてはそうなんです、今年度といいますか山頂部分、鱈浦の海栗島側を左に見ての山手の部分になりますが、その山頂部分に500メートルワイヤーメッシュを設置をさせていただいております。それだけでは低うございますので、その上に今度は防鹿ネットをかける形で鹿対策をするというふうな予定をしております。

また25年度、あの近辺の観光地は、鱈浦だけではありませんけども、砲台跡も含めての観光地の計画がございますが、その中に観光資源としてのヒトツバタゴの位置づけをきちんとする中で、今度は山裾の部分について480メートルワイヤーメッシュを縦置きにしながら、2メートルの高さになろうかと思っておりますけども設置をしていきたいというふうに今組み立てをしてるところでございます。

次に、2点目の上対馬豊玉線の、特に琴舟志間の通称堂坂と言いますが、堂坂のこの問題についてのお話でございますが、先ほどの堀江議員のお話と重複する部分ございますけども、巖原南部のこの道路、そして糸瀬議員がおっしゃっております堂坂線、この2本というものを国のほうに持っていきました。

しかし持つていくに当たっては、県のほうの財政支援のスキームが一定のめどが立ったことを受けて国のほうに働きかけに行ったところであります。この2本について一定の理解をいただき、いいでしょうというお話がございました。そこで25年度から、正式な国のほうから認可が内定がおりますと25年度から組み立てていきたいというふうに考えております。

予算規模のお話がありました。これについては約45億から50億ぐらいを見込みを今しております。また、舟志五根緒間から琴のほうにトンネルという手法になろうかと思っております。約2.1キロ程度の路線になります。これを来年度から内定をもらいましたら進めていく予定で、今、内部事務を進めております。

しかし一つ問題がございます。これは、琴のほうの堂坂線に南部のほうから入りましたときに、琴の集落を抜けて堂坂線ともみじ街道のほうに分かれるところがございますが、あのもみじ街道に行くもっと上流側といいますか、に入ってから右側に入り込みたいというふうな思いを今路線的には描いておりますけども、この分かれ道から新たな道路の市道が県道にぶつかるころの県道間の整備の問題があると思っております。この整備、県道の整備ですね、ここについてはもみじ街道の、必ずしもモミジが自生しているところでもありませんので、県道拡幅をお願いしない

といけないという問題がそこは残っております。それらも県と十分に協議をしながら、でき上がった暁には、今言いました県道部分も完了してるというふうなことに事業としては持っていくというふうを考えて、事務方のほうは動いておるところでございます。

ちなみに、この堂坂線につきましては、23年度の予算で概略設計の委託の予算を議会のほうに承認をしていただき、形をつくり出し、県のほうにもお話を持っていくというふうな運びになったところであります。そういう意味におきまして、今回の補正に上げております厳原南部の概略設計の部分につきましても、それを踏まえて全体の計画を積み上げていきたいと思っております。どうか堂坂並びに尾浦、浅藻あわせて、市民の皆様が長年にわたってずっと待ち望んであった、先ほど堀江議員のほうも半分以上諦めてたというふうな路線であります。そういう意味において、しっかりとそちらの最低の交通インフラというものをつくり上げて、そして市民の皆さんには新たな地域づくりというものに入っていただきたいというふうな思いを強く持っております。

冒頭、糸瀬議員がおっしゃられましたように、とんちゃん部隊のこのシルバークランプリというのは、対馬の皆さんに明るい話題を提供してくれましたし、市民に可能性も与えてもらったというふうに思っております。あの受賞を受けて1時間の間に、彼らが持つインターネットのホームページには7万件のアクセスがあったというふうに聞いております。7万件といたらもうとんでもない、1時間で7万件でありまして、その後は15万件ほどあつてるというふうにも聞いております。それほどの反響のある活動結果でありましたし、これらを受けたときに、そういうふうな交通インフラの部分なんかもちんちんとやっていくというのが行政の仕事かなと思っております。今後も特別委員会の活動とあわせて、しっかりとこの基幹となるこの道路の部分をもっと取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（作元 義文君） 16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 教育長、私も、教育長にしても市長にしても、数多くある質問の機会ではありませんので、非常に前向きな御答弁をいただきましてありがたいと思っております。教育長には特に、なられてから、改めては幼稚園とか保育園それから給食センターの問題、上高の存続の問題、通学バスの時間帯の問題とか、通学バスを民間経営者に委託したらどうかと、いろいろなことを過去言ってきたことがいっぱいあります。こういうものがやっとヒトツバタゴの保護についてはめどがついたと。それから幼保一元化の、幼稚園の新設についても前向きで年次計画に上げようというようなことで、非常に私としては前向きな検討が常にされてあるなという思いを今強く持ちました。

けさほどからいろいろ話がありますが、合併時の上対馬に教育委員会を置くという話も、

見直しによって、これは時代の流れでいたし方ないところもあるかと思えます。仕方のところはあるかもしれませんが。しかし、やっぱり、市民はいろいろな面で期待をしておりますので、我慢のできる範囲、私も市長に前々言いましたけど、とにかく明かりが見えれば我慢ができますので、真剣に前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

多分このテレビは鰯浦の地区住民をはじめみんな聞いてありますよ。本当に気持ちが、ああ、やっとその気になってくれたなという思いで見えていただいている、そのように私は思います。これからもどうぞよろしく。特に、上高の存続に関しては、非常に上のためには大事な話です。同僚の小川議員が言いましたように、教育が一番大事なことですから、高校教育も受けられないような時代をつくり出さないように、あなたの時代にひとつ頑張ってもらいたいと思っております。まあ、私が言いましたように幼稚園、保育園、この問題は先般、部長のほうからも教育長のほうからも前向きの答弁があっておりますので、教育委員会に対してはこれで終わりたいと思えます。

さて次、市長、上対馬豊玉線、これは本当に私もすごい市長の実績だと私は高く評価をしておりますし、上地区住民また対馬島民が、東沿岸の動脈がやっと通ずるような見通しがついたということは、もう本当に喜んでおる、喜びに尽きると思えますよ。それで手法とかいろいろな問題はもうそれは事務方にお任せするというので、あんまり多くは語りませんが、これが教育長がおられたときに、また前地方局長がおられたときに、もみじ街道は考えてないということですから、今言われたような方向で三差路から五、六百上ってそれから右に入るかなというような理解を私はしておりますけど、そこら辺は事務方、専門の方々で進めていただければ結構かなと思っております。

私はたびたび上のほうばかりお願いして申しわけないんですけど、トイレの問題も予算づけしていただいて、前回お礼を言ったんですけど、一向に先に進まないような気がしますが、通告外ですけど、せっかくですから、やはり予算がついたら入札等々、もう終わってますよぐらいの、よろしく、ちょっとそこら辺お願いしたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター部長（川本 治源君） 鰯浦の公衆トイレの件でございますが、入札が12月4日に終わったと思っております。ちょっと工期的に厳しいところもございますが、年度末までに何とか完成させたいと、していただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 結局、私がこうして市長にいろいろ厳しいことも言いますが、やはり市民であれ議員であれ、予算がついたであれば、早急に入札の準備をして発注をするというのが流れなんですね。流れなんです。私が特に言いたいのは、去年もそうなんでしょう。冷暖

房の施設だって1年おくれに結果的にはなったわけですから、ああいうことのないように、私はたびたび厳しいことを言いますが、そういう、やっぱり真剣に仕事をしてほしいと。頑張っていることはよく私も承知はしておりますけど、どうしてもおくれがちじゃないですか。だから小さいものは指名でどうですかという話をします。そして議会もそれでいいじゃないかというような話をしておりますけど、一般の競争入札になれば非常に時間がかかると、そういうことで私は常に気にとめておるわけです。先般もそうですけど、たまたま大事なお客さんが来ました。私はじきじきに案内をしたらトイレの水が、何か不自由はないですかと言いましたら、きれいに掃除はしてありますけど、手洗いの水が出ませんよというようなことでしたから、これもすぐ対応してくれたでしょう、いかがですか、できましたか。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター部長（川本 治源君） その手洗いの件につきましては、その後すぐ対応しております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） ありがとうございます。やっぱり、そういうふうなことが結果的には市長の姿勢につながっていくわけですよ。だから私は、いろいろ質問もしてあちこち飛んで申しわけないですけど、本当に日ごろから言いますように、市民の方はそういうところを見ておるわけですから、これからもよろしく。やかましい議員ではあったでしょうけど、よろしくお願ひしておきますよ。それはどう考えられようが、結構です。市長、私が先ほど言いましたように、上のほうの国際センターですか、あれ何でしたかね、ターミナル、国際ターミナルも前向きなめどがついておるような状況ですから、何とか上のほうがどうも、南高北低というような声が聞こえますけど、市長はよく、上のほうにもよくしてくれてるなどは思っておりますけど、上は上で、そのような思いを持つ人が多々ありますので、これからも上対馬の北部の発展のためになお一層力を入れていただきたいと思ひます。どうでしょうか。全体的な感想と意気込みを、2期目の意気込みをここの前で語ってください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 国際ターミナルについては、今、比田勝全体の活性化とどのようにターミナルそしてターミナル周辺を組み立てるか、また、今回のとんちゃん部隊の活動結果というのを踏まえたときに、どのように見せ込んでいくとか、いろんなことがいっぱい要素があります。そういう意味において、今ワークショップを開きながら組み立てをしておるところでございます。

南高北低という話がありましたが、私のほうに入ってくる南部の方からの言葉は、南低北低でございます。全てが沈んでいるというふうな話であります。隣の芝生は青く見えるものでござ

いますが、決して南だけがとかいうふうな思いもありませんし、どうすれば対馬全体の浮揚につながっていくのか、そして市民の皆さん方のこれからの歩みというものに対して行政がどのように関与していけばいいのかということに日々心を砕いて物事をやってみようと思っていますので、決して南高北低というようなことはこちらも考えておりませんし、そのような思いを持たれないように全体が底上げしていけるように、しっかりとこれからも取り組んでいきたいと思っています。

○議長（作元 義文君） 16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 意気込みはありがたいと思っておりますし、私自身も市長を支持した一人の議員ですから、上のほうのためにこれからも一生懸命お願いをするかも知れません。わかりませんが、今みたいな意気込みで、北のほうは北のほうでそれぞれ、あ、住んでよかったなど、そういう思いを持つように議会議員としてもやっていきたいと思っております。

もう一つ、いろいろお話ししたいんですけど、国境離島の特別措置法について、この機会に、私も国境離島活性化の関係がありますけど、市長の口から、この特別措置法を成立させたなら、本当に対馬の地域に住む住民として明るい見通しがつく施策が打ち出せるんじゃないかと、常々あなたが言ってあります提案型、そういう状況で私も本当に市長の任期中を反省してみますと、いろいろな施策を提案されました。提案されましたが、100%それが血となり肉となりましたかというところ少し問題はありますけど、今は、言われるようにそういう時代でしょうから、特にお願いがしたいのは、措置法の成立を見て、限界に来ておる「げんかい」の船を、上のほうの船を新船をつくってもらえるような、国土としての位置づけを、議会と一緒に何か残された時間頑張ってみようかなという感じがしますが、どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 残された時間などとおっしゃらずに、これからもずっと取り組まればいいと思っておりますし、一緒に、特別委員会の委員長という大役を今担ってもらっておるわけですが、一緒にこの島の浮揚とか、本当市民が住んでいいよねっというような島をつくっていくため、この地形的条件というものを最大限に生かすためにも特別措置法というものを求めていかないといけないと思っております。単に補助率のかさ上げとかいうことではなくて規制緩和のこともあります。さまざまな手法を取り入れる特別措置法にしたいというふうに思っておりますし、議員の皆様方の知恵というものもその中にいっぱい入れて、この1月にかわりましてから県の離島対策協議会のほうの国境離島専門委員会のほうでも、1、2月の間に国に対して攻勢をかけていくという予定をしておりますので、間断なくずっと協議をしていきながら、よりよいものを求めていきたいと思っておりますし、できるだけ県全体、長崎県全体、国境離島という方向で行っておりますので、皆さんの合意もいただいて、ともに攻め込んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

○議長（作元 義文君） 通告外が二、三点出ましたので、そろそろ締めを。16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 時間はありますけど、非常に前向きな答弁をいただきましたし、そして、特別措置法の実現方にお互いに切磋琢磨して、市民、島民のために一生懸命頑張っていると思います。今回の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで16番、糸瀬一彦君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を1時45分から行います。

午後1時32分休憩

午後1時45分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、7番、松本曆幸君。

○議員（7番 松本 曆幸君） 新生クラブの松本曆幸です。本日は偶然にも新生クラブの方がトップバッターから4番バッターまで続いておりまして、こんな偶然性はないとは思いますが、どうぞよろしくお願いをいたしておきます。本日は4点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、第1点目はAEDの設置状況と使用形態についてお伺いをするものであります。現在の設置状況と設置されている施設の場所、使用のあり方と管理形態について伺います。

私、医学的知識は全くありません。医療用語についても講習テキストなどにより、現在の地域におけるAEDの使用と管理の実情について伺うものでありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

資料によりますと、平成24年8月1日現在対馬市に設置されているAEDの設置数は、消防分団庫をはじめ市や県の庁舎、公立学校や病院など、また民間施設など合わせて150基ほどが設置されておるようであります。

さて、AEDは申すまでもなく、心臓が細かくけいれんし血液を送れなくなる重い不整脈等の患者に電気ショックを与えて救命する装置であります。現在は、一般の人の使用も認められているため、消防署において講習も実施されて機械の使用の普及に努められているところであります。

この使用のあり方については、それぞれの設置地区において、救急時にはそこに居合わせた人たちが救急車が来るまで心肺蘇生とAEDによる応急処置が行われている現状であろうと思われまます。

このAEDの使用のあり方については、屋外に設置されているものについてはまだしも、公共

施設をはじめとして屋内に設置されているものについては、ややもすると土曜、日曜、祭日、また時間外においては使用することができない箇所があると思われる。

公立学校においても、目的がそのような目的であることは承知しておりますが、ある地区は現在小学校、中学校だけにしか設置がされておられません。AEDの使用はめったにあることではありませんが、万一の事態に備えて地域の方がいつでも使用できる状態にしておくべきではないでしょうか。

設置個所では、インジケーターや消耗品の有効期限など日ごろから点検する必要があると思われませんが、現在どのような管理形態となっているのか、どこに主体的な管理責任があるのか、また一元的な管理はできないのか、現在の問題と今後の改善の可能性について伺うものであります。よろしくお願いをいたします。

次に2点目でありますけれども、これは私のところの部落のことでまことに申しわけありませんけれども、道路の整備についてお伺いをするものであります。

市道西竜良線の整備の必要性について伺います。

市道西竜良線は、内山から豆殿に連絡する道路であります。内山豆殿間を結ぶだけでなく、農道とも連絡して瀬地区に至る利用率の高い路線でもあります。本来の利用率の高い区間はいまだに未舗装区間が長く、また路面が荒いため利用車両に非常に支障を来していることは、市長におかれても十分に承知されているものと思います。

また、この道路は内山から豆殿までの県道が災害などにより不通となったときは、瀬地区、豆殿地区、また浅藻地区までの迂回道路としても大変重要な道路でもあります。

全長6,336メートルのうち市が管理する区間は3,108メートルで、うち改良舗装済区間は1,666メートルであり、舗装率は約52%であります。残りの3,156メートルは併用林道として、主に長崎森林管理署が管理をされておりますが、このうちの舗装済区間は400メートルで、舗装率はわずか12.6%であります。

路線全体の舗装率は32.6%に過ぎません。市が管理する区間においては、旧巖原町時代に豆殿側から558メートル、内山側から1,108メートルの舗装がされておりますが、その後、また対馬市になってからも全く手つかずの状態であり、関係住民にとっては長い間の待望の事業であります。

島内の市道においては、計画的に改良舗装がなされております。本路線の整備の必要性について伺うものであります。

次に、3点目になります。高齢者の安否確認についてお伺いをいたします。

対馬市において、現在どのように高齢者の方への安否確認が行われているのか。また、今後何か見守り態勢の強化につながるような事業をされようとしておられるのか伺います。特に老人世

帯の夫婦の暮らし、また一人暮らしの高齢者の方の見守りにおける市の取り組みの現状について伺うものであります。

対馬市の人口は現在3万4,291人ですが、このうち高齢者と言われる65歳以上のいわゆる高齢者率もおよそ30%であります。10人に約3人が65歳以上の高齢者となります。

長崎県全体でさえ、人口に対する高齢化率は2010年の国勢調査ではあります。26%であります。この先、人口の減少とともにどの地域においても高齢化が進んでまいります。

行政においては、今後この高齢化社会において高齢者への安否の確認や買い物支援、通院などにおいてもいろいろな見守り対策が必要となってくることは必至であります。住み慣れた地域の中で高齢者の方が安心して暮らしていけるよう、支え合いのまちづくりが必要であります。

このような中で、他の自治体においては高齢者の安否の確認、見守り対策について特色ある事業が実施をされております。高齢者世帯の医療や介護について、一元的に管理ができる事業の取り組みはないのか。現在の対馬市における取り組み状況についてお尋ねをいたします。

4点目は教育委員会のほうにお尋ねをいたします。文化財の保存についてであります。

さきの盗難事件を受けて、対馬市の恵まれた文化財を今後どのように保護していこうとされているのか、その対策について伺うものであります。

文化財についてであります。文化財とは我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であることは言うまでもありません。遺跡、神社仏閣、仏像、絵画、文書、赤米頭受行事や盆踊りに代表される民俗行事、ツシマヤマネコに代表される貴重な動植物などあります。

さて今回の質問は、数多くあります文化財の中の有形文化財の保護についてお尋ねをするものであります。

新聞報道などで、既に対馬市民のほとんどの方が承知されていると思われませんが、峰町木坂の海神社から重要文化財の銅像の如来立像、豆敷多久頭魂神社の県指定の大蔵経のうちの1冊、同じく県指定の豊玉町小綱の観音寺の観世音菩薩坐像が盗まれたことはまだ記憶に新しいところでもあります。

防犯対策については、県や国、市、また所有者の方が一体となって努力をされておられる中で、このような事件が起こったことはまことに残念であります。一刻も早い返還を願うものであります。このことは、文化財の保存施設が普段は人影もなく無人だったり、また防犯施設が機能しなかったり、十分な防犯体制の不備に起因するものであります。

いろいろと新聞報道等で知らされてはおりますが、長崎県教育委員会においても、また市の文化財保護審議会においても防犯体制の強化について会議がなされておるようではありますが、今後対馬市としてこのような貴重な文化財を後世に残すため、どのような保護対策、防犯対策を講じ

ようとされているのかお尋ねをするものであります。

以上4点です。よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 松本議員の御質問に答えさせていただきます。

1点目のAEDの現在の設置、そして管理形態といいますかそのあたりをどのようにやっているのかというふうなお話がありました。そしてまた、一元管理はできないんだろうかというふうなお話をいただいたところでもあります。

AEDのお話の前に、実は私数日前に、それこそ先ほどの質問ではございませんがインフルエンザの予防接種に行ってきました。そこでお医者さんと話をする中で、やはりこの救命の問題について、予防接種が終わった後にお話をちょっと、10分15分する機会があったんですけども、先生いわく子供たちに命の尊さをやはりきちんとわかってもらわないといけないということで、BLS研究会というのを立ち上げて学校に心肺蘇生法の講習なんか、先生みずから消防署の人たちと行ってるという話がありました。

多くの方々の命を救うためにも、AEDがあればそれで救われるという問題でもございません。子供たちも大人も市民全員がそのあたりの問題について意識を持っていただき、そして心肺蘇生法等を、それこそ救急車が来るまでどうしても時間というのはかかります。それまでの間、交代交代でもみんなでそれを続けていくというふうなことが必要なんだよという話をたまたま聞いて、ああそうなんだなあというふうに思いましたが、今後市民の皆さんも、そして学校も一緒になって、このようなことにきちんと取り組んでいきたいというふうに思っております。

さて、本市のAEDのお話でございますが、現在市内に151カ所、166基が設置をされております。当然、民間も含めての数値であります。さらには、5カ所の地区において5基設置をされてる地区もございます。言いましたように、公的機関、学校、さらに民間施設、そして地区というふうな、それぞれ管理形態が違うというのが実際であります。

そして、この使用のあり方についてであります。現状では夜間休日を問わず緊急時にはいつでも使用できるAEDと、それと管理人がいるときでなければ使用できないような管理形態になっているAEDとが混在をしております。

それについては、先ほど言いましたような管理形態がいろいろあるから御容赦いただきたい部分もございますが、何はともあれどの地区にどのように、どのような管理形態のAEDがあるのかということ、私どももきちんと地区の皆様方に個別に入っていてもこれはやらなくてはいけないことだと思っております。そのことによって、1人でも多くの方々のお命を救うことにもつながるはずですので、取り組んでいきたいと思っております。

また、屋内設置の分を極力屋外といいますか、常にあいている消防団詰所とかそういうものに

設置がえをしていこうというふうな考えを持っております。

また、今回の補正予算でAEDの屋外収納ボックスを必要としますが、これを10基をまず計上をさせていただいております。今後は、地域マネージャー等々の動きでお願いも当然していかなくては行けません、このAEDの広報等について皆さんで、使い方も含め地区に細かく入っていきたいというふうに考えておりますし、地区の配置マップというものを作成をしていきたいなあと考えております。

管理につきましては、基本的に設置者の責任で保守管理をするということをお原則としております。一括管理をしていくことのほうが経費の削減、それから附属品の使用期限切れがどうしても起こります。この防止にもつながると思われませんが、先ほど申しましたように設置の状態がバラバラであります。

また、寄贈されたもの、そして補助金で設置したもの、さらにはリース契約で設置したものいろいろあるものですから、こういったいきさつからメーカー自体も異なるということもあります。

附属品等も使用期限もまちまちでありますので、一括管理をしていくというのは大変難しい部分がありますが、これらの解消に向けて考えていきたいというふうに思っております。全体管理をするまでにはちょっと時間をいただきたいと思っております。

そして、地区等で管理をしていただいておりますこのAEDにつきましては、消耗品等の補充については市の健康保健課が管理をしていくというふうな形で取り組んでおりますし、また先ほど言いました民間事業者も設置をしていると申し上げましたが、これにつきましては、現時点におきましても消防本部のほうから定期点検を促す案内というものを年に2回事業所のほうに行っておるというふうに聞いております。

AED自身があっても動かないと意味がありませんので、そのあたりの常に動く状況をつくっておくということにこれからしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の市道西竜良線の件でございます。これにつきましては、県道瀬浦巖原港線のバイパス線としての機能を持ち合わせておりますし、私自身ももう2カ月ほど前も実際公用車で走、申しわけありません。私用車で走った次第であります。

といいますのも、昨年でしたか、あそこは市道のみならず林道という一面もあります国有林の林道ということで、国有林の林道管理者であります森林管理署のほうに舗装のお願いに諫早市に行ったこともありまして、そしてその後舗装を一部、5カ所でしたかねしていただいたことありましたので、そのあたりもきちんと確認をしとかななくては行けないなと思ってこの道路には入らせていただきました。

市道としましては、結構この路線もなごうございます。長い上に、あそこの竜良という大切な

資源を通るということで難しさもございますが、基本的に先ほどから申しております市道の新設という新たな道路を、しっかりと今後取り組んでいきたいという考えを持っております。まずもって、その2つの二百数十億になろうかと思いますが、こちらに傾注したいなと力をというふうに思っております。

あとのもの、やり方というのをどのようにやっていけばいいかをこれからは研究をさせていただければと思っております。

次に、高齢者の見守りの件でございます。現在、この対馬でどのようにこの安否確認等を行っておるのかと、そしてこの見守りを含めた一元的な取り組みは考えられないのかという御質問の御趣旨でございました。

現在、対馬市ではこの高齢者、それから障害者など要援護、援護を必要とする人たちの実態調査を行って、関係機関で連携し支えていくための基礎調査という意味でこの調査を行って、今台帳整備を進めております。

具体的には、65歳以上の方を対象に高齢者の実態把握として一次調査を行い、さらにその中から援護が必要な方を抽出し、二次調査を実施いたしました。調査した情報を台帳に登録、共有してもよいとの同意を受けたおよそ2,300人余りの方々の今台帳を整備することとしております。今年度、その台帳システムの入力作業を引き続き行っておるところであります。

一方、対馬消防本部では、一人暮らし並びに高齢者夫婦を対象として、春、秋の全国火災予防運動及び歳末火災予防運動の機会をとらえ、署員が火災予防の観点から住宅を直接訪問して防火指導を行っております。

訪問の内容としましては、その火器の管理状況とか就寝場所の安全性、住宅火災警報器の設置推進、さらには御本人の健康状態、連絡先の有無、119番通報時の要領等について確認や説明をしておりますが、残念ながらその際も留守宅等もございます。そのあたりの追跡調査というのは実施、そこまではできてないのが実情でございます。

今後は、福祉課が中心となって進めております台帳の内容をより充実させ、地域の民生委員さん、児童委員さんの皆様をはじめ、災害発生時にお手伝いをしていただけるような方との連携を強化しながら、高齢者の見守りを組み立てていきたいと考えております。

さらに、地域における見守り活動が充実した活動となるよう、個人情報の取り扱いについて細心の注意を払いながら、この高齢者見守りネットワーク会議との連携を図っていきたく思います。

また今、今年から対馬市が進めております5つの地域資源循環システムの1つであります地域コミュニティ循環プロジェクトチームの中でも、この問題については当然十分に検討をしていきたいと思っておりますし、プロジェクトチームの中でも話し合いが進んでおります。さまざまな

問題がありますけども、それらを一つ一つクリアしながら、高齢者の方々の安心して暮らしていけるような状況というのを行政、そして市民の皆さん、一緒になってつくり上げていきたいと思っております。

また一方で、対馬CATVの情報網を活用した新たな見守り事業がこれに組み込まれないかというふうに担当部署には指示をしているところでございます。今現在、恩恵をこうむっておりますCATVのこの施設も、何年かたちますと更新の時期がやっけてまいります。これはもういたし方ないことではございますが、更新に当たっての新たな事業展開としてこの高齢者見守り事業というものを、CATV網の中にどう組み込んでいくかということ視野に入れていきたいというふうに思っておりますし、実は総務省の事務次官と会う機会がありましたけども、そのときもこのCATVの更新と合わせて付加するいろんな事業というものをこちらとして提案をさせていただき、更新事業の新たな制度というものを作り上げてほしいというふうなお願いもして帰ってきてるところであります。

以上で3点終わらせていただきます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君

○教育長（梅野 正博君） 松本議員の文化財についての御質問にお答えさせていただきます。

10月8日に発覚いたしました文化財盗難事件につきましては、皆様に御心配御迷惑をおかけしました。改めておわびを申し上げます。

私も、木坂神社に発覚の日に行きまして、早速木坂神社の社務所から携帯電話等で、社務所の電話も借りまして、全島の主なものについてはその日のうちに確認をいたしました。その結果、小綱も被害に遭っていたということが判明しました。豆殿については、次の日に屋根の瓦が壊れていたということで、次の日にわかりました。

その後、10月26日には臨時の対馬市文化財保護審議会を開催し、御意見を伺いました。その結果、教育委員会としては次のような対応をとりたいと考えて、今回補正予算を計上させていただいております。

数多い有形文化財の中から、文化財保護審議会でも指摘された美術工芸品について、その防犯対策について所有者と協議を行い、市内で防犯対策のできている資料館等への寄託を検討していただくか、もしくは防犯設備を整えていただきたいと考えております。

この防犯設備については、対馬市文化財保存事業費補助金交付要綱を改正し、新たに美術工芸品の防犯施設という補助対象項目を設け、この項目について補助率を特別に5分の4に設定して所有者の負担の軽減を図るよう予算づけをお願いしたところでございます。

また、文化財保護審議会委員による指定文化財の巡視、文化財管理台帳のさらなる整備、文化財所有者への定期的な確認調査などを計画しております。

このような教育委員会の対応はもちろんですが、やはり文化財を保管している地域の皆様が文化財に対する防犯意識を持ち、常に気を配ることで犯罪を未然に防ぐことにつながると思いますので、広報紙やCATV、各種集会などあらゆる場面で文化財防犯についての啓発を行っていききたいと考えております。また、警察との連携を密にすることや防犯協会への協力依頼も行っていきたいと思っております。

無人の寺院、神社がふえ、また過疎化と高齢化の進展により文化財の保存環境はますます厳しくなっておりますので、防犯対策は年々強化していくべきであろうと考えております。

以上で終わります。

○議長（作元 義文君） 7番、松本曆幸君。

○議員（7番 松本 曆幸君） それでは、AEDのことについて伺いたいと思っております。

いろいろと市長のほうから御説明をいただきましたけれども、実は豆殿のほうで10月の初めにこのような事例がありましたので紹介をしたいと思っております。先般豆殿において、10月2日早朝AEDを必要とする事態が発生をいたしました。呼吸困難となられた人の隣の方がすぐ駆けつけていただきまして、AEDを取りに行かれました。

最初に取りに行かれたところのAEDは、不具合のためか作動せず、2番目に取りに行かれたところのAEDは早朝であるためドアが閉まり、中に入れずAEDを取り出すことができずにととうその人に使用することができなかつたというような実態がありました。

その方は、不幸にもお亡くなりになりました。心臓や呼吸がとまった人の治療は、まさに1分1秒を争うわけですが、このようなことが原因で助かる命が失われるということにもなりかねません。

先ほど市長のほうからもありましたように、すべての方にそのようなことが効果があるということでもありませんけれど、全国的にも実際に使おうとする段階で有効に機能しない可能性が問題となっております。

AEDによる電気ショックを行うまでの時間が1分おくれると、生存のチャンスが7%から10%ずつ低下すると言われております。そのようなことから考えますと、屋内に設置されてありますAED、これはどうかしますと無人のときにおいてはドアなど、ガラスなどが破壊して損壊をしてそのAEDを取り出すこととなりますけれども、そのような悠長なことでAEDを取り出して果たしてAEDの機能がそのまま発揮できるのかというような問題が起こってまいりますけれども、早急に屋内にあるAEDについては屋外に設置をされて、近くの方がいつでも誰でもすぐ使用できるような状態にしておくべきではないかと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今松本議員がおっしゃられるように、利用できないような状況ではAEDもAEDの役目をなしません。どうか皆さんが使えるような状況というのをつくり出していきたいと思っていますし、先ほど言いましたように、地区内のほうにもそれまでの間こういうふうな屋外設置の分は今年度はここだ、まだこの分は屋内設置だという経過措置の段階においてはそういうこともあろうかと思いますが、どうかそのあたりの周知をきちんとやっていきたいと思っておりますし、屋外設置でいいですか利用できる皆さんが、状況というのをつくっていききたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 7番、松本曆幸君。

○議員（7番 松本 曆幸君） 今のことについてはやはり急いで、屋内設置の分については可能であるならば屋外のほうに、すぐさま設置がえをしていただきたいと強く要望をいたしておきます。

当事者というか、地区の方からそのようなことが大変声が聞こえております。万一のときに備えて講習は行っているが、いざ使うときには機能しない。屋内にあって使えない。では何のために設置しているのか、意味がないというような声もありましたので、よくそのあたりを踏まえてから今後の管理などについて、点検などにもついてしっかりと対策を講じていただきたいと思えます。よろしく願いをいたしておきます。

それと、2点目の市道西竜良線の整備についてでありますけれども、市長先ほどの答えの中で大きな事業をやっておるからというような答えもちょっと聞こえましたけれども、この路線はやっぱり産業用道路としまして、もちろん生活用道路でもありますけれども、産業用道路の性格もありましてほかの大きな事業と一緒に組み合わせてから考えられていくというよう、ちょっと外れておると思えますので。

地区の方がやっぱり、ライフラインではありませんけれども大きな事業ではありませんけれども、例えば300メートルなり500メートルなり維持管理みたいな事業でもできないかというところもございまして、これは市長の考え次第でありますから、今後市民の方が、地区の方がどのように考えてられるのかをよく考えていただいて対応していただければと思います。

そして、本年度から28年度までの予定で内山地区の鮎もどし自然公園にヤマネコの順化施設の建設が始まっております。そうなりますと、自然この道路も幾らか利用率が高まることも考えられますので、今後あわせて南部地区振興のためにもぜひとも整備をしていただきますようによろしく願いをいたしておきます。

3番目の、高齢者の安否確認について再度お尋ねをいたします。

実は、これ長崎県のことで新聞記事に載っておりましたけれども、長崎県においても県議会の

離島半島地域振興特別委員会において、独居老人対策について審査がされ、各部署が連携した施策を推進できるよう市内に高齢者対策連絡調整会議、これは仮称とありましたがこれをつくるということも掲載をされておりました。対馬市においても、このような施策の推進も今後必要になってくるんじゃないかならうかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県のほうのその態勢というものの詳細はわかりませんが、現在対馬市ではその見守り、高齢者の問題、それからフードデザートの問題、さらには公共交通の足の問題、いろんな問題が絡み合っております。

それらを現段階では地域コミュニティの循環システムというふうな、その循環図の中に私どもは問題意識を持って入れ込んでおまして、その組み立てを今ずっと庁舎内でやっているというふうな状況でございます。

○議長（作元 義文君） 7番、松本暦幸君。

○議員（7番 松本 暦幸君） 今からやはり高齢化率がどんどんどんどん高くなってまいります。資料をいただいた中で、65歳以上の高齢化率が先ほど申しましたようにおよそ30%、ちょっと試験的にといいますか60歳以上もあわせてからちょっと率をはじめてみました。そうするとおよそ39%となります。

1歳から4歳までの人口比率がおよそ4.数%だったと思われまして、これから考えていくと、非常に高齢化がどんどんどんどん進んでいくことになることはもう必至でありますよね。なおさらに、やっぱり見守り事業などが今後どうしても必要となってくると思われますので、市長におかれてはぜひともそのあたりの対策を十分にさせていただいて、地域の方が地域を育て、また自分たちにおいても今後後継者を育てていく中で必要なことでもありましようから、どうぞ地域に優しい、人に優しい地域づくりをしていただきますようよろしくお願いをいたしておきます。

以上で市長のほうには質問を終わります。

続きまして、文化財の保存についてであります。

先ほど教育長の説明の中に、防犯関係の補助については5分の4に補助金を上げるというようなことの説明がありましたので、今後二度とこのような残念な事態にならないように、ひとつ関係者の方と、また管理者の方、所有者の方と十分に協議を進めていただきながら進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

少し時間がありますので、盗難事件とは少し外れますけれども文化財の保護のあり方について少し紹介をしていきたいと思っております。

実は、昨年8月の第1週発行の対馬新聞ですけれども、読者の声で匿名で投稿されておりました。韓国ツアーと文化財保護に思うと題して、朝鮮通信使と国分寺の山門の関係が書かれてお

りました。

この中に、まちのあちこちに朝鮮通信使関連のあるところにはその旨の標識が立ててありながら、朝鮮通信使と数少ない現存する構築物である山門には、予算がないから修理ができませんとはどういうことなのだろうか。行政の文化財に対する関心のなさにあきれ果てたと書いてありました。行政の矛盾に憤りを述べられています。

また、それに応えて同じく8月の第4週の読者の声では、我が町の打ち出の小づちは何ですかと題して、巖原町の廣田幸雄さんが実名で投稿をされています。

その内容は、観光資源を打ち出の小づちに例えて、古代を現代に語り継ぐ生き証人として大事に維持管理すべきであるが、国分寺山門のお姿は青息吐息の姿を呈していると。もとの優雅な姿に復元するためのヒントまで書かれておりました。

こうまで市の観光と文化財の保存活用に市民の方より苦言、提言がなされています。財源的な問題の中で負担に耐えない場合、修理ができないままに建物の朽ち果てるのを拱手して待つのか、何か手だてを講じて後世に残すのか。文化財が国民的財産であることからして、行政として補助率を上げるとか保存活用ができるような対策は講じられないのかと考えますがどうでしょう、いかがでしょうか。そのあたりについてお伺いできれば。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 御指摘の国分寺の山門については、私も自宅が近くでありますし気にはなっておりました。朝鮮通信使をお迎えするときに、そこに館があり門が建てられたという、その館のほうの国分寺は焼失したけれども山門は残ったということを私も調べてみました。そういうゆかりの建物でもありますので、今後残していけたらいいなというふうに思っております。

今回は瓦が何枚か落ちてまして、これはお客さんに対しても危ない、危険だということで、その屋根の瓦の修理について所有者と相談をして、やっと今年度その工事ができました。

御指摘のとおり、瓦はきれいになりましたが、下の構造物についてはかなり老朽化といたしますか進んでいると思います。今後は、所有者との相談をしていきまして、残していければいいなというふうに考えております。努力はしていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 7番、松本曆幸君。

○議員（7番 松本 曆幸君） 非常に大事な朝鮮通信使ゆかりの建物でもありますので、今後ともぜひとも残していられるように、所有者の方とも、管理者の方ともよく協議をされて進めていただければと思います。

最後に、教育委員会のほうにお願いをしておきます。

平成22年に教育委員会文化財課から発行されました対馬の文化財によりますと、いろいろ文化財の大切さと、そして今後どうしていくのかというようなことが書かれておりました。

人口が確実に減少している今日、文化財の保護は今後の最重要課題と言えます。地元の歴史、文化を正しく確実に継承するため、情報発信に努めるとともに各種事業を展開してまいります、とあります。文化財の保護、保存については、いろいろと所有者との関係で難しい問題もあろうかと思われまます。

これまでに文化財保護費の決算状況を見ましても、ほとんどが国費が絡むような事業が大半でありますので、今後とも県指定文化財、市指定文化財においても、全ての文化財が後世に残されるように、ひとつお願いをしておきたいと思いますが、数ある文化財の中で一度全ての文化財を総点検をされて、今後保存計画をどう進めていくのかというような検討はされるおつもりはありませんかどうか、最後にお尋ねをして質問を終わりたいと思います。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今御指摘の点は、臨時の文化財審議会のほうでも話題に上りました。また、本年度末に最後の審議会を開きますので、そのときに話題にして協議をしていきたいというふうに思います。やはりその台帳などをさらに整備をして検討していくことが重要であるという方向で進めていきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 7番、松本曆幸君。

○議員（7番 松本 曆幸君） 以上で、4点の質問を終わりたいと思います。明解な回答ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで7番、松本曆幸君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を2時50分から開会します。

午後2時36分休憩

午後2時51分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております11番議員の小宮教義でございます。きょうは私は5番目で最後でございます。眠たいと思いますけれども、お耳だけでも傾けていただければと思います。50分でございますので、よろしくお願いをいたします。

先月の16日に衆議院が解散をいたしました。そして、きのうですね、4日、その告示がなされました。投票が16日でございます。約2週間ほどですね、大変な選挙が繰り広げられるわけでございます。

たします。

そして2点目でございますが、本議会でもちよっとございましたけども、跡地利用、中対馬病院院といづらは病院の跡地利用の検討委員会を設置をするということでございますが、この委員会はどのような内容の検討をされるのかという点でございます。

そして、2項目めが、政策マネージャーの任期付職員について、これはこのマネージャーはもう私の一般質問の定番になっております。何せ4年間で3,400万の血税を使うわけですから無駄にはいけない。市民の声を生かすためにも、無駄にはいけないと思います。

それで、前回もお尋ねしましたが、仲良しこよしは条例違反。もう一度申し上げますよ。仲良しこよしは条例違反。と思いますから、早く解雇をして、そしてインターネットで全国に公募をかけるお考えはあるのかなのか。この2項目についてお尋ねいたします。市長の答弁を求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 野田総理大臣の話を前段に持ってこられた意味がようやくわかりました。私が約束したことに対して守る。そして、それに対して約束に対して職を賭す考えがあるのかというところがもう一般質問の全てのようにありますので、それだけをまず答えさせていただきます。

自分が市民の皆さんに言ってきたことです。それに向かって力いっぱい動きます。私、1点違うのは、60床以上という物事は私は言ってません。60床程度というふうに私は言っております。そこをすりかえられないようによろしく願いいたします。

そういう意味において自分が約束をしたことであります。ケアミックスというものを今の対馬いづらは病院の跡地に設定をしていくと。これは私の大切な最も一番大きな、今回厳原地区の方にとっては最も大きな約束だったと思っております。その約束をできないときは辞します。それはこの場で明言します。そういうことでぐだぐだとやっていく予定は全くありません。そのために一生懸命走ります。そのために政策マネージャーも必要です。そして、おっしゃられた政策マネージャーを解雇をするとかいう話は、こちらの執行権に対する侵害であろうと思っておりますし、もしそれだけの思いがあっておっしゃってあるならば、どうぞ何度となく個人を引き合いに出されておっしゃられるようであれば、きちんとした場でこの件については戦っていきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） そうでしょうね、やはり約束ですから、職を賭す覚悟ということとはこれは当たり前のことだと思います。

それで、一番最初のこの病院の利用についてお尋ねしますが、その3つの病院がございますが……（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃってあることの質問要旨は全て私は答えたと思っております。そこが本旨でしょうから、それ以上の質問はないんじゃないかと私は感じておりますが。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 事前に通告しておりましたから、その内容についてお尋ねいたします。

今病院が3つございます。そして、23年度の決算がこの前出ました。かなり減収でございましたよね。3病院で約2億6,000万の減で、かろうじて黒字が8,500万円、これは莫大な補助金を入れての残りでございますよ。これからさらに厳しく経営がなろうかと思いますが。

それで、こういうふうな地域医療、これは誰が支えるのか。私はその地域に住む住民、市民だと思いますが、市長はいかがでございますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今質問の要旨がちょっと私は分かりづらかったんですが、公立病院を支えるのは市民（「地域なのか、誰が支えるのか、市民でしょうね」と呼ぶ者あり）市民全体で支えていくということではないでしょうか。（「そりゃそうですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） それは市民が使わんと誰も病院使わんわけですから。ここにこれの対馬新聞ですが、10月の19日にこの一番表にこういう記事が載っておりました。これはいつはら病院のドクター、院長ですけどね、いつはら病院の院長、川上ドクターがこのように載せておりますよ。「対馬ほど役場職員が地元で検診を受けない市町はない」と。そして、「医者トレーニングできていても症例を積むことができない。これでは高度な医療を展開しようとスタッフを集めても飼い殺しになってしまう」というふうなドクターの発言がございます。

やはり地域で医療は支えなければいけないわけでございますが、この中に当然市の職員は人間ドックに入るわけでございますが、全てじゃございませんけど、ある程度の方は。平成23年が327名、そのうちに驚くことに島内でのドックはわずか21名ですよ。ほとんどゼロに等しいわけです。こういうところからもドクターの発言があったのではなかろうかと思えます。しかし、これは共済事業ですからうんぬんということはございませんが。しかし、これに係る市としても補助を出しております。今年度が24年度の予算で40万円ほど税金をつぎ込んでおりますよ。地域医療をこれから支えるためには、やはり鏡というべき市の職員が診断を地元でやらなければいけないと思えますが、この見本となるように市長は職員をどのように御指導するお考えがある

のか。まずそれについて。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 人間ドックにつきましては、私自身ももう20年来島外の病院にずっとかかっているのが実態です。今までの検診データ等々がそこにストックされてる関係でそこを毎回使わせていただいております。

また、残念なことに、島外の病院と今島内にあります病院の中で、そのドックに関しましても全てのかかわる職員さんのもてなし一つとっても違うと思います。そのようなことから現在の3病院の経営者、理事者の方々もしっかりとそこの研修等も積み、ドックに行きたいという思いにしていだけるような方向を見出してほしいということが1点あります。

また、この人間ドックが島外に偏在化しているということについては、既に担当のほうにも言っておりますけども、いかんせん先ほど言いましたように、診察データといいますか、検診データといいますか、そのあたりの蓄積というもの等々を考えたとき、一朝一夕にそれを右から左に変えていくということも大変難しい問題もあるのかなというふうなことがあります。新たな病院が26年10月に開院予定でいくわけですけども、それを機会に変えていくというふうなことをしっかりこれからは私どもも病院側も取り組んでいく課題だろうと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） では、新しい病院が26年10月からオープンいたしますよね。それに合わせてデータのなもんもございましょうけども、移行していくと、に努力をするということによろしいですね。そうしなければやっぱり地域が医療を支えなければ、患者が来なけりゃ病院成り立ってないわけですから、その辺でも新しい病院にはそのような市全体、職員全体で支えるというふうなことも一つ頭の中に入れていただきたいと思います。

それと、この本題のほうのいづはら病院の跡地なんですが、市長は私が60以上ということでも60と、この文書には60程度という文章入れておるんですが、通知書にはですね、60程度でもいいと思うんですが。

例えばいづはら病院を今度統合してから残って、それでそのいづはら病院を開設をすると。新たな開設になろうかと思うんですが、開設をするということであれば、これは誰の許可になるんでしょうかね。その辺を。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県知事許可ということであります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 多分県知事許可でしょうね。それは医療法で決まっておろうかと思うんですが。その中でこの医療法第7条の2というのがあるんですが、言われるように知事

の許可になります。

その条件として、基準ベッド数というのがございます。この範囲内でなければ基本的には知事は許可を与えることができないということでございますが。では、今の新しく病院ができたその数を基準に、比田勝の病院もございませけれども、その基準ベッド数が、現在のですね、基準ベッド数が何ぼで、そして新しい病院ができた後の上対馬病院も残した分のベッド数で、残りの範囲内のベッド数はいかほどになるのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに基準病床数という決まりとございますか、目安はあります。平成17年の長崎県における対馬の基準病床数は268です。ところが、実際の病床数は幾らか御存じでしょうか。360を超えております。それが実態です。100以上、100近くを越えてるのが世の実態でございます。確かに現在268という病床、基準病床を長崎県は280、たしか8という数字の設定を今考えておられます。288でいった場合、たしか、今の上対馬、それから新たな統合病院のベッド数から残りが幾らかという質問ですが、8つだったと思います。基準病床数、予定されてる基準病床数からは。ただし、冒頭言いましたように、平成17年に設定されてる基準病床数と実態の病床数には大きな乖離があるということも既に県の医療政策課には伝えておりますし、今回の改正離島振興法にうたっております離島における病床数の確保という文言をどのように県は考えていくのかということもきちんとお伝えを医療政策課長並びに部長には伝えてきてるところでございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） その基準ベッド数ですけど、確かに18年には、そして23年、去年ですよ、288という決定をしております。去年3月にですね。去年の3月に決定をします。3月に県が5年間のまとめとして、今後5年間の医療ということで、その前の年が18年ですか、そのときは268でした。そして、既に去年3月に5年間ということで基準ベッド数は288、そして新しい病院が基準ベッド数が222、それと上対馬が60にすると282ですか、そして基準が288だから残りは6ベッドしかありません、ですね。現状では、今のこの現在においてですよ、現在において今見直し中ということですけども、今この時点において許可が可能なのはこの6ベッドだと思いますが、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申し上げました平成17年における基準病床数と実際のベッド数を申し上げました。要はその平成17年時点において、それぞれの3つの病院が開設されたわけでもございませぬ。既にあった病院でございます。そういう中での基準病床数の設定と実際のベッド数というのには乖離があるというふうに私は認識しておりますし、それを今後県にもきちん

と伝えていく予定であります。基準病床数に物事を無理におさめていった場合の起こる問題、市民にとっての医療がすごく低下するという問題、それは許しがたい問題でございますので、先ほど申しましたように、県の部長並びに課長にはこの病床数、基準病床数の設定いかにかわらず、ベッドというものはきちんと、必要なベッドは私どもは手を挙げていくというふうな宣言を既にさせていただいておるところであります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） この地域医療ですね、特に対馬は第二次医療圏があるわけですが、やはり大もとには法律というのがございますよ。この医療法の中で先ほど申しましたように、7条の2には知事の許可になってます。そして、その基準ベッド数というのは、医療計画の中で30条の4の2項の11号いうところにこの基準ベッド数を設定しなきゃとなってるんですよ。それ以上はだめだという法律ですから、幾らこちらが手を挙げて足りないよと、上げろ、上げろと言っても、それは非常に届かない、届くことができない、というのが一般的な考えですよ。

それと、今見直しと言われるけれども、前回の大浦議員の質問の中では、社会保障と税の一体改革の中で今回の見直しがあっておるんだと。それと並行をして離島振興法は改正をされたんだと。そういうふうな形の中で、捉え方で今見直しを検討をさせていただいておると、県のほうにですね、そういう認識でよろしゅうございますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そういう外の外的な環境が変わる中で今作業をされてるというふうにも聞いております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 大浦議員の質問にもたしかそういうふうな形で、新しい離島振興法も踏まえて今検討していただいているということですよ。これはさっき言われた社会保障と税の一体改革に対する、これは厚生労働省の医政局長というんですかね、これで各都道府県に配付されておるわけですが。

言われるように、この中で社会保障と税の一体改革が閣議決定したんだと。これによって医療体系をやり直すと。それとやり直す年度が来年4月から25年度からということですよ。この中には言われるようにベッド数の見直しもございますが、この見直しの大きいポイントは、今までが4疾病5事業でしたが、これに新たに精神疾患も入れて5疾病5事業という、それが大きい見直しの一点ですよ。それと在宅介護、これが兼ねての大きい見直しの指針がまずそこにあるんです。

そして、これは厚労省の資料ですから、通達の、局長の中でですね。言われるように、この中

には離島に関する採用もしなさい、それについては離島振興法も入っております。今それの中においても審議をされておろうかと思いますが。

ただ、そのベッド数、これが全てを決めるんですよ。基準ベッド数。これについてはこのような通達なんですよ。よろしいですか。

基準病床数制度ということで、これは医療計画についてこういうふうにしなさいよということで、指導課のほうから流れておる分です。これによると、基準病床制度により病床の整備を病床過剰地域から非過剰地域へ誘導しなさいよと。ということは、過剰地域、言われるようにベッド数が余ってるという計算のもと、今のところは約77ぐらいがオーバーしています。新しい病院ができればですよ。その分も含めて、非過剰地域にしなさいよということは、それをもっと減らせという国の今度の25年から施行する。25年から5年間これでやるんですよ。もうすぐ決定するでしょうけども、そういう状態の中なんですが、そういう非過剰地域ということに移動しろということですから、そういう認識はお持ちでしたか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しました、何度も申し上げますが、平成17年度時点のそれをどのように解釈されてるんかがまず聞きたいぐらいです。基準病床数268ですかね、それに対して実際のベッド数は360何がしというふうなことが実態であります。医療法もそんなに大きな変化はしておりません。そういう中で医療というものは日々進んできておるわけですけども、その解釈をどのように小宮議員はされるんでしょうかね。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 基準ベッド数の算定というのは、離島もございますけれども、全国一律で国の基準に従って流入、流出もございますよ。そういうのに従って基づくように国のほうからは、この計画ができた当時から指導しておるんですよ。だから、根拠というのは、国の基準によって導き出された基準ベッド数なんです。それが基準なんですよ。だから、幾ら何ぼ足りんと、今度60程度されるお考えですけども、60が今回の見直しの中に入らなかった場合は、病院の開設は、法律の違法の7条の2でできないように法律がなっとるんですよ。

お尋ねいたしますけれども、これから県のほうの福祉保健部のほうにはどのような対応で臨むおつもりなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 9月に言ったことと同じように臨んでいくつもりでございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） さっき言われた離島振興法もございますし、全体的な基準ベッド数、社会保障と税の一体改革ですね、これによって今見直しをしておるんですが、先ほど申し

ましたように25年には実行するんですよ。25年というと来年の4月からですよ。それで、この1年間にわたって各県などが取り組んでおるわけですよ。その作業の流れの中でこのベッド数の確立がされるわけですが、審議会がございますから、医療審議会がある。その中で確立されれば、そのベッド数はそこで決まるんですよ。法律上そこで決まるんですよ。

それで、日程的なものを調べてみますとこうなってます。この12月から来年の1月の中旬まで約1カ月間、パブリックコメントですね、それと市町村関係者から意見を聴取するんだと。そして来年の2月、あともう2カ月ちょっとですけども、医療審議会がございます。この医療審議会では基準ベッド数を決めるんですよ。今の段階では去年の3月に長崎県が5年間の医療計画を出しました。そのときに288という設定をされた。それから約1年ぐらい、1年ぐらいの間にその数字が動くことはまずない。なぜかという、県が十分に検討して導き出した288床ですよ。そして、先ほど申しましたように、国の方針そのものもそういう過剰なところは非過剰にしないよという指導も入ってます。その決定が2月ですよ。あと2カ月ちょっとですよ。医療審議会ですべてを決定するわけですよ。全てを。その日程は市長は把握しておりましたか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その日程については把握はしておりません。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 一番大事なポイントですから、もうあとそうですね、2カ月ちょっとしかないんですよ。そういう中で先ほど検討委員会なるものを立ち上げるということですが、これは今までの市長のお話ですと、後に入るという病院は公益財団法人ですかね、地域医療振興協会というふうなところが入る予定で。しかし、大震災関係でどうのこうのという話でしたが、あれから約1年8カ月たって今の審議会になってるわけですが、済いません、検討委員会をつくるということだが、なぜそんなにおくれたんですかね。1年8カ月も。本来ならば病院の建設用地が決まった3月19日ですか、18日、17日ですか、その時点のすぐ後にこのような検討委員会を立ち上げるべきじゃなかったんですか。なぜおくれたんですかね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このことについては以前も答弁で言っておりますが、相手様の東北震災におけるさまざまな向こうでの混乱といいますか、再建っていいですか、それらに日時を要するということ。

そして、もう一言向こうがおっしゃられたのは、26年10月に統合病院ができ上がる。その後物事を組み立てるといふか、改造とかが出てくるでしょうから、時間はあるからまだいいんじゃないんですか、ゆっくりと。うちも東北のほうにちょっと力を入れんといかんからというふうな思いの中で今の検討委員会の時期になったというふうに御理解いただければと思います。相

手様のあることでございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 相手様のある、その相手様というのが地域医療の振興協会の分ですよね。確かに女川にございますよね。私もいろいろと調べてみましたが、確かに3・11で3月11日に震災ございました。そして、そのときは女川町というんでしょうかね、一つの病院でございましたが、大震災の状況は1階が浸水をしたということですよ。建物そのものはどうもなかったんですよ。そして、3月11日に大震災があって、次の年じゃないですよ、次の月、4月には既に改修工事入っております。そして、同年の23年、去年の10月以前には既にもう病院としての機能を發揮しておったんですよ。だから市長が言われるような東北大震災による委員会のおくれじゃない。既に4月から着工して10月には完成しておるんです。去年の10月にはですよ。そのおくれをもしおくれたというならば、去年の10月ごろでもすぐ検討委員会立ち上げることできたんじゃないですか。流れとして。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 去年のときには女川のほうがもう開院してるからいいんじゃないかという、とても乱暴な言い方だというふうに私は思います。向こうの経営とかいうことも当然あるわけですし。オープンはした。確かにしてありますよ。ところが、そういう問題ではなくて、再建というふうな経営再建ということも当然あるわけですし、そのことも踏まえての今の時期ということも理解をしていかななくてはいけないんじゃないかと私は思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） この公益財団法人の地域医療振興協会ですか、この医療の展開はかなり幅広くやっておられますよ。全国で52の施設を持っております。その中の北陸の大震災の女川ですか、その医療というのは直営じゃございませんので、全体からするとわずかなもんですよ。なぜこういうふうにおくれたかという、一つはもともといつはら病院は開設が可能性が薄かったんじゃないのかという中で、今まで延び延びになったというふうに捉えてますが、いかがでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 11番議員の想像の中で断定をしていただければ大変市民の方が戸惑います。そのような市民を誘導するような発言はやめてほしいなと思っております。市民の医療を守るために、今組み立てを改めて向こうからも来ていただき、するというふうな動きをしておるわけですし、それが26年10月を機に新たなものをつくり出していくその後にですね、それに向かって走り出そうとしているにもかかわらず、それはそうじゃないんじゃないかと。すごくそれほど物事を斜に構えて物事を見る必要はないんじゃないかと。素直に物事を見てほしいもんだ

というふうに思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） どうのこうの言ってもこの基準ベッド数が全ての数字を見るわけですよ。それで県のこの決定する流れとして、先ほど申しましたように2月が医療審議会がございませう。ここで数値を決定するわけですよ。そこでもしベッド数の確保、60程度の確保ができなければ、病院としての開設はまずもって薄い。薄いというよりも私はゼロに等しいと思っています。

それで提案でございますが、今跡地の利用の検討委員会、19名でしたか、おられるということでございますが、この2月に長崎県の医療審議会が決定を下します。それはことしだけのものではなくて、今後5年間の医療体系の基本ベッド数なんですよ。それで、この2月に医療審議会が決定をします。それによってベッド数が決定をする。そのときにもし、もしというか、私は絶対と言ってはばからないですが、まず認められない。ならば、この跡地利用の審議会をまた変わった形で、今の審議会のメンバーからすると病院開設ありきですから、この2月で決まるわけですから、あと2カ月ぐらいじゃないですか。審議会の答申を待って、もしそれがベッド数が60確保できないということの決定があった場合は、この跡地利用の検討委員会を衣がえして、あれだけの大きい施設ですから活用の用地はいっぱいあるんですよ。そのために検討委員会を衣がえをする。そして、その情報がいっぱいあるようなシンクタンクいっぱいございませう。NPOの団体もございませうし、商社関係もございませうよ、医療関係もございませう。中には薬品の研究所ということもできるかもしれない。そういった形でメンバーを衣がえをする。大きい莫大な情報を持っておるシンクタンクに来ていただいて、いっぱい企業がございませうけども、NPOもございませう。そういったところにこの検討委員会をゆだねると。そうするとあの大きい財産を多面的にあらゆる目で捉えて、新しい計画、使用が可能ではなからうかと思いますが、いかがでございませうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 御提案は御提案として流ささせていただきます。あくまで市民が求めている方向の中で、あの施設をきちんと作り込んでいきたいと思っております。自分の任期中にそれを形にあらわすのが私のこの使命だと思っておりますので、どうぞ小宮議員の場合は期待せずに待っていただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 期待とか期待しないとかそういう問題じゃないですかね、議場ですからね。ただ、先ほどすばらしいこと言われましたが、これができんときは職を辞すというふうな話されました。

先ほど申しましたように、来年の2月には医療審議会ございますよ。そこで、全てを決するわけですよ。そこで、まずもって病床の増は望めない。その可能性も踏まえて新しい検討委員会をつくって見たらどうかということなんです。どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何度も言いますが、基準病床数に私は全くこだわっておりません。自分らにとって必要な病床数をさせるのが私の使命だと思っております。あくまで目安でございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 基準ベッド数は目安じゃないんですよ。これは法で規定された数値なんです。幾らどうのこうの言っても、これは法で設定されたものですから、いじくることはできないんです。

では、今のお話ですと、仮に2月で医療審議会がベッド数の増を認めないと。そうするとできないということですから、それでもふやすということで努力をされるということなんです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県が決める基準ベッド数はベッド数です。私どもが求めるものは違うと。しかし、基準病床数がそれに近づくことを当然努力はいたします。しかし、現実には違うことも県のほうにもしっかりと9月から伝えてきております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 物事は法律で動くわけですから、その数値の捉え方をしっかりとしていただかなければいけないと思いますよ。

あと4分しかありませんけども、この地域マネージャーですね、これについてちょっとお尋ねいたしますが（「政策マネージャー」と呼ぶ者あり）ああ、政策マネージャー、失礼をいたしました。これは前回の一般質問の中で糸瀬議員さんでしたか、一回ぐらいここに呼んでからお言葉を賜ったらどうかというお話がございました。我が日本国の天皇陛下でも正月は国民の前に顔を見せていただきます。この政策マネージャーですか、この方は5つの高度な能力を持つということですから、ぜひこの議会を通じて、議員の中にも見てない方結構おられますから、そのお顔をですね。ここでぜひ顔を見せていただいて、私どもに観覧をしていただければ幸いです。が、どうぞございましょうか。議場での挨拶は。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何度も申し上げますが、その前段の私が向こうで申し上げたとおりの処理の方法でああなたの考えと戦っていきたくて思っておりますので、どうぞお願いします。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 最後にちょっと一つお尋ねします。

以前からこの政策マネージャーじゃかみ合わない点が一つございます。これはこの採用については第2条の1項なのか、2項なのかということで今までずっとやってきましたが、市長の御答弁はいつも1項でもあり2項でもあるということです。

そこで、二人で話してもほかの方がおられるわけだから、法律の解釈というのは人によっては多少異なることございますけども、基本的なことは一緒でございます。私はどうやってどう考えても、これは2条の1項の採用でしかないと思うわけでございますが。

そこで法の番人と申しますか、副市長さん、高屋さんがおいででございますが、ここにその任期付職員の採用の規則がございます。この第9条に、第2条第1項の規定により、任期を定めて採用した職員の職務は次の表のとおりとすると。ここに政策マネージャーが入っておるわけでございますが、ここにうたってある第2条1項というのは、この条例の第2条の1項であると私は理解をしておるわけでございますけれども、市長に言わせると1項でも2項でも両方だということですが、見識高き副市長の高屋さんは、これをどのように2条の1項の採用なのか、採用でないのか、それを一つお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この問題についてはそういう条例の解釈の話ではなく、あなたが通告された内容は解雇してという話から入っております。そのことについて、あなたの見識と私どもの考え方というもので、きちんとした場で物事を決めていかななくてはいけないと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） そういう気持ちわかりますが、基本的、これはもう3回も4回もやってきたことですよ。だから、さっきの法律の解釈はそれぞれの見方で異なるところがございます。一方的にいいように見ればいいように見えるし、悪いほうに見れば悪いほうに見えるんですよ。だから、この第2条1項と施行規則第9条にある第2条の1項というのは、条例の2条の1項に値するのかわからないのかを法の番人である副市長のほうに見解を求めておるわけでございますが、どうでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 身長は高うございますが、見識は高いかどうかは、私は、高屋さん、副市長はわかりませんが、法の番人というわけでもございません。水産に関してはもうプロ中のプロでございます。私ども副市長がお見えになる直前だったと思いますけども、この案件についてはみんなで一つの方向を固めたものでございますので、副市長に聞くまでのことではないと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） これは大事なことなんです。1人2人の判断じゃなくて、も

っと誰が見てもこうなんだからということで私は申し上げておるんですよ。そういうふうな条例の解釈もまともにできないようでは、この政策マネージャーもいがかかなと思いますよ、私は。そういった意味でもう一度申し上げますが、もう一度この条例の精査をお願いをして私の一般質問を終わります。

以上。

○議長（作元 義文君） 以上で、11番、小宮教義君の市政一般質問は終わります。

○議長（作元 義文君） 本日はこれにて散会します。

午後3時42分散会

平成24年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成24年12月6日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成24年12月6日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 淵上 清君 | 2番 脇本 啓喜君 |
| 3番 黒田 昭雄君 | 4番 小田 昭人君 |
| 5番 長 信義君 | 6番 山本 輝昭君 |
| 7番 松本 曆幸君 | 8番 阿比留梅仁君 |
| 9番 齋藤 久光君 | 10番 堀江 政武君 |
| 11番 小宮 教義君 | 12番 阿比留光雄君 |
| 13番 三山 幸男君 | 14番 初村 久藏君 |
| 16番 糸瀬 一彦君 | 17番 大浦 孝司君 |
| 18番 小川 廣康君 | 19番 大部 初幸君 |
| 20番 兵頭 栄君 | 21番 島居 邦嗣君 |
| 22番 作元 義文君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 局長 | 橘 清治君 | 次長 | 神宮 満也君 |
| 課長補佐 | 國分 幸和君 | 主任 | 金丸 隆博君 |

以上が、旧久原校区の現状であります。近い将来に、この3集落では、後継者がなく、集落機能が衰える可能性が高く、水産業の年間生産もなくなることが考えられ、大変危惧いたしております。今、私の申したのは、私が住んでいる旧久原地区のことですが、対馬180ほどの小集落が同じ悩みがあるのではないのでしょうか。対馬から、この集落機能が作用しなくなったときのことを考えると、未恐ろしくなります。先ほども申したように、「宝の島」の再生は集落の経済的再生と後継者育成なしで論じることはできません。

本市においても、市長就任時より、地域マネージャーの制度を導入され、集落再生問題に積極的に取り組んできましたが、その成果はあまり出ておりません。新しい対馬の島づくりは、短期間に達成できるものではありません。しかし、100年後の新しい対馬の集落をつくるにも手際よい政策の立案があってこそと考えております。この機会を利用し、大好きな市長と仲よく100年後の新しい宝の島対馬を次のテーマを視点を論じたいと思います。

1つ、集落の維持・活性化にかかわる今後の過疎対策に対し、4つの要望をいたします。そのうちの1つ、地域特性や集落構成に応じた対策の推進と目配り体制の構築の要望。

2、集落支援員の導入等による地域の自発的、技術的な取り組みへの要望。

3つ、集落の枠を超えた連携を促す場や機会の創出の要望。

4つ、集落活動を支える外部からの人材の確保、活用の要望。

2番目といたしまして、生活交通の確保に係る今後の過疎対策に向けた3つの課題として、1つ、真に必要な生活道路の整備と適切な維持・管理に関する課題、2、広域的な基幹道路の計画的な整備や広域的公共交通システムによる中心集落とのアクセスの確保に関する課題、3、集落の交通需要的確な把握と一層の規制緩和等による生活交通の確保に関する課題、以上の4つの要望及び3つの課題に対し、市長と政策について論じたいと思います。

次に、第2点目の「とんちゃん部隊」について、お尋ねいたします。

B-1 グランプリ全国大会2位のとんちゃん部隊にお祝い申し上げます。

B-1 グランプリでゴールドグランプリになった団体は一気に知名度が上がり、その団体の地域に経済効果をもたらしているようであります。例えば、平成18年と平成19年にゴールドグランプリになった「富士宮やきそば学会」の場合は、平成13年度以降9年間の経済効果が439億円に上ると試算されている。

平成20年ゴールドグランプリになった、「厚木シロコロ・ホルモン探検隊」の場合は、経済効果が本大会後の3カ月で、約30億になったとされております。また、平成21年にゴールドグランプリになった、「横手やきそば暖簾の会」の場合は、横手市内のホテルで、休日の宿泊客が伸びたり、「横手やきそば体験ツアー」が企画されたりいたしております。

平成22年にゴールドグランプリになった「甲府鳥もつ煮」で「みなさまの縁をとりもつ会」

の場合は、本大会の翌日から、甲府市内の鳥もつ煮を提供する飲食店に客が詰めかけ、普段の5倍以上の客足となる店があらわれた。

甲府市内の精肉店でも、取扱量が3倍から4倍となる店があらわれたり、大会の開催地にも経済的効果をもたらしている。

平成22年の厚木大会では、経済効果が36億円あったと算出されているようです。これを機に、本市でもさきの集落の質問で述べた約180の小集落の特徴である荒れた耕地を管理する人がいないところ、荒れた山林を管理する人がいないところ、後継者がなく、歴史ある家の墓守をする人がいない地域等々解決するために、各集落の荒れた小耕地を利用し、農業後継者に養豚を奨励し、対馬ブランドの養豚の生産施設整備を立案・検討されるよう御提案いたします。

次に、3点目の職員定数削減についてをお尋ねいたします。

自治体の定員管理については、例えば、アウトソーシングや多様な雇用の形態の活用、事務事業の効率化、ICT化、市民協働の促進を推進すること等により、職員を削減していくことが求められている。一方、近年の住民ニーズは高度化、多様化しており、自治体には少ない職員数で最大の効果を上げるという、ある種、矛盾とも言える定数管理の目的を実現するため、いかに業務と職員数の最適化を図るかが求められております。

そこで、本市において、1つ、現場、業務量の的確な把握について、1つ、既存業務量の算定、新規業務量の算定、2つ目に、最適化を図る定数査定業務プロセスが構築されているのか。この構築のあれで、目標の設定と2番目に公平・公正な査定システムの確立等がなされているかどうかの点について、また、同じ業務量に対して、少ない人員で対応できる動的執行体制の確立の3点は確立されておりますでしょうか。お尋ね申し上げます。

以上、3点、提案いたしました。制限時間の関係上、短い答弁と集落再生についてを主に時間をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 阿比留議員の質問に答えさせていただきます。

提案がたくさん、項目があったもんですから、書とめられなかった部分もあります。欠落した分については、また、御指摘をいただきたいと思っております。

集落、確かに、181島内にあります行政区。これが全体として、縮んでいっているというのは事実であります。その中で、なぜ、こういうことが起こるのか。当然ながら、働き口が減っているということが大きな原因だというふうに思っています。それに伴って、じゃあ、集落は今、どういう状況に陥ってるかといいますと、今、阿比留議員が言われたように、耕作放棄地というのがどんどんふえていく。そして、イノシシ問題もそれにあわせて出てくる。また、財産である森の管理が行き届かず、荒廃化していく。おのずと空き家もふえていく。治安がそれに伴って悪

くなる。いろんな悪循環に陥っていると思っております。

また、集落によっては、小規模の店舗がなくなっていくということ。それに伴って、交通弱者である皆様が買い物に不便になってしまうというふうなこと。また、文化的な面で考えますと、その地区のコミュニティが成り立たないということは、以前からの、その地域が持つて、いろんな習俗関係が続いていかないというふうな大きな問題を抱えているというふうな自分自身把握はしているところであります。

そういう中、先ほど、阿比留議員がおっしゃられましたように、私、この点に関しまして、集落を再生していくためには、今までの行政、そして市民の皆さんも、考え方では成り立たないという思いで、全国に先駆けて、地域マネージャー制度というものを導入しました。このマネージャー制度には、地域で濃淡が確かがございます。そして残念ながら、職員の力量というのもあります。そして地域の熱というのもの、そこには当然加わってくるものであります。そういう中、この地域マネージャー制度によって、地域に入っていく職員。そして、それを受けとめる地域ということで、何が起こってきてるかという、ある地域ですが、今まで、陳情・要望というのがよく私のところに、文書であったり、お見えになって、お渡しになるケースがございます。今まで20項目近くあった要望項目がことしから3項目に減ってました。何で、こんなに減ったんですかって、逆に聞きましたら、14項目全てができてるわけでもない。去年より比較してですね。できてるわけでもないんだけど、よくよく、みんなで話し合ったら、自分たちでできることだったと。だから、自分たちでできないことは何だろうというふうな選び抜いたら、3項目だったというふうな話がありました。ただし、その出さなかったものについて、地域経営上、地区としては、自分たちでやっていく順番を決めていきたい。それをやれるのは、行政に頼んでたら、仮に20項目あって、5項目目から、4項目から20項目までの自分たちでできるかもしれない項目が行政に任せてたら、15項目目から着手するかもしれない。しかし、自分らの経営戦略上は、やはり4番目から順序立ててやっていきたい。それが地域がうまく動いていくやり方だというふうなことに気づいたと。だから、あえて、それは要望に出さない。ただし、自分らが地区として、マネージャーと一緒に動き出すときには、それなりのかわいい支援もしてくださいということのお話が来たときに、ああ、地区の中で、いろんな、今までと違う地域をつくっていきたい。地区をつくっていききたいという思いで動き出しが始まったなというふうな、私自身は喜びましたが、これが対馬中の地区に広がっていくことを、そのときは願望した次第でございます。これから、集落の再生というもの。そして、一人一人の地区の方々の気持ちが前向きに行くことに向かって、行政として、さまざまな取り組みを、行政というよりも、職員、そして一人一人の職員がその動き出しをしていくことが、すごく大切だと思っておりますし、そういうつもりで、これからも職員のほうには協議しながら指示を出していきたいと思っております。

先ほど、ある地区の話をしました。やはり、集落の住民がその地区の課題は自分らの課題なんだというふうに捉えていただいて、私ども行政がそこに対して、地域マネージャーを配置することによって、十分な目配りをした上で、支援、施策、展開をしていきたいというふうに思っております。どうか、御理解のほど、お願いいたします。

そういう中、集落再生の維持のため、集落に応じた支援制度というふうな御提案がありました。先ほど言いましたようなことを進めていく中で、十分な気配りができる、目配せができるような地域マネージャーにどんどん制度としても熟度を上げていきたいと思っております。

それから、集落支援員のお話がありました。集落支援員は、今、おっしゃってあるのは、総務省における集落支援員制度なのかどうか、ちょっとわかりませんが、ある意味、私どもは集落支援員を地域マネージャーという、先に走りましたので、マネージャーを集落支援員的な考え方でございましたけども、今、阿比留議員がおっしゃったような集落支援員とは、若干違うのかなというふうにも思いますが、また、後で、その話を聞かせていただければと思います。

また、さまざまな、仮に、1地区だけではなくて、横の地区、仁田地区とかいう、そういう地区との連携というのは、当然、仮に久原校区でありましたら、鹿見、久原、女連の位置、3つの地区から成り立っておりますけども、その1地区が校区という単位で物事を広げていくこと。そして、その久原校区が三根、仁田の今度は校区とどうつながっていくかということは、地域マネージャー会議のほうでも、横連携ということで、今、進めておるところでございます。

また、外部活用のお話がありました。これにつきましては、今年の4月以降、地域おこし協働隊ということで、外部からの力を導入しようというふうにしております。今、5名お願いをして、さまざまな形で動いてもらっております。特に、上県の志多留地区に入ってる木村幹子隊員におかれましては、さまざまな活動を集落の人と一緒にやってやることによって、高齢化率の高い志多留地区の人たちに、今、次の展開というものを区長さんと一緒になって、作り始めてるというふうに思います。そういう意味において、この外部からの力というのをこれからは導入を積極的にしていかなければいけないという思いで動いておるところでございます。

また、生活交通としてのあり方をどのように考えていくのかというふうなお話がありました。これにつきましては、現時点において、バスの問題をどうするかという論議の中で、地域の細かい交通の体系までを、今、組み立てをしております。コミュニティバスの問題、それからデマンド交通の問題、そして、スクールバスの一般混乗の問題を絡めながら、皆さんの足、生活交通というものをきちんと確立していくために、今、組み立てを鋭意進めておるところでございますので、今しばらくお待ちいただければと思っております。ただし、集落の過疎化とかというのがすごいスピードでありますので、私どもも、安穩と物事をやっていこうというふうには思っておりません。頑張っていきたいと思っております。

それと、2点目に入ってよろしいですか。（発言する者あり）それだけでいい。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） 過疎化の対策については、早急にできるものではないことは、私も十分知っております。しかし、少なくとも、私、対馬の経済を大阪と対馬を行ったり来て、30数年見ております。その中で、漁港整備等に、ものすごいハード面に旧町時代力を入れられました。漁港整備、港湾設備だけではなかったかと、かように思っています。というのは、その人たちの考え、私、間違っていないと思うんです。というのは、対馬の耕地というのは、収益上げる耕地はありません。農地はね。山林も、今の木材のことを考えれば、到底、期待する状況ではない。あとは水産業。これの伸ばすしか方法なくって、漁港にもものすごい、離島振興法のお金を使ってされたと思います。しかし、漁港が完成した途端、観光がほとんどなった時点では、どんどん人口が減っていきよる。なぜかと言えば、ただ一つだけ、つくることだけをして、それに対する、後継者育成に対するソフト面の支援がなかったということなんですね。つくること。ハード面のあれをつくって、後継者が残るための何をしたらということをおっしゃるのを皆さんが考えてなかった。この何十年間。30何年間。そして、ばかみたいに、企業誘致、誘致。その結果、どうなったかって言えば、島内の企業には、企業に働いてる人たちが縫製工場にほとんど行きました。そして、人件費が高くなると中国。今、中国から今度はベトナムと。安いところに求めていく。だから、対馬に来る業者、企業誘致で、まともなところは、私、来ないと思います。だから、そのとき自体に、そのことを考えずに、いつも私が提案しとったのは、ハードとソフトと一緒にセットしなければ、いつか、後継者いなくなるよと。これが今の現実になっているんじゃないでしょうかね。そして、今、財部市政に私が問いたいのは、あなたは最近、今度はソフト面だけ考えてる。これは大事なことですよ。やっぱりね、対馬はまだハード面がものすごくおくらせてます。同時に、その集落によって、マネージャーを置いた。そのマネージャーが、さっき、あなたは、支援員が私はマネージャーと思うてるけえ。私が言う支援員というのは、各地区に支援員を任命し、その地域マネージャーと一緒に、その地域のことを話し合いながら、一方通行じゃないんです。両方で会議をしないと、私の地区では、ほとんど地域マネージャー1回、ここにおる、あの方が来られました。そのときに、私、大事やからって、出ていきました。そのとき、私は、この3地区を、久原校区をどのような、あなたは振興計画を持っているんですかと。それをまず説明してくださいと申しました。そうすると、その答えはありませんでした。私たち住民は、その地区の人たちは、中には、中学校しか出てなくて、漁師してる人もおります。高齢者もおります。その地区を合併して、どのように振興計画をしてるのか。いう計画がありますから、いう説明があつて初めて、それだったら、こういう施設をつくってくださいとか、こういうことで、この3地区もと

もに歩きましょうという話ができるけど、話の材料ない。やっぱり、そのためには地区で任命した支援員。そして行政からのマネージャー。これが定期的に連絡しながら、しないと、このマネージャー制度は一部の地域だけの政に終わってしまうんじゃないかと私は危惧しております。

それと、もう一つ、これは市長だけじゃなくて、行政の皆さんにお願いしたいのは、集落、対馬の集落が大事なことは皆さん御存じだと思いますよ。その集落の人口分布、将来どんなふうに、100年後はしたいのか。それによったら、ハードもソフトもどういうふうな予算配分をしたらいいかということのはっきりしたことが何もない。今、久原校区に若い人たちが住めって言うても、学校もない。図書館もない。人間らしい生活ができないのに、若いもんは住みませんよ。地方交付税というのは、そういうお金のない地域に対して、地方交付税で賄っていく。格差の是正をしてる。国は。対馬市はどうか。北部のそんな隅々のところにそういう手当が、拡散するための手当がどんな手当がなされてるのか。私は、こういうところが一番大切なことやなかろうかと。厳原を東京と見た場合。その東京で収益があった税金を地方に配付してるんです。しかし、対馬は逆なんです。その小さい集落が大きな水揚げしてるんです。にもかかわらず、生活道路はがたがた。何も恩恵がない。これでは、各180の小さい集落で後継者ができて、一所懸命頑張る気は皆さんなくなりますよ。まず、そういうことからね、行政改革もし、お願いしたいと思います。

だから、そこで私はね、市長に対馬の180集落の人口分布を、100年後をどういう分布を考えているのか。それによって、どこに行政をどういうふうに置いたらいいかということがわかってくると思います。もう合併してから、相当な年数もたつんですから、そろそろ行政の皆さんと一緒に考え、議会も考えてする時期が来てるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 冒頭のハード、ソフト両面から物事をと、ソフトが多すぎるんじゃないかというお話がございました。また、集落の生活基盤といいますか、そのあたりのハード面というのもきちんとしてないと、そこに住み続けられないというふうなお話かとも思います。それにおいて、ずっと、この何十年にわたって、この対馬で最も大きなネックになる問題は、やはり、道路問題だというふうに思ってます。移動が難しい集落地形といいますか、地形上、そこに集落があるわけですが、その地形上、どうしても移動が難しさがありません。それに多額の費用を必要とした。そして、それが思う通りに進んでこなかったということで、それをないがしろにしたまま来た部分があるかと思っております。今回、やっと、2路線について、物事を着手をしていく方向性を見出してきました。その2路線が市道新設で始めることによりまして、多くの地域から上がっておる県道の改修の要望につきまして、大体県のほうも年間の事業費とか、事業量というのは、大体の方向がありますので、そういう中、私どもが市で先に担うことによって、今の県道が、既存の県道改修が終わった後、次の改修に入っていくときに、スムーズにそういう地域に入

っていけるような方向が見えるのではないかと。例えば、雞知工区が終わった場合、加志箕形間のところが、今入会でやっておりますけども、そちらにすんなり入って行けるとかいう問題もあります。そのあたりで、皆さんに、次は、こういうところに入ってくるなということの展望を開けさせていくということが、やはり、行政、市政としても必要だという思いで、今回、そのような動きをさせていただいたところであります。

生活基盤のためのハードというのに関しましては、細かいところにつきましても、地域から上がってくる要望等には極力こたえてるつもりでございます。まだまだ行き届かないところもあるかと思っておりますけども、皆さんの地区の方向性とかいう物事が地区地域づくり計画によって見えたときに、そのハードというのの必要性も当然出てくるわけですから、それについては、しっかり、最優先で取り組んでいきたいというふうな考えを持っております。

先ほど言われました、集落支援員のお話は理解できました。動いてる地区はともかくとしまして、動きがうまくいってない地域等々について、逆に集落支援員等を配置をしてもらいながら、マネージャーとともに物事を組み立てていくということの方向もとれるなというふうに、今、感じたところであります。また、もう1点の集落ごとの人口の推移を見ながら、対馬の人口分布の想定をするのはどうかと。その中での施策展開という方向もあるのではないかとというふうな提案でございます。それにつきましては、当然、私どもよく全体の数値、人口の推移だけで物事を今までやってきておりましたけども、細かい集落の人口推移というのまでは、の積み上げというのはやってきてないのが現実だと思っております。そういう意味において、そのような中で、どのような振興施策がそれに基づいてできるのかということは、今後の市政の持って行き方についての貴重なデータづくりにもなろうかというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） 私、なぜ、これを聞き出すかといいますとね、漁港の問題と人口分布というのは、対馬で水産業をするためには、その漁港設備がなかったらだめなんですよ。例えば、鹿見漁港で、久原、港湾になってますけど、補助金の名目で港湾にしたと思っておりますけどね、立派な港湾があります。私も小さいときには、和歌山から紀州船がヨコワ釣りに来てました。港いっぱいでしたよ。でも、そういう百何十個ある漁港。金をかけた、ものすごい金をかけてますよ。この漁港をフルに活用しなければ、対馬はだめになってしまうんです。そういうことで、各集落ごとの人口分布、ここに何人住んでください。ここに何人世帯を住むような行政のあり方をするのが一番最優先じゃないかということが一つ。そういうことなんです。

それと、もう1つはね、交通アクセスの問題で、私、定期バス、対馬交通。私は、ものすごい、今、何億という年間金を使ってますね。バスはがらがら。もう思い切り、交通会社の働いてる人たちには悪いけど、整理する必要があるんじゃないかと。そして、今、いろんな福祉事業とか、

いろんな方々の送迎バスとか、いろんなのと連絡しながら、協議をしながら、地域のアクセスを考えていったらどうかと。そしたら、案外安上がりにはできるんじゃないかと。このように思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1点目の漁港と集落といいますか、のあり方ということで、集落再生のために、対馬の水産業というのが、もう当然基幹産業であるというのは事実でありますし、そういう意味において、ハードを、あれだけのハードを今までつくってきたと思っております。ところが、これから大切なことは、その漁業資源をどのように守っていき、それに付加価値を上げるのかということだと思っておりますが、そのために、今、海洋保護区という定義づけを求めて、動きをずっと進めております。10月18日の水産経済新聞でしたか、それにやっと、大日本水産会の会長である白須会長のほうが、科学的根拠に基づくものであれば、海洋保護区について、一定の理解をしていくというふうな方向性も出されたように報道ではありました。今まで、この2年間、ずっと海洋保護区で訴えてきましたが、なかなか難しいことがいっぱいあるんですけども、しっかり言ってきたおかげでしょうか。大日本水産会もそういう方向性を出していただきましたので、集落、そして水産業、そして漁港、そして水域の資源というのを、これから私どもはどのように生かしていくかをしっかり考えたやり方で、集落再生というのにつなげていきたいというふうに思っております。

地域公共バスの話がございました。これにつきましては、先ほど申しました、地域コミュニティバスの導入ということは今ずっと検討をしております。地域の方々にやはり元気を出してもらうために、私どもが今組み立てておる案でやれないかと。今、その中に、NPO法人とか、NPO法人のお名前ちょっと忘れましたが、有償移送サービス関係を考えてある法人もあるようがございます。そういう方たちのやり方も入れながら、いろんな手法はあろうと思います。そのことによって、地域の交通弱者の方たちにとって、利便性が高まるというやり方。そして今現在、対馬交通に支出をしております補助金との見合いの部分を考えながら、次の展開というものを考えていきたいと思っておりますし、もう実現可能だと思っております。

ハードとソフトの話がございましたが、実は、今新たに取組もうとしております2路線の市道新設の話ですが、今の交付金のあり方として、ハードにソフトが絡んでくる交付金となっておりますので、今、おっしゃられるような部分というのを一体に交付金化しながら、地域の方がそういう形に参入できるような方法を見つけ出していきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 8番、阿比留梅仁君。

○議員（8番 阿比留梅仁君） この問題は感覚の違い、いろいろな問題あると思いますが、私、これ市長だけじゃなくて、きょう行政の皆さんに（「済みません、聞こえないんですけど」）と呼ぶ

者あり）（「マイクが少し低いとかな」と呼ぶ者あり）市長だけじゃなくて、行政の皆さんに特別にお願いしたいことは、この集落を再生するために、次の3点を私はしつこいようですが、改めてお願いいたします。

市が集落再生の立案実施してから集落機能が働くまで、どのくらいの年数がかかると考えているのかという。これを考えながら、立案していただきたい。

地方交付税の趣旨では、地域格差の是正が配慮されている。本市において、集落過疎の配慮がどこに置いておられるのか、これも同時に考えてほしい。

それと、3番目に対馬の100年後における各集落の人口分布。生産性等々を計画して、長期的な政策を立案してほしい。と申しますのは、私、30年ほど前、壱岐の島にある学者が、この島は3万人か、5万人が人口の限界だと。対馬は10万人が限界だという学者がおりました。これは面積、耕地面積、そして水産資源、これ等々を学者が計算しての数字だと思います。対馬は、今、3万人ですか。3倍にして、全体が3万人ですけど、各集落の分布を考えなければ、全体の3万人は、10万というのは到底あり得ないと思います。そういうことを踏まえて、大至急、立案、実行していただけないと、なかなか人口は減るだけで、先に進まないと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（作元 義文君） もう終わり。はい。阿比留梅仁君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を11時から行います。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、1番、淵上清君。質問者はマイクを少し近づけて話をしてください。

○議員（1番 淵上 清君） わかりました。

○議長（作元 義文君） 傍聴席が聞こえない部分があります。

○議員（1番 淵上 清君） 少し声を張り上げますから。

○議長（作元 義文君） はい、頑張ってください。

○議員（1番 淵上 清君） 新清会の淵上清君でございます。私は、さきの9月定例会に続きまして、同じ案件について質問をいたしますが、よろしく願いをいたします。

さきの議会では、私の質問の仕方がまずかったのか、質問と答弁がかみ合いませんので、いささか納得のできる回答をいただけないまま、質問時間が終了いたしました。

今回は、内容を単純化いたしまして質問いたしますので、市長の明確な御答弁をお願いいたします。

まず、1点目の市長の政治姿勢についてでございます。今から申し上げますことは、質問というより、こうあってほしい。あるいは、このような方向であるべきだというような提言であるというふうに受けとめていただければ結構です。したがって、答弁は求めませんが、何か意見なり、所感なりあれば、お聞かせいただければ結構です。

提言したいことは、対馬市が行います諸事業の計画立案過程の協議方法についてであります。

対馬市は重要案件の方向性を策定されるときは、よく検討委員会なるものを立ち上げて調査検討がなされているようです。私は、その委員構成について提言をしたいわけです。全ての委員会構成がこうだというふうには申しませんが、よく市役所内部の担当部課長だけの委員構成で協議をされた結論が「委員会で慎重審議をしての結論であります」というようなことになっているように感じます。しかし、その結論には、専門家や受益者の意見が反映されなければいけないことは当然のことですが、その役割を市役所の職員が担っているわけですから、行政サイドに都合のよい結論がさも市民の意見が反映されたかのように発せられることに疑問を感じるからであります。言いかえますと、一般市民から見て、市役所職員だけの、いわば、行政一族による委員会構成では理解できませんから、できる限り、これを避けるべきであると言いたいのです。

私も行政マンとして経験をいたしました。よほどの専門職でない限り、おおよそ3年サイクルで人事異動がございます。異動されて、新しい職種につきまして、ようやくその職種が理解できて、いよいよお役に立つ時期は、おおよそ2年か、3年先。3年後にはまた異動でございます。また、異動した先で、新たな分野の勉強をいたします。ようやく、その職種になれて、いよいよという時期には、また異動です。したがって、市役所の職員には、この年々変化する、多様化する社会情勢の中における専門家は存在しないと私は確信をいたしております。したがって、大きな事業展開の先行きを検討する会議を市役所職員なるものを専門家的な意見を述べる役割にしてはならないというふうに思っているからであります。

特に、専門的知識を要する案件について検討がなされる場合は、ぜひ、民間の専門家と地元関係者を含めた委員構成にすべきだと思います。よく、私が言うような民間の専門家、地元関係者の委員の構成の委員会は見かけますが、たまたま、あるんですね。役所だけの委員会構成というのが。ぜひ、それは避けてくださいと言いたいわけです。

それと、もう1点、これは一例なんですけども、先般、事案の件名は控えますけども、議会議決を要する案件の地元説明会は、提案予定直前のわずか1カ月前に地元説明会が行われました。私も、その席に立ち合いましたが、説明を受けた地元の人たちの驚きの様子を目の当たりにいたしました。なんと、その事案の方針決定後、何年も経過をしているにもかかわらず、地元説明は

全く行われていないようでした。したがって、時間的に結論ありきの説明会となるわけですから、地元の意見は生かされるはずがありません。地元民は驚きを通り越して、怒りにあふれていたようでございます。このようなことでは、可能な案件もみずからが不可能な方向に方向づけていると言わざるを得ません。もっと、市民と一体になった行政運営に心がけなければ、行政と市民との間に欠けてはならない信頼感が大きく揺らぐこととなります。そのことを心配するものであります。

まず、このことを御提言申し上げますが、当初申しましたように提言でございますから、御回答は結構です。所見があれば、お述べください。

次に、2点目の質問でございます。

さきの9月議会において、私は、現契約の一般廃棄物の収集業務には、事業系ごみの積算漏れのまま、収集業者にサービスの的に処理を強要しているが、その法的根拠について、質問をいたしました。

市長の答弁は、事業系のごみは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条によって、事業者の責任によって、処理すべきものである旨、長々と御丁寧に交付年月日まで含めて説明をいただきました。しかし、その回答の中には、事業者でもない収集業者がなぜ収集しなければならないかについては何の説明もありませんでした。しかも、平成26年、再来年です。新たな契約において改善をいたします。との答弁でございました。これでは、来年度、いわゆる平成25年度も含めた契約である現契約は全く改善がされないということでございます。私の質問の仕方がまずかったのでしょうか。全く質問の趣旨を理解いただけなかったのは、非常に残念でございます。

そこで、さきの9月議会の市長の御答弁はそっくりお返しさせていただきまして、新たな視点から質問を発していただきますので、改めて、よろしく願いをいたします。

元来、対馬市の委託事業は厳正なる委託契約書の締結によって、業務の執行がなされていることは御周知のとおりでございます。したがって、私は、現契約書及び仕様書を詳細に精査点検をさせていただきました。どうしても、私には事業系ごみの処理が委託業務として契約書内に記載をされている条項を見出すことはできません。現契約書のどの条項に事業系ごみの処理が記載してあるかをまずお知らせください。これは細部の件でございますから、担当部長でも結構でございます。

さて、この現契約では、対馬市は大きな失政を招くのではないかと危惧される状況がございますので、問題提起しておきます。と申しますのは、私自身、環境衛生の担当をいたしました。その担当した初年度に現在の状況と全く同じ認識で、同じような契約を行いました。本当に初歩的な誤りであったと、今、猛省をしておる本人でございます。今から、この契約では、どのような事態になったかを経験上お話ししますから、大いに参考にしてください。

現行の契約のごみ収集業務では、法第3条による事業者と収集業者との契約がなされていない事業系ごみについては、契約条項外でございますから、収集業者には収集が義務づけてありません。したがって、収集はされないことは契約の中ではっきりしているわけです。どうなるでしょうか。収集されないごみは道路端にそのまま放置されることになりました。当然、市役所の担当部局には、地域住民から苦情の電話が殺到します。職員はその都度、現場に駆けつけました。そして、事業系ごみの排出主を探し出しました。合法的な処理を指導しなければなりません。排出者がわからないときは、そのまま放置するわけにはいきませんから、ごみ処理場まで運搬しなければ、時期によっては、カラスや、犬、猫に袋を、ごみ袋を破られました。中身は周辺にばらまかれます。そのことが苦情の電話が1日に1件や2件ではないのです。しかも、今、対馬市は合併していますから、本庁、厳原市内だけの問題だけではないわけです。各出先にもそのような苦情が殺到することでしょう。担当職員は平常の業務どころか、その処理に追われます。職員は事務職なのか、現業職なのか、全くわからない状況になってしまいました。そして平常の業務は残業で処理する以外なく、しかも、時間中に市民の対応はできないわけですから、非常に役所内担当部局は混乱をいたしました。しかも、乗用車ではごみ運搬は無理でございますから、軽トラックか何か、運搬車を常備しなければ、この処理はできないこととなります。そのことがどんな大変な状況になるか、対馬市は既に昨年末、市役所のごみ運搬で経験されたことだと思います。また、今年度途中から、厳原第1地区の契約破棄によりまして、職員が、これは四、五日だったと思いますが、雨の日もごみ収集に駆けずり回っておられる姿を見ました。市役所職員は、担当は大変なことになります。しかも、あしたからでも契約どおりのごみ処理が行われると、これは発生する要素を持っている事件なんです。しかも、あと1年3カ月以上、残った期間、大丈夫ですか。対応できますか。もし、対応しますと言われても、その経費は通常の経費の2倍から3倍、もっとかかるでしょう。これでは適正な予算執行と言えない状況になるわけですね。私は、こういう状況になることを心配して質問を発しておるわけでございますので、よくお考えをいただきたいんです。市長は当然、この契約の条項ですから、契約条項どおりの事業が遂行されると、このような事態になるということは想定済みのことだと存じますが、大丈夫ですか。対馬市の環境衛生業務の大局的な見地に立った御見解をお尋ねしたいものでございます。

結局、事業系ごみの処理は、法第3条の趣旨を各事業所に徹底しながら、未契約の事業系ごみの排出量の減少に努める。そして、現契約の中で、未契約の事業系ごみの収集が合法的に、早急に対応できる変更契約以外に、私は経験上、他に方法は見出せ得ません。重ねて、申し上げます。長々と申し述べましたように、極めて、つらい、苦しい経験をした者として、対馬市の現対応を大変心配していることを御理解ください。結論として、既に処理済みである計上漏れの市役所の過年度事業系ごみと現在継続処理中の法3条によって、市内事業所と処理業者との契約がされて

いない小規模事業所の事業系ごみの処理分については、市当局の指示によって、現在収集がなされているわけですが、当然、変更契約はなされるものと考えられます。収集業者もそのつもりで、好意的に契約外の収集を現在も続行していることをお忘れにならないでください。

当然、変更契約はなされるものと考えますが、いかがですか。それとも、何かほかに未計上分の事業系ごみの改善処理方法について、お考えなんでしょうか。その改善策、改善の時期について、御見解をお聞かせください。

まずは、その答弁をお聞きしまして、正常なごみ収集業務に改善されるということが理解できますれば、何の疑問もないわけですから、私の質問はそのまま終わらせていただきます。明確な御回答をよろしくお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） さきの9月定例会の一般質問のやりとりの中で、法の解釈において話がすれ違う部分がありましたので、1番議員さんには、まさに釈迦に説法という一面もありますけれども、市民の皆様にも9月議会での一般質問のやりとりの部分について、論点整理をちょっとするために説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、淵上議員さんのおっしゃってある廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この3条には事業者の責務と、営業をされているさまざまな事業者の責務というのがうたわれております。そして、その第1項に、事業者はその事業活動によって生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないとうたっております。また、同第3条の第3項に、事業者は廃棄物の減量、その他、その適正な処理の確保に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないと規定をされております。

一般廃棄物については、市町村の処理責任を原則としておりますが、事業者がみずからの手で処理するほか、市町村の処理事業へ処理を委託することができます。事業者が市町村に委託することができます。この場合、事業者がみずからの責任において、適正に処理する原則は、市町村の処理責任のもとで、なるべくみずからの手で処理するよう努めるほか、一般廃棄物処理計画に従い、市町村の処理に協力すること、市町村の指示を受けることを意味するものであります。一方、第4条には、市町村の責務として、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、減らすことに関し、住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め、一般廃棄物の処理に当たっては、職員の資質向上、施設の整備及び作業の改善を図るなど、その能率的な運営に努めなければならないとあり、また、第4項には、廃棄物の排出を抑制し、及び、その適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならないというふうに規定されております。

また、第6条の2第1項で、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一

般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬及び処分しなければならぬとされ（「私の時間使って、質問、啓発活動は別の場面でやってくださいよ。結論を先、言われてから、時間があるなら、やってください」と呼ぶ者あり）

今後、今、渕上議員がおっしゃられた事業系ごみについては、事業者が責任をもってしなければいけないということが第3条に、申し述べたとおりであります。そういう中、小規模事業者において、それが徹底が図られてない場合、市町村に事業者が委任をしなければいけないというふうになっております。この委任の形が、この対馬市は旧来からできておりません。事業系、小規模事業系ごみの収集に関しまして、今まで収集していただく業者にサービスで取っていただいていたということが実態であります。私ども市町村としまして、一般廃棄物の事業系ごみを直接収集業者に、委託契約の中で直接的に契約を結ぶということは不可能でありまして、先ほど言いましたように、事業者から市町村のほうへ、まず委託、委任の話があり、それから始まるというふうなことであります。9月議会において、26年度から新たな収集のあり方というものを組み立てていきたいというお話をさせていただきました。今のような手法というものを、今、組み立てを内部的にはしているところであります。今まで、過去において、ずっとサービスでしていただいたというふうに私は思っておりますし、こちらから、その事業系のごみを支出することは不可能だったというふうに、法的には不可能だったと解釈をしておりますので、しかし、今、起こっている問題というものをそのまま放置することは不可能な状況。まして、このまま推移したときは、渕上議員がおっしゃられるように、事業系、小規模事業系のごみが町中にある意味散乱するよというふうなお話かと思いますが、そのような事態を避けるためにも、一定の方向性というものを、何らかの方向性というものを見つけ出すつもりであります。この24年度中にも何らかの方向性を見つけていきたいと思っておりますけれども、今まで、ある意味、法を歪曲する形で物事が行われてきたというふうにも思っております。それらもきちんと是正する意味において、新たな歩み出しを26年度からきちんとやりたいというふうに思っています。

社会の中に散乱していくようなことを避けなければいけません。ごみが。それらについての方法というのを今集めていただいております業者の方たちと話を詰めながら、何らかの方向性を見出していきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 1番、渕上清君。

○議員（1番 渕上 清君） ようやく、何か、少し納得したような御答弁をいただきました。しかしですね、今、市長、事業系のごみは小規模にしても市との契約がなければ、市はその処理に動き出すことはできないというような見解のようでしたが、お尋ねしますが、それでは、なぜ、事業系の未契約のごみを、今、市の収集業者に市のほうは指示をして取らせよるんですか。何か契約は、お願いがあったんですか。しかもですよ、対馬市は、今、市長が長々と市民に向けて説

明をなされたような、そのことについて、担当は何も、23年度説明にも指導にも回っていないじゃないですか。事業系のごみがですね、事業者の責任であるということは市民のほうは知ってるんですよ。それをしっかり担当は、それを指導して、事業系のごみはできるだけ少なく、契約がないのを少なくするのが市の仕事なんです。そして、私が初歩的な失敗をしましたと申し述べたのは、今まさに市長が言ったような初歩的な考えが甘かったからなんです。法第4条を精査してください。幾らかぶりを振ってもですね、ごみを取り直す、戻すわけいかんのですよ。最終責任は市にあるんじゃないですか。そのまま、法律、法律と言ってましたら、さっき申し述べたような、市内にはごみが散乱してまわる結果になるんですよ。だから、それを合法的に、しかも、経済的な、より効率的な経費でもって処理するためには、4条によって——もう、法の解釈はやめますか。市のほうが処理する義務があるんです。よく調べてください。市民のほうからですね、事業者から、そういう契約なんか、必要ありませんから。そんな失敗を繰り返して、今の方式になってるんですから。また、一番最初の状況に戻って、それを合法的に処理しようとする。そういう視野の細い処理方法をとるようにあれば、これはもう何かしっかり勉強されて、ごみ処理について、指針をつくってってくださいよ。担当が変わるたびに、この問題が出てくる。法3条に目が行ってしまって、ほかの状況の法律の解釈をしきれない専門職がどこにありますか。済みません。声を荒げました。もう少しですね、経験者の言うことも聞いて、こういうときはどうなるんやろうかという質問も発せられたら、どうですか。困ったときには、こういうことで困るとるんじゃが、何かいい方法はないですかと言われるようなね、懐の広い市長であってほしいですがね。法律、法律ばかりで言いよると、大変なことになりますよ。

時間もですが、それと、もう一つ、漏れ聞きますと、いろいろな方法を検討されておるようですが、現在は大規模の事業所は確実に他の収集業者と契約をされて、しっかり法3条によって、処理をされておられます。ところが、いろんな方法、漏れ聞く方法で処理をされたときには、その辺の処理されてないところとのバランスが、私の方法を、方法までは述べませんよ。その方法をとったときにバランスがとれなくて、困ってしまったんですよ。今の規模の大きな収集業者と契約されとる事業所は市が今考えようとしとる方法にのっとれば、これまた大変なことになりますからね、その辺のバランスをよく考えながら、いい方法を検討されてください。いつでも、経験者として、御相談があれば、今までの経験を踏まえて、アイデアは私なりにも持っておりますけども、法律解釈だけでやられるようでしたら、アイデアの出しようもありませんし、私の言う方法にも耳を貸していただけないでしょうから。ぜひ、いろいろな経験者と相談されながら、いい方策を出していただいて、要は、きれいな環境の中で生活ができる市民の生活環境の策定にしっかりと市の役割を果たしていただくためには、それなりの代償も要るわけですから、一般市民に市の役割をサービスの的にやらせるような対馬市であってもらいたくないんです。お願いするから

には、しっかりとした代償は契約の中に合法的にうたい込んでやってください。

最後、時間がせっかくございますから、質問ではございません。市長にですね、市長はまた2期目当選されて、市の行政を担われて、今、5年目。私の見る市長の姿は、何か、もう先が短くて、大きな功績を実績を上げんといかんというようなことに終始されて、大きな事業展開ばかりがしておられるようなふうに見えるんです。いわゆる逆説なんで、もうちょっと市民生活に直結した、足元ですね、今、申し述べるような、そういう小さな事業にもきめ細やかな行政の目配りをしてほしいということをお願いしたいわけです。まだ、市長は若いんですから。先ほど、きのうの質問ではございませんけども、今期で云々くんぬんという話じゃなくて、4期、5期、しっかりと対馬市を目指す、あなたの目指す方向にするためには、2期、3期ではなりませんよ。若いんですから、4期、5期やって、しっかりと、あなたの目指す対馬市をつくるためには、対馬市のトップリーダーですから、もっと包容力のあるリーダーとしての己を磨いて、頑張ってください。大いに私は期待をしとるんですよ。そして、やがては若い次のリーダーにすんなりバトンタッチがされて、対馬市がいろいろ、選挙あたりでね、ごじょごじょ、ごじょごじょするような対馬市じゃない、スマートな対馬市の行政運営ができるように、しっかりとやってください。大きく期待をしながら、一般質問を終わります。

先ほどの答弁はしっかりと受けとめましたので、大きな期待をしながら質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで1番、淵上清君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 昼食休憩といたします。午後は1時から開会をいたします。

午前11時45分休憩

午後0時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 通告に従い、市政一般質問を行います。

第1点目でございますが、一般廃棄物の処理について、お尋ねをいたします。

私は平成23年9月定例会一般質問において、一般廃棄物の対象となるイノシシ、シカの処分について議論を交わしたところでありますが、その後の対応といたしまして、長崎県単独事業であります、平成23年度がんばらば長崎地域づくり支援事業により具体的な計画を進め、イノシシ、シカの死骸は特殊な機械システムにより焼却処分するのではなく、ペットフードの原料をつくるリサイクル型の活用と並行し、生肉の販売及び加工品づくりも兼ねた総合的な計画を樹立

したところであります。

この事業は県内7カ所の振興局等より、1代表が選抜され、上限1億の助成、補助率は80%と高額であります。採択される枠はただ一つで、難しい道のりでありました。最終審査の結果、残念ながら不採択と今回になりましたが、現在、県は別のメニューで事業が対応できないか、市、事業主体と協議中のところであります。本事業を進める上で、全島に及ぶ業務収集について十分な協議はなされておきませんが、事業主体と市はこのことに連携する必要があるかと思われま

す。このことを含め本計画に対し、市長の御意見を賜りたいと存じます。

2点目でありまして、陸上競技場の整備について、再質問をさせていただきます。

対馬市峰総合運動公園陸上競技場の全天候型（タータントラック）の整備について、教育長は23年度第1回定例会補正予算関連質問において、将来実現が可能か、検討する旨、答弁がございましたが、その後の結果について、お尋ねをいたします。

3点目でありまして、本年度6月第2回定例会において、上対馬町渚の湯に隣接する約1ヘクタールのホテル建設用地が可能な限り――失礼。用地の活用と渚の湯を取り込んだ観光開発について、市長は全国規模の公募をするとのことでしたが、その後、どうなったか、お尋ねをします。

最後に、市道認定道路の整備についてお尋ねをいたします。

旧町時代、水道本管が私の私道、私道に埋設されていたことから、町の認定道路として編入され、所有は個人、管理は町とされておりましたが、対馬市合併後、用地についても市への所有権は移転されました。道路は現在もその整備舗装はなされていませんが、この場合、住民の要望があれば、舗装が可能か、お尋ねをいたします。

以上、4点について、市長と教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の質問に答えさせていただきます。

23年度のがんばらんば長崎地域づくり支援事業に、イノシシ、シカを有効活用していくために機械システムを導入する。そして、そのことによって、埋設処分されている今の状況というものをごまかして回避していきたいということで取り組まれてたということは、私も聞いておるところであります。これらリサイクル活用というもの、これから市としても、しっかり考えなくてはいけない部分かなというふうに思っております。

御質問の中で、この際の計画を進めていく上で、収集業務というものを十分な協議というのが、まだ、なされていないというお話がありました。収集の入り口の話もそうですし、計画としての今度は出口ベースのことというのも、しっかり計画を積み上げていっていただきたいなというふうな思いもございます。恐らく計画はきちんと入り口、出口整いましたら話は進んでいくものと思っております。ただし、その狩猟者が捕獲した個体について、これは適正な処理をしなければ

いけないと、鳥獣保護法のほうでも定められております。そして、これは一般廃棄物には該当しないというふうにみなされております。よって、捕獲個体を市単独で収集するということは、現段階では考えておりません。しかし、効率的な有害対策事業を実施していく上において、お互いに協力し、検討していかなければいけない問題であろうというふうな認識は十分に持つておるところでございます。

次に、3点目のホテル建設用地の活用のご件でございますが、行政報告でも述べさせていただきましたように、渚の湯に隣接する約1ヘクタールの、実際は9,482平米というこの土地を中心として、12月1日、今日1日に公募をかけたところであります。締め切りの問題につきましては、当初1月31日ということ区切っておりましたが、おとといの議会の論議の中で、2カ月というのは、いささか、この時期、慌ただしい、この時期には、短いのではないかというお話がありましたので、期限については、何日、何カ月延ばすかということは、今、明言はできませんけれども、延長することで考えていきたいと思っております。このホテルの建設用地の活用ということについては、以前からずっと北部地区の皆様からは上がってきた案件でありますし、どうかして、遊休化している土地を北部の振興のために使っていきたいという思いがあります。また、現時点において、3航路事業者が韓国とこの対馬の間を結んでいただいておりますし、さらには、ソウル、対馬空港間の空の便もこれからふえる可能性もあります。それらを考えたときに、国境というものを体感できる北部地区の振興のためにも、あの土地というものをしっかりとした形で、北部振興の拠点に持つていかななくてはいけないというふうな思いで、この事業には取り組んでいきたいと思っておりますし、公募をかけた後、まだ1件も当然あっておりませんが、今後、さまざまな問い合わせ等があったときには、私どもは出向いてでも説明をきちんとしていくようなつもりでおります。待ちの姿勢では、このお話は進んでいかないというふうに思っておりますので、こちらの積極的な関与というものを、この期間中、公募期間中ですね、には、やっていきたいというふうに考えております。

最後の市道のお話でございます。お話によりますと、既に市への所有権移転がされているにもかかわらず、舗装整備がされていない。この場合、住民の要望があれば、舗装は可能なのかというような御質問でございますが、要望等については別に必要と思っておりません。市道となっておりますので、当然、市の管理責任が発生をしております。市道の性格上、常に良好な状態にその市道の管理をしていく責任がございますので、住民からの要望がなくとも、市のほうで対応していかなければいけないというふうな思いを持つております。ただし、さまざまな市道の要望箇所等もございますので、それら優先順位等もしっかり考えながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 陸上競技場の件について、お答えをいたします。

峰総合運動公園陸上競技場は、平成24年3月に約1,800万で排水性のよいセミアンツーカー素材を使用した改修を行い、公認の更新をしたところでございます。

御質問であります全天候型トラックの整備についての検討状況であります。対馬市陸上競技協会と対馬市中学校体育連盟からは個別に御意見をお伺いしているところでございますが、正式に陸上競技場整備検討委員会の発足までは至っておりません。現在、検討委員会の立ち上げの準備を行っているところでございます。委員会が発足次第、会を開催し、御意見等をお伺いした上で、教育委員会としての方向性を示したいと考えております。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 早速ですが、市長の一般廃棄物の答弁の中で、一つ確認したいことがございます。イノシン死骸の個体が処理をするに当たって、一般廃棄物ではないというお話をされましたが、それはどこの所見から、市の内部の見解でしょうか。ちょっと確認をいたします。対馬市の内部の確認ですか、それとも長崎県内の上級機関の確認で、その発言をされておるか。ちょっと確認とります。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律において、狩猟者は捕獲した個体について適正な処理をしなければならないというふうに定められておりますので、一般廃棄物に該当しないというふうな見解が出されているところであります。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） だから、それが対馬市の判断をなされたわけですか。そのことを問うてるんですよ。農林水産部長の判断ですか。そのことを問うてるんですよ。私、長崎県の判断は確認して発言してるんですよ。農政課の判断を。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の部分につきまして、農林水産部長のほうから答えさせます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 農政課のほうの判断といいますか、私たちは市長が先ほど申されました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の中、そしてまた、県からの指導の中で、捕獲した有害鳥獣は適正に埋設するといったことで、今、捕獲徴収金の1万円の中にも、この埋設の料金まで含まれているといったことで、一般廃棄物とは考えてないといった考え方でおります。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 見解が合いませんね。それは、そういうふうにしたいというふ

うなことでございまして、従来ならば、一般廃棄物の対象となるというふうなことは、提言は明らかでございまして。

じゃあ、その裏をとりましょう。県下各自治体範囲の対応ですが、県内の一般廃棄物の処理状況。シカ、イノシシ。長崎市、1メートル以内のイノシシ、シカは全部引き取る。その他は解体。佐世保市、全姿のまま焼却炉に焼却。諫早市、50キロ以内はオッカーだが、それ以外は土中に埋め戻し。島原市も同様です。佐世保、平戸、これはごみ袋30キロ以内であれば、オッカー。それ以外は土中に埋めてくれということです。五島も全部焼却炉にオッカー。対馬市、ノーでございまして。この問題は、私、9月の昨年的一般質問で、この背景は、なぜ、こういうふうになったか。こういうことでございまして。昨年の頭数、約シカが2,000頭を超えました。イノシシ1万頭を超えました。土中の埋設にお互いに限界が現実にある中、不法投棄。特に夏場の異臭。これは保健所、警察にも相当な被害の訴えがございまして、これを何とかせなならん時代に来たから、財部市長、ひとつ、お互いに対馬猟友会、対馬市、この問題に研究して、対応したいがどうかという中で、市長もやむを得ないと。過去には、クリーンセンターの中で、何とか、安神の協定書をひとつ、協議の上で処理ができるような方向にならんかというふうなことまで話があったことを説明を聞いております。しかし、それでも、安神地区は野生の動物の焼却は認めませんというふうに、私は報告を聞いております。

それで、今回、非常に画期的な、化石燃料で灰にするのではなくて、ペットフードにする。全ての死骸をそういうリサイクル型のことで、対馬市は猟友会とともに、お互いの歩み寄りの中で、これを成功させて、全国に、恐らく、最初の事例になるでしょう。そういうことで、私は大いに期待をして、このことを進めてきたつもりです。そして長崎県もこれを良とし、前に進めたいということで、現在にあっております。

比田勝部長、今の見解はですね、現実的に一般廃棄物ができないから、どうするかということやってるんですから、対象として、自治体は、これを処分したいということで、廃棄場に、処理場に持ってきた場合、受け入れるというふうなことが基本なんですよ。そのことについては、私、あなたの見解について、どういうふうな見解かわかりません。再度、たずねますが、それでいいんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私どもが一般廃棄物に該当しないと申しあげましたのは、要するに、収集業務について、その質問がございましたので、収集業務の対象としての一般廃棄物ではありません。そして焼却の部分の話が今、今おっしゃられた、ほかの町の件は焼却段階の話だと思います。焼却については、確かに焼却場で燃やすことは可能なんです。持ってきていただければですね。ただし、そのクリーンセンターの建設時点での地区との取り決めによって、焼却はいけま

せんと。地域のほうから、今の申し合わせがあつて、その改善にも行ったという経緯を以前話したところでございます。だから、一般廃棄物の解釈につきましては、焼却と収集が今混在しているのではないかと、論議として、思います。収集については、一般廃棄物とみなされませんというふうな発言をさせていただいたというふうに解釈していただければと思います。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） おおむね、そのようなことでよろしいかと思いますが、私の申し上げておるのは、実情の中で、約ペットフードを最終的には3,000頭を超えて対応するだろうというふうな数字が出ております。その中で、この積算をプロの世界で見た限り、例えば、1頭当たりからの製品が売り上げの半分以上が収集に対馬からなった場合、積算上なっております。それで、非常にこれは困難なポイントだなと思っておりますが、これをやること自体は非常にリスクというか、危険が多くございます。その中で、よくよく相談しながら、難しいことをやっていこうというふうなことについて、話し合いをすることはいいじゃないかということだけであって、何も、一般廃棄物の対象じゃないから、その話は聞かれんというふうなことじゃないと思います。というのは、難しいことをやってるんですよ。やろうとしてるんですよ。それをね、聞く耳ぐらい持っていていいと私は思いますよ。今の市長の答弁で、私はよろしいかと思えますから、次に進みます。

この中で、市長の見解、もう一つですね、新しい取り組みの中で、対馬市、いや、猟友会がやるなら、対馬市も含めて、この仕事する中で、捨てていくものが金にしていくということと、化石燃料を使わない。灰にするんじゃないということの定義をですね、もう少し、私、御意見を賜りたかったんですよ。そこが私のきょうのしっかりした事業への取り組みを、何と言いますか、市と島民がそのところをがっちりかみ合って、事をやろうというふうな、言葉と心が私は欲しかったです。それが市長の見解というふうなことで申し上げたつもりでございます。

ちょっと寂しいですが、先に進みます。（発言する者あり）次に、（発言する者あり）ああ、そうでございますか。はい。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど別の新聞記事で、寂しくとかいう話が、記事がありまして、決して寂しい思いを大浦議員にさせるために答弁してるわけではございません。冒頭申し上げましたように、がんばらば長崎地域づくり支援事業に提案をされてる内容については、方向性というものは、私は、今の対馬のこの山の中に埋設している状況を解決するためには、いいアイデアだというふうに私は思います。言いましたように、その収集の部分、入り口の部分の話。そしてもう一つ大切なのは出口の話です。この出口までをしっかりと計画を詰めていく必要があるのではないですかと。そして、さらには、新たな亜臨界の手法でございますよね。この亜臨界の手法

からペットフードをつくる段階の話というものをもっと、もっとも詰める必要があるんじゃないかと。もっと、入り口から出口までの協議を精査をお互いがする中で、この事業をやっていたほうがいいのかというのが私の考えでございますので、事務方のほうとじっくりとしたお互いの疑問点等を解消していく場をどんどんつくっていただいて、事業がよりよい方向に進むように組み立てていただきたいと。私は、そういう疑念を持っておりますので、現段階においては、それをどんどん払拭するようにしていただければと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） それでいいと思いますし、それ以上の確度で計画書は、実態の数字は詰めとるつもりです。

それで、どんなことかと言いますと、死骸そのまま、内臓とか、骨とか、肉を分離するんじゃないかと、一頭すぽんと大きな炉の中に蒸気の200度、20気圧、いわゆる圧力鍋の中に、釜の中に、ことを入れ込み、40分前後の処理時間で液体に全部させてまいります。これを遠心分離器上にかけて、その固形分を取ってしまうことがこの事業のポイントでございますが、恐らく、今、クリーンセンターで行っておるへい死魚もですね、この処理においても同様なことが可能でございますので、島全体のそういうふうな残渣の処理等においても、要は目的が肥料もしくはペットフード原料ですから、大いなる活用ができるという期待を私は持っておりますので、その辺を行政のほうとタイアップして、ひとつ、現場の中でそういうことがあれば、たやすく処理ができる方向で組み合いたいと、このように思っております。

次に進みます。教育長にお尋ねいたします。

私は、一般質問をしたのが多分2年前だと思います。その後、先ほども言いますように、ことしの第1回定例会の補正予算の関連質問の中で、あのこと以降、どうなったでしょうか。どういうふうなお考えでしょうかというようなことで問い合わせたところ、教育長の言葉から、審査委員会を開いた中で、24年度内には、そのできるかできないかの方向性を、結論を出してみたいということでございました。あれから10カ月たとうとしております。私は、今の22名の方の一般質問ができるのは、あと1回しかないですね。3月しか。3月にしても遅いわけですから。12月の中で、どれだけのことが進んだんだろうか。そしてまた、6月9日付で、峰町公認陸上競技場整備促進委員会からの要望書が対馬市長、対馬教育長宛てに提出されております。その要望書も受けた中で、どれだけの心意気があるかというふうなことで、確認したところ、今からやりますということでありまして。せっかくですから、私は全て事がならんばならんというふうなことでお聞きするんじゃないかと、——失礼、逆です。いい方向にしか、答えが出らん場合にはおくれということじゃなくて、答えを早く出していかうとする姿というのが少し足らんんじゃないかと思っております。教育長。率直にあなたに申し上げますが、優秀な校長先生で

ありましたが、このことについては少し遅くないですか。私は、もう、今の時点ですすね、あれからも詰めた協議したけども、難しいところであるがというふうなことで、やる気を少し見せてほしいと思っと思ったんですが、少し残念でございます。教育長、率直な、この問題に対する思いを聞かせてください。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今、大浦議員さんの言われたことは、私にも、ちょっと重く受けとめなければいけないというふうに思います。

お約束をした24年度内で一定の方向を出しますとお約束をしておりましたので、準備を行っているところなんですけど、個別には、さっきも言いましたように、意見は聞いたんですが、組織がまだできてないということで、24年度内に頑張って方向性を出していきたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） この場では、これ以上のことは、私も申し上げません。ただ、背景に熱のある方々があるわけですから、それに対する答えを早く出そうという行政意識、あるいは最高責任者として、私は、この段階で、その組織ぐらいつくってしまったが、あと検討というぐらいの形ぐらいつくっていいがと思います。ひとつ、よろしくお願いします。

それと、教育長、最後の最後ですが、もし、だめな場合ですすね、事が。可能性がない場合、私は最低でも、現在の300メートルのトラックの100メートルラインのみでもですすね、この施設の対応は可能かなと思います。残された対応ですが、私は100メートルの8レーンはタータントラックを使ってもいいと思っております。そのことも、もし、全体の400メートルトラックの改良ができなかった場合、ひとつ、心の隅に、検討材料として置いてってください。

以上で、この件は終わります。

今、市長のほうから、渚の湯のこと、あるいは隣接のホテル用地の件。私も一般質問を書いたのが締切日の11月26日。そして市長挨拶を見たのが12月4日、そのときにですすね、12月1日からインターネットに公募を出したということで、初めてわかったわけですが、実は8月の月やったと思います。産業建設常任委員会の所管の調査の折、上対馬町、峰、上県、この3地区を拠点として、観光開発、その他の整備について、現地調査した折に、上対馬活性化センターの3階で委員会を開催したわけですが、その折に、関連して、川本部長に、前回ただした観光開発のホテル関係、その他のもろもろの計画はどのような運びがなっておりますかという質問をしたら、かなりの勢いでやる所存であつとるそうですと、私はそういうふうに聞きました。ですから、12月ともなれば、そろそろ、どういう状態か、このようなことが思ってたんですが、今からということで、心の中では、半年たつということがそんなに長くなったのかというのは、市

長、その経緯について、私はもう少し早くやってもよかったんじゃないか。あのとき6月ですよ。その辺について、私は行政取り組みが遅いと思いますが、市長、このことについて絞ってみた場合、どこがどう遅かったんでしょうか。それとも今の格好がいいんでしょうか。私は遅いと思います。ちょっと経緯を聞かせてください。12月になった経緯を。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員がおっしゃられるように、半年もかかりよってはいかんじゃないかというふうなお話でございます。まさしく、そういうふうに言われてもいたし方ない部分があるかと思っております。その6月以降におきまして、私も3回ほど三宇田周辺に足を運びました。そして逆に、殿崎側の突端のほうから三宇田を眺めたり、三宇田と殿崎の間から、いろいろ眺めたり、何回もしました。私、単に公募をかけるだけでは、これはいけんというふうに感じたところがあります。といいますのは、あの三宇田湾、殿崎を含め、そして、さらには、もっと広げるならば、比田勝地域までを睨んだときの、あの周辺の計画というものの中に、ホテル建設、宿泊施設建設ということをきちんと組み立てないと、なかなかホテル等が手を挙げていただけないのではないかというふうな思いに至ったところもあります。そういう部分で、今、おっしゃられるようなことに時間が費やした結果、この12月1日までになってしまったということがございます。どうか、その点、御容赦いただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） そのようなことであれば、また、私もまた言い過ぎてもいかん点もありますが、関連して、ひとつ、どうかと思う点があります。それは渚の湯の燃料を軽減するために導入されたバイオマスチップを利用したボイラーの設置でございます。これは産業建設の中で、いろんな現地調査の中で指摘もされましたが、現在、あれから改善されて動いているのか。そしてまた、今後業者を、あるいは、失礼、事業を参入される方に、どのような説明をしようとするのか。バイオマスボイラーの活用が指摘をされた後も、うまく機能しておらんというふうなことで、私は現地で確認をとったんですが、そういう状態がいいんですかね。私は、この辺は、4,000万円もかけてやった責任というのが出てきますよ。私、それはきちんと整理しないと前に進まれないと思うんですがね。ちょっと、その辺、実態はそういうことで理解してるんですが、いかがですか。市長、その確認はとってません。議会はとってるんですよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃってあることが、私が意味がわからない分が正直言っております。ボイラーのどういう点をおっしゃってあるのかを申しわけございませんが、教えていただければと思います。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 産建の所管の中で、このことをどうも利用が思わしくないと。しかし、一時的な利用されたということですが、チップの乾燥度合いが非常に水分を、含水率を含んで、そのボイラーが機能しないということでありました。だから、乾燥状態が悪いチップを入れて、機械が動かんという話です。簡単に言えば。それは乾燥された物を限定してやれば、できるんじゃないかという話をですね、なぜ、詰めて、そのことをやろうとせんかというふうなことでございました。その後、進んでおらんようなことであったんですが、今はどうかということでございます。かなりの間ですよ、それが。半年ぐらいの経過があったはずですよ。あまり言えんとですけどもね。でも、しっかりしとかなないと、人は呼べませんよ。それが改善されておれば、取り消しますけどもね、改善してほしいんですが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 含水率の高いチップが渚の湯のバイオマスボイラーのほうに導入されていると。それによって、逆に非効率な経営になっているんじゃないかというふうなお話かと思えます。私も全容はちょっとわかりかねる分ありますけども、今、納入されている方の含水率が一定よりも若干高いということ。そして、逆に低いところのチップ納入ができるところがありますけども、そこについては、今度は搬送距離が長すぎて、そこに対してのその経費がまたかかるというふうな話も漏れ聞いたことがございますけども、そのあたりの詳しい話につきましては、上対馬のセンター部長のほうから答弁をさせます。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター部長（川本 治源君） 前回も大浦議員さんにお答えをいたしました。乾燥が完全にできますと、燃焼率といいますか、効果は十分あるわけでございます。現在納入しているところにつきましては、ちょっと施設の不備がございまして、乾燥、天日乾燥でございまして、なかなか思うように乾燥ができなくて、効果が出してないという状況でございまして、前回質問後につきましては、納入業者も努力をしております、その後については順調に乾燥したチップを納入しております。ことしは、かなりの効果を出していただけるものと、このように思っております。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 川本部長にお尋ねしますが、ことしの4月から、いつまで休んだんですか。ボイラーの利用が。ことしの4月から、いつまで休んだんですか。利用しなかった期間。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター部長（川本 治源君） 確実に何日ということは把握しておりませんが、ことしにつきましては、ほとんど稼働していると思っております。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） この間の説明では、そういうふうな話は、途中で私は、確認はとっとらんとですけども、4月以降もフル回転はしとらんような話をしよった覚えがあるんですが、だから、話しよるんですよ。去年の段階で半年ぐらい眠ってましたね。これは事実ですね。その後、私は、確か、産建の委員会の折に、再度、その質問せんやったですか。そのときも十分でないようなことを私聞いたんですが、私の聞き間違いかしら。そういうふうな覚えがあるんですが。失礼。これだけの——いいですか、議長。これだけの前ですからね、間違っただけは言うちやいかんです。私も聞き間違いは言っちゃいかん。ただ、半年眠ったことは事実です。22年度中、3年度中。それは説明で聞いておりますよ。夏場から春まで全然使わなかったということね。それ以降もあつた話は聞いたんですが、そうではないんですか。私はその辺は、十分それは解決したとは確認はとっておりません。ただ、私の聞き間違いであれば、取り消しますよ、ここで。いかがですか。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター一部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター一部長（川本 治源君） 確かに、去年の23年度につきましては、ボイラーを使用することがあまりなかったことは事実でございますが、ことしの4月以降につきましては、何日かあつたかもわかりませんが、順調に稼働していると、私は思っております。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 市長に申し上げますが、23年度中のことは、夏場から、確か3月末までは利用はできなかったことは、委員会でも調査の中で、出ております。それ以降については、私は、ことし24年度以降については、聞き間違いか知りませんが、そうではないという実態でございますので、取り消しいたします。順調に稼働しとるということで、ことを報告がございましたので、私のほうで取り消しをいたします。ことしについては、その辺をまた十分チェックしながら、このシステムは大切に利用していかならんと、かように思っております。

最後ですが、これは旧町時代の道路編入の市道の編入の捉え方と市の捉え方が、今、若干違うんです。そういう状況が発生をした場合に、どうですかということでございます。

特に、市道の認定、道路の整備、これは市の道路基準を、認定基準を、条例に私あると思つたら、なかって、引っ張り出したのが建設部のほうから取り寄せた結果、十分な運用方法になっております。ただし、宅地を開発する場合には、その道路編入においては、道路の路面、そして側溝については、きちんと舗装整備された状況で、市に編入、認定、こういうふうな条件ですから、このことは、全部市がそういうことに負担するということは避ける方向ですから、よくわかります。ところが、旧町時代に編入が終わって、道路が整備しておらずに、新市になって、その整備を要求した場合に、それが可能かという質問でございますから、先ほど市長の答弁では、

当然市がやるべきというふうなことでお聞きしましたので、それについては問題ございません。ただし、建設部長にお尋ねしたいんですが、その舗装の程度というのは、アスファルト、コンクリート、あるいは砂利いろいろございますが、この程度というのは、特別に何かあるんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、いいですか。建設部長に振っていいですか。

建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） お答えをいたしたいと思います。

路面の整備につきましては、先ほどお話がありましたとおり、アスファルト舗装、それにコンクリート舗装ですね。簡易な方法といたしましては砂利舗装という、3段階あると思うんですけど、それぞれ地域の特性と申しますか、その実情に応じた舗装の構成になってくるというふうに思っております。それが地域的に町中の場合、通常アスファルト舗装ですね。それで勾配等があって、アスファルト舗装が技術的にちょっと難しいということになれば、コンクリート舗装等ということになるかと思っております。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） よくわかるんですが、例えば、砂利でとめた場合、砂利舗装でとめた場合、それは特別に何か理由はございますか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 簡所的に、ちょっと具体性がちょっとないものですから、最終的には、そこに通行量とか、歩行者のニーズですね。通常使ってるかどうか。その辺を勘案しての対応じゃないかなというふうには思ってるんですけど、仮に町中であれば、それぞれ交通量も多い、通行者も多いということで、通常、完全にアスファルト舗装等の施工はしているという状況でございます。

○議員（17番 大浦 孝司君） 最後になります。

○議長（作元 義文君） 17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） 市民には同じ共通の政治をするという、行政処理をするということは当然でありますから、片や砂利、片やアスファルト、コンクリートというふうなことじゃなくて、10年スパンを見れば、砂利については、必ず同じようなことになりますので、基本的な整備というのは、そういうふうな構造物の中で整備するというところに私は理解をしたいと思っております。そういうふうなことで、市長の答弁、積極的に、前向きに、事はやるということ結びつけたいと思っておりますので、期待をそういうふうにいたします。それで終わります。

○議長（作元 義文君） これで、17番、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を2時から。

午後1時49分休憩

午後2時01分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） こんにちは。今議会の最後の一般質問になります。

2番議員、会派清風会の脇本啓喜です。

今回は、まず1番目に、私には嫁も子供もないために取り上げられることをちょっとためらっていたんですが、少子化対策を中心とした島内人口減少速度の鈍化策について、2番目に、先ほどの質問の中でもありましたが、スピード重視社会における市の意思決定のあり方について、質問します。

なお、子育て支援策については、フェイスブック友達になっていただいた子育て世代のお母様方とチャット方式で、また別のグループのお母様方には直接お会いして、貴重な時間と情報を提供いただきました。この場を借りて、改めて厚く御礼申し上げます。

また、県及び県内離島自治体の子育て支援担当部署の方々にも御協力いただきました。誠にありがとうございました。

1番、島内人口減少速度鈍化策について。

（1）島内人口減少の現状認識と現在検討中の具体的対応策について。

①合計特殊出生率は高水準で、かつ近年向上しているにもかかわらず、島内人口どころか、子供が減少している現状の原因分析について、答弁を求めます。

②、①の原因分析を受けた具体的対応策について、答弁を求めます。

ちょっと小さくて見にくいんですが、これが長崎県、対馬市の少子化対策施策の一覧表です。これでは、なかなか伝わらないだろうということで、あえて、出させていただきました。他自治体では、パンフレット等を使って、周知を徹底しているようですので、その辺も含めて、御答弁をお願いします。

③、対馬市は人口自然増促進策の政策を待ってられない状況下にあると思われませんが、人口の社会増促進に向けた具体的対応策について、答弁を求めます。

（2）高齢者が島に住み続けやすくする支援策について、特に中心市街地以外が抱える問題解決に向けた具体的施策については、午前中の阿比留議員の質問に対する答弁で、「食の砂漠化」や前回私が質問した福祉有償運送ハートフルサポートさんの分ですね、を検討するという言葉が出てきました。ある程度、答弁が尽くされたと思いますので、特に答弁を加えたいという点がな

ければ結構です。ただし、先ほどは地方交付税に例えられましたが、合併算定替えの期間、この予算も同様以上の意味合いがあると思いますので、考慮に入れた予算策定を要望します。

2番、スピード重視社会における市の意思決定のあり方について。

(1) 新規事業や大型事業を展開する上での議会への情報提供について。

議案は議会で審議されるものですが、事前に情報を議会に提供し、よりよい議案へと練り直して提出する方法も考えられます。昨今、スピードが最大の付加価値であると言い切る首長が時代をリードしている現状を鑑みると、議案が速やかに議会で可決されるための工夫と有無を言わせぬ成功実績が現在の首長には求められていると思います。そうはいつても、議会で慎重審議が求められることは言うまでもありません。そのためには、市長が以前議会で答弁されたように、従来のように、でき上がるまで公表しないというのではなく、途中段階で公表し、議会や市民の御意見を頂戴し、よりよいものとしていくという実行が必要だと思います。新規事業や大型事業を提案しようとする際、議会に公表できるところから公表してもらうことで、遅くとも議案として議会に上程するころまでには、議員は何らかの形で地域住民の意見掌握に努め、議会に臨むことができます。また、このことは、今議会で上程されている「発委第7号議会の議決すべき事件を定める条例」でうたわれようとしている「市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定し、または改廃すること」、これを担保するという意味においても、「仕掛かりでリリースして、よりよいものに仕上げていく」という仕組みの構築が必要不可欠だと思います。

以上を踏まえて、市役所と市議会間の新たな早い段階からの情報共有方法構築の必要性について、市長の見解を求めます。

(2) 審議会等市長の諮問機関と市議会の関係について、市民協働推進を図るため、審議会自体のあり方も検討され、公募委員も増加するなど、私は一定の評価をしています。しかし、そこでの審議内容の周知がまだ不足していると思われる。前述の(1)は企画草創期の問題であり、この(2)の問題は、調査費が議会を通り、執行予算を提案するまでの問題点整理と言えるでしょう。当初、調査費獲得時に議会へなされた事業目的等の説明と整合性がとれているかを議会に中間チェックさせれば、執行予算上程時のスムーズな可決に寄与すると思います。市長の諮問機関からの議会への進捗状況の報告と今後のさらなる改善策について、答弁を求めます。

あとは、答弁によっては再質問をさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 脇本君、この発委第7号は、上程される予定です。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 予定。

○議長（作元 義文君） はい。「上程されております」じゃなくて、「される予定」です。

○議員（2番 脇本 啓喜君） はい、すみません。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 協本議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の島内人口減少のこの速度を鈍化させる具体的な方策があれば、そのことについて、市の見解をというふうな御趣旨でございます。もう分析はよかろうかと思いますが、よろしいですかね。

実際、昨年3月に対馬市総合計画後期基本計画というものを策定をさせていただき、それののっつて、市政運営を順次やっているところでございます。人口減少、これをとめるための施策というのが全国どこも、そこだけに向かってやっていると言っても言い過ぎではないと思います。何と云っても、人口、人がいないことには、地域というものは成り立ちません。そういう意味において、後期計画の中の第一に掲げている部分が産業の創造という部分、そして雇用をつくり出すんだというふうなことを第一に掲げるところであります。外からの雇用企業というのは大変難しいと。だから、この地域の中の資源というものをもっともっと表に出しながら、産業創造に向かっていかななくては、対馬市は立ち行かなくなるんじゃないかという思いで、そこを中心とし、182の主要な事業を今、一つ一つ推進をしているところであります。このことが、ひいては人口の減少を鈍化させる、抑制する。もしくは、横ばいに持っていく。できれば、わずかでも微増になるようなものを求めて、今、動き出しをずっとしているところであります。一朝一夕に人口をとめるということは、できるとは到底思っておりません。苦しい道だと思っておりますし、行政だけの話ではなく、民間の事業体も一つになっていただかないと、これはできない話であります。自分らの島が、この自治体がどのようにして生きていくかというところの共通認識をしていくことがとても大切なことであります。

午前中に阿比留議員のほうから御質問がありました集落というもの、集落再生という話がたまにありましたけども、そこにも通ずる話であります。集落をきちんと再構築していくことが人口のとめることにもなりますし、全ての施策というものが人口、雇用というものにつながっていくような施策展開というものを必要というふうに思っております。今回の議会におきまして、上対馬の堂坂線のお話と厳原南部の尾浦から浅藻のお話をさせていただきました。これら道路事業、単純にハード事業というふうに捉える方もあろうかと思いますが、これを、答弁の中でも言わせていただきましたが、市がするだけではなく、県がし、そして国境離島の特別措置法の中で、国の直轄事業というふうな方向性を私どもは推し進めながら、早期にそういう交通インフラというもの、最低の部分です。これらを樹立しなければいけないというふうに思っておりますし、そちらに向かって、これから私どもは、いろんなところに働きかけというのをしていきたいと思っております。そのことは、産業というものをつくり出すための大切な血管であります。その方向が見えないと、皆さんも産業の次なる一手が見えないだろうという思いがあって、今回特別委員会の

方向性を受け、私、走らせていただいたところです。どれもこれも全てのことが人口の減少を食いとめるため、そして皆さんが笑顔で生活できる地域をつくるためという思いで、飛び回っている次第であります。自分の、こういう男ですから、私利私欲なんて、全くありません。時間も全ての時間をそういうことに割いておるつもりであります。常に人口が頭から離れませんし、この社会の基本である分母の人口というのをどのようにして、裾野を広げていくかということ、これが全てだと思ってます。この人口がふえることによって、多くのことが解決する。そして、皆さんが悩まなくていいことが一つ、二つ、三つと消えていくことだというふうな思いを持っておりますので、いつも、この3万5,000を切ってしまった、この数値というのを見るにつけ、私は今後の島のつくり込み方というのを皆さん、そして市民の方と真剣に語り合っていないといけないと思っておりますし、こちらの思いをきちんとお伝えしていかなくてはいけないということで、取り組まさせていただいているというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

当面、市民の後期計画で上げております、表に出しておりますが、底力というもの、対馬の底力というものを表に出すこと。そして、市民が自分の持つてある才能、力というものを100%一つの方向に発揮をしていただく市民力というもの、そして3万5,000を割り込んでしまった、この人口では、なかなかできない部分もございます。そういう意味において、外の力というものをお借りしながら、この対馬をこの時期つくり込んでいきたいというふうな思いでありますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

2点目については割愛をさせていただいてよろしいでしょうか。高齢者の問題につきましては、大きな2点目の市役所の情報というものを市議会のほうに情報としての共有のあり方というのを今後のということを御提案がありました。議会のみならず、市民の皆様に対しましても、途中経過においては、パブリックコメント等をしっかりととっていくということも、市民基本条例上も出しておりますし、そして計画段階から市民の皆様を審議会の中に公募委員を含め、話し合いを進めていくんだというような方向もそこで出しております。大きな柱として、28条でしたか、情報公開というもの、開示をどんどんしていくんだということで、物事は基本的に進めておるつもりでございます。（発言する者あり）そういう中、議会へもっと早いというか、途中段階における公表の仕方等があるんじゃないかというふうなお話がありました。これらについて、ある意味、今のこのような時代ですので、タブレット端末等をそれぞれの議員の皆様を持っていただくという手法もあろうかと思えます。で、一気に、同時に流し込んでいくということもいいんじゃないかというふうな思いもありますし、その時期等については、また、次の段階におきまして、御提案をさせていただければなどと思っております。一定の経費等は確かにかかるものの、そうすることが皆様との情報の共有につながるということの御提案のようでございますので、私どもも

十分に検討をしていきたいと思っておりますし、それが市民基本条例の本旨にのっとったお話かなというふうな感じしております。どうも。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 1番、2番、ちょっと前後しますが、まず、2番のほう、大きい2番のほうから先に。

議会とそれから市役所との情報の共有ということについてですが、やはり、議案は確かに議会で審議されるものです。根回しとか、そういうことではなくて、やはり、こういうことを考えているということが先に市長部局のほうから議会に入ると、特に自分の地域の方々とかには、市長はこういうことを考えているようだがどう思うかなということで、地域の声も聞きやすくなると思うんですね。議会に出てきて、いきなり提案されたものについて、それから何日か後にはもう各常任委員会があるという段階では、なかなか議員も市民からの声が吸い上げられません。なるべく、先ほど言われましたけど、タブレット端末の議員配付。いいことだと思いますね。ぜひ、検討を進めていただきたいと思います。

大きな2番については、いい回答をいただきましたので、1番に絞って、これから行きたいと思えます。

先ほど、人口、出生率は上がってるんだけど、人口は減ってる。これはどうしてかという分析はいいですかということで、いいですとは言ったものの、市長のほうからも、島民みんなで考えていく問題だということですので、私のほうから、自分なりに、その原因を分析してみましたので、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

昨年の7月この「ガバナンス」というのが出てるんですけど、これに「子宝なのに人は減る」という、結構4ページにもわたって、対馬市のことが取り上げられてました。それで、この記事によりますと、対馬市の合計特殊出生率は当時2.01であり、全国11位、2003年から2007年の時点ですね。と、高水準にあり、2010年国勢調査で人口が10%以上減少した自治体ではトップです。対馬市では他の自治体ほど、子育て支援を実施していないにもかかわらず、高水準な理由をライターは現地調査を踏まえて、次のように記しています。

「その理由を現地の人に聞いてみると」ということで、「周りも三、四人産んでるから」、「長男が産まれるまで産む傾向がまだ残っているから」、それから「仕事と出産なら、当然出産を選ぶという地域性があるから」、「子連れで離婚して帰ってくる女性が少なくないが、対馬の給与水準では経済的に厳しいので、その多くが再婚する。そして新たに子供をもうけるから」、それから「祖父母や地域の協力が得やすい環境であるから」など、町の声を紹介しています。

なるほどと思いつつも、ほかにも何か要因があるのではないかと私なりに考えてみました。そもそも子供をもうけやすい環境。つまり、島出身の娘さんが残る。帰ってこれる。あるいは、島

外からお嫁さんに来てもらえる家庭環境にしか、若い女性が残りにくいので、跡取りを産むだけでなく、さらに兄弟を産むことができる。統計上の分子になりやすい分母しか島に残っていない。すなわち、出産年齢層が激減しているので、出生率が上昇しても、子供の数が減るといことだと思えます。

2009年度の合計特殊出生率は2.39とさらに高くなっています。対馬の。実際に対馬市の出生数は1992年度387人に対して、2009年度には299人と激減しています。あえて、もう一つ要因を上げるなら、対馬には比較的生活が安定している転勤族夫婦が他の自治体より多くいらっしゃる、彼女たちは出生率が高い。そもそも出産年齢層が少ないため、出生率を上昇させる因子が加わることで、少なからず影響があっていると思えます。先ほど市長も言われましたが、これを読みまして、私も、出生率に一喜一憂するのではなくて、いかに島に人が住み続けられるようにしていくかを島民みんなで考えて実践していかなければいけないなという感想を持ちました。

分析については、これで、何かあれば、よろしいですかね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、分析結果ですが、いろんな子育てをされている方たちのお母さん方の顔が浮かびました。いろんなケースですね。根本的に、どう分母をふやすかということが全てだろうと思っておりますので、やはり、分母がふえる環境という問題を真正面から取り組んでいくということを再確認、再認識させていただいたところであります。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 私もそのように思います。もう一つ、言えるところが、その分母をふやすということと、今の分母でも、まだ産みたいけども、産めないという人がいらっしゃると思います。今、残ってる方々に対して、どのようなことをやっていけばいいかということについて、今回、子育て中のお母さんに、このような質問をして、それから得られた回答が、このパネルになります。何分、比田勝近隣のお母さんばかりの聞き取りになりましたので、地域的に偏っている点は御容赦ください。

対馬の子育て支援策について知っているかということについては、ケーブルTV等で宣伝している子育て支援ルームは知っているけども、それ以外はほとんど知られていないようです。例えば、「チャイルドシート購入制度があることを知らず利用できなかった」。後から知ったんで、領収書がなかった。というように、制度があっても利用してもらわないと意味がないと思います。県内の他の自治体ではパンフレットをつくり、母子手帳交付時や転入届への際、対象の子供がいる世帯というふうなことがわかると配付したり、学校を通じた配付以外にも工夫をして、対象者への周知に努めているようです。市長のほうにもお渡ししてますけど、この新上五島町のパンフ

レット、わかりやすくできています。協力くださったお母さん方に、これを中身も見てもらいました。そしたら、対馬もやってくれたらいいなというふうにおっしゃってましたので、ぜひ、よく見て検討していただければと思います。

それから、子育て支援についての要望を伺うと、専業主婦の方は近くに安心して子供を遊ばせる所がないなど、いかに子供を楽しく遊ばせてあげれるかということ、仕事を持っているお母さん方は仕事をしているときに安心して預けられるということが欲しい。これが大きな悩みなんだと、本当に当たり前のことですが感じました。「旧上対馬町役場跡地をせめて整地にして、遊び場に開放してほしい」という意見も出ております。こども園の計画もしていますが、長いこと決定にはならないと、遊ばせとくのはもったいないんじゃないかなという意見がありました。

それから関連してですが、このこども園建設をする際は、市営江尻団地ですよね。あそこの橋の所を渡らないと工事車両は通れないと思います。こども園をつくるというのが決まった後、その橋を建設しては、また1年おくれることとなります。いずれ、あそこにつくろうという計画があるのであれば、そして今、不便です。海上保安庁さん、それから海上自衛隊さんの官舎もあります。郵便局もあります。結構交通量もあるんですが、20年ぐらい鉄板が敷かれたまんまになってますので、その建設後にかきかえということではなくて、早急に橋のかきかえ等も要望しておきます。

それから、雨の日はますます子供を連れていく所がない。これについては、今回シルバーグランプリをとった対馬とんちゃん部隊の活躍を受けて、市から何か支援をしたいというふうな申し出があつてるようです。ありがとうございます。彼らはこのように言っています。「自分たちの活動資金というような直接支援は要りませんので、今、構想中の国際ターミナル新築の際、比田勝の町中まで観光客が入り込んでにぎわうような整備をするといったような支援をお願いします」と。またまた感動させることを言ってくれています。

家族連れの韓国人観光客もふえていますし、彼ら、比較的多くの金を使ってくれます。そこで、地元の子供と触れ合う屋根付きのスペースを設けることも、これからワークショップ等もあるようですし、検討を図っていければなというふうに思っております。

それから、予想どおり、医療に関する要望はたくさんありました。産婦人科がなくなったのはショックが大きい。今の緩和策でも、やっぱり、厳原まで行かないと出産できないのは不安だ。ほかの診療も充実してほしい。医療費や薬代の補助、これはありがたいが、維持・拡大をしてほしいと。これはあくまでも、私が聞いといて言うのも何ですが、要望ですので、これを全部しろということは、私は言ってません。優先順位をつけながら、予算のつけられる限りやっていただければというふうには思っています。

それから、先ほどから、きのうからずっと市長も言ってらっしゃいます市民協働ですね、のこ

とについても、お母さん方は考えてくださっているようです。安いランチが食べられる所がなく、自分たちでやろうとしたけども、スペースを確保できずに諦めたことがあるという情報もありました。

「例えば、空き店舗を利用して、お母さんたちと商工会や商店の方が協力して、地域の問題を解決を図るコミュニティビジネスの子育て支援サークル事業を運営するとしたら、運営費も利用者負担も抑えられるし、対馬市にはそんな取り組みを支援する補助金制度が幾つかあるのでやれないかな」というふうに私が言ってみますと、「いいかもね」という反応でした。わがまち元気創出支援資金制度の相談員や地域マネージャーとも立ち上げに向けて協力いただければ、実現の可能性も高まると思いますので、申し出がありましたら、積極的な支援を要望しておきます。

その際、こんなことも言ってらっしゃいました。高齢者のいきがいくりの面からも、「もう1人のおじいちゃん、もう1人のおばあちゃん」として、高齢者も事業に参加できるような事業となれば、さらにいいなという意見もありました。

今、新規ビジネス支援事業で、最もうまくいっている事業の一つは、佐須奈の主に高齢者支援を地域の方で担っている「よっていかんねえ」だと私は思っています。次は子育て世代を支援する事業での成功に向けて、私も微力ながら協力したいと思いますので、よろしくお願いします。

これまでのお母さん方の御意見・御要望について、何かございましたら。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 子育て支援を実際今そこに直面してあるお母さん方とのアンケートとか、ヒヤリングのお話を聞きました。正直言いますと、私も3カ月ほど前でしたか、上対馬のほうの子育て支援の方たち、七、八人と2時間ほど、あそこの社会福祉協議会の会議室でというか、フロアで座り込んで話をしたことを今思い出しました。

やはり、地域に根ざした脇本議員のほうが細かな話を聞いてあるなというふうに思っていて、私は専ら表層的な部分で、2時間でしたけども、終わったのかなというふうに、今、反省をしているところであります。そういう意味におきまして、もっと、子育て支援制度の啓蒙ということが窓口でもされてないということ。早速、新年度からでも取り組めることだと思いますし、そして、そのことが子育て世代にとって、安心感を与えるようなことであれば、これはすぐに取り組みたいと思っております。しかし、逆に、そのような声を拾うことができなかった私ども職員。実は彼女らと、その方たちと重複してるかどうか、ちょっとわかりませんが、同じ世代ですから、そういう方たちとワークショップを職員は開いて、ずっとおります。そういう中で、そのようなお話が上がってきてないのではないかと思えますね。現時点においてはですね。そのような生の声を拾い出しができないという行政というのは、ある意味、意味がないなと、今、すごい無力感を私は感じております。もっと、私どもが彼女らの話というものの考え方というものに耳を傾けて

いく姿勢を持たないといけないなというふうに今感じておるところでございます。

もう1点目、大きなお話でございましたけども、江尻橋のお話でございました。鉄板を敷いてるんだよという話。私も、そういう認識はございませんでしたけども、それについては、今後の橋を渡ってから向こう側のさまざまな計画というものを照らし合わせながら、現状でよいのかどうかということをしかりと調査をしたいというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） お母さん方からの情報の収集の仕方についてなんですが、私もまだインターネットのフェイスブックを始めたのが7月ですので、十分に使いこなせてるとは言えないんですが、おもしろい機能も御存じのようにあります。皆さんに広く知らせる部分と、それから1対1でやるやり方。それから、四、五人だけが見て、リアルタイムに会話ができる方法。私は、その一番最後の3番目の形を今回1回やらせていただきました。大体、イメージは湧きましかね、市長。今の。これだとお母さん方もやはり忙しいですので、同じ時間帯に話を聞こうとしても、四、五人集まってもらうのは、こちらも気の毒ですし、それだと、ぱあっと打った後、しばらく何か仕事をしといて、ほかの人がこういう提案をした、こういう回答をしたというのを見た後、また時間を置いてでもできます。単に会話しているよりも、文章として残っているの、そして、ほかの人にもあまり知られることは、まずないので、そういうやり方もあるかと思えます。これは子育て世代のお母さん方だけではなくて、今から、そういう形で、職員の近い人たちに声をかけて、ちょっと、こういう施策を今考えてるんだけど、どう思うかなという形で取り上げていくのには、いい方法じゃないかなというのを今回感じさせられました。

先ほどタブレット端末を議員に配るとすることも検討してみようという話が出ましたけど、議員もこういう形であれば、私は今回インターネットを使ったとはいえ、比田勝近隣の方の御意見しか承れなくて、どうしても、比田勝地区のことに偏った質問になってしまって、恐縮だなとは思ってるんですが、市内全体の意見も聞いていけるんじゃないかな。それどころか、違う方法であれば、同じような悩みを持った自治体からも、そういう、僕のところはこういうことでうまく行ってるよというような意見も聞かせていただけるかもしれません。やはり、少ない情報よりも、多くの情報を整理しながら政策に生かしていく方向をこれからも考えていただきたいというふうに思います。

それでは3番目、小さい3番目ですね。ただ、人口、子供を産むことによってふやすという形ではなくて、社会的増加ですよ。これについて、具体的な取り組みを2点、ちょっと提案しておきます。

一つは、この前も話したんですが、対馬に残りたいという子供に目標を示すことが大事だと思うんです。対馬の子供たちの中には、大人になったら何とかになりたいという職業ではなくて、

大人になっても対馬に残り仕事がしたいと心の中では思っている子供たちがたくさんいると思います。以前も提案しましたが、こんな勉強をしたら、対馬で働くことにつながりやすいよというような目標を示してあげることが大事だと思います。子供が減り、教員採用は厳しさを増すばかりです。教員志望の人たちにとっては難しいと思います。病院関係者から、いろんな資料をいただきました。看護師不足と言いながら、給与や産休育休制度とやはり本土の病院と比較すると劣っているようです。本土並みか、それ以上の待遇を今の企業団病院がするだけではなくて、市単独で支援するという形で、それがまた医療の充実にもつながっていくと思うんですが、なかなか難しいと思いますが、検討することはできないのでしょうか。

対馬高校韓国語コースの生徒がいずれは韓国の大学に行って、対馬で働ける環境等を整備するなど、いわゆる企業誘致ができなくても、優秀で郷土愛あふれる子供たちが大人になって、対馬で生活できる夢を描けるようなことに努めてほしいと思います。

また、この一番最後にあるように、御協力いただいたお母さん方がおっしゃってました。女性の働く職場づくり。これが、男性の職場づくりも大切ですが、もっと大事なんじゃないか。女性を島に残し、女性の帰島を促し、ひいては男性が島に残ろうという意欲につながると思います。

最後、もう一つ、社会的増加についてですが、現代の屯田兵制度事業、これを防衛省に働きかけること。グリーンアイランド構想というのをつくられてる方がいらっしゃいます。この事業は、松原元政策官に提案されていたんですが、財部市長のところにも届いてるかと思います。財部市長も数カ月前に、ケーブルテレビで同様の考えを説明されているのをお聞きしました。定年が比較的早い自衛官を退官後に予備自衛官として、対馬に受け入れ、訓練と対馬の課題解決につながる仕事をしていただき、経費の大方は国の予算またはその働いたお金で生活していただくという構想です。当時の久間防衛庁長官時代に、このメンバーの方が直談判された際には、大変興味を示されてくださったようです。国境離島新法に盛り込む検討事項として、調査研究し、実現に向けて取り組んでいただくことを要望します。

以上、何かございますでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 残りたい子に、やはり目標を与えることが必要なんではないかというお話がございました。目標というのが、あまりにも、私、今までの私どもの反省として、なりたい職業とか、したい仕事とかいうものの選択肢が狭いんじゃないかなというふうに思ってます。この対馬でやれることがもっともっと本当はあるんじゃないかなというふうに思っておりますが、ところが、だからといって、私が、こういうことがあるよって提案はできないんですけど。対馬から今出て行って、向こうで、私どもが想像しないお仕事を、初めて聞くようなお仕事をされるケースがあります。これらの人を実は今回教育委員会のほうでもお呼びをするというふうな予

定を立てております。子供たちが初めて聞くような仕事内容。それによって、子供たちの将来の方向とか、可能性とかいうものを見開いてもらいたいなと思ってます。私も、この仕事がいいよとか言うのは、とてもまだ言えるような状況じゃないですが、そういうふうな仕事をされてる先輩方々がいらっしゃいます。そのようなものを子供たちに、これから先、提供をしていくことが対馬の可能性を広げることでもあろうというふうな思いで、今回取り組まさせていただきますと思ってます。

また、屯田兵のお話がありました。私は屯田兵という話、表現ではなく、この議会で、退役された自衛隊の方たちをこの島に置いて、労働力が足りない部分をまず補完してもらうことを考えたいという思いで、当時の折木統合幕僚長のところに行って、お話をさせていただいた経緯もごさいます。そのとき、折木統合幕僚長も興味を持っていただきました。今、折木さんも防衛省の顧問に就任をされておられますので、1回退官されておられましたけども、顧問に戻って来られましたので、再度、以前の話蒸し返しますがということで、お話をするのもいいなというふうに思っておりますし、国境離島の特別措置法の中にそういうのを盛り込めないかということでの相談をすることは一向に問題ないと思っております。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） まず、子供たちにこういう仕事をしたら、対馬に残れるという目標を示すことは難しい。それはそうだと思います。私たちも、私も大学卒業するときは金融が花形でした。で、途中、リーマンショック等があったり、その前の前の段階の方々であれば、例えば、造船が花形であったのが下火になってきたりということで、何がこの先いい職業になってくかということは難しい、読むことは難しいとは思いますが。ただ、私が言いたいのは、今、この対馬でかじを取ってらっしゃる市長ですから、こういう島にしていきたいんだ。こういう島にするためには、こういう人材が必要なんだと。そのためには、こういう勉強をしてきたら残れる可能性が高いというようなこと、職業は示すという形ではなくとも、施策、こういう島にしていきたい。こういう人材が必要になってくるということをお示しすることは可能かと思えます。そういう方々が育ってくるまでに、やはり、生き残るためには、生き延びとかなければいけません。そのために、午前中阿比留議員がおっしゃられたように、人材のアウトソーシングという言い方をされてましたけども、外の血を入れると。それで中の活性化も図っていくということ。出張先でいろいろな取り組み、離島とか、地方の取り組みを見てきましたけど、やはり、営業力のある人材を公募で募集しているところが伸びてるんじゃないかなと。私の私見ですが。今、いらっしゃる5人の協働隊員、それぞれ一所懸命活躍していただいて、私も高く評価しています。ただ、彼女たち、彼らに、やはり、営業というのは経験が必要です。経験を十分積んだ40代半ば、そのくらいの人をぜひですね、15万の給料で、18万やったかな、では、なかなか来ないと思

ます。それに上乗せできるのであれば、そういう形でヘッドハンティングという形も考えていかれたらどうでしょうか。やはり、今話題の武雄のフェイスブックの通信販売、そういうのも、そういう方を雇っていらっしゃいました。ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 答弁、答弁は（発言する者あり）ないですか、時間ありませんが。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 要望でいいです。

○議長（作元 義文君） はい。わかりました。

これで脇本君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

午後2時53分散会

議事日程(第4号)

平成24年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第92号 平成24年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第106号 対馬市暴力団排除条例
- 日程第3 議案第107号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第108号 対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第110号 和解について(航送船施設にかかる車両通過料)
- 日程第6 議案第111号 和解について(航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料)
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査(発議第8号対馬市アユ保護条例について)
- 日程第8 請願第3号 対馬市比田勝港・博多港間高速船(2時間)就航請願書
- 日程第9 議案第112号 財産取得契約の締結について
- 日程第10 議案第113号 市有地明け渡し・妨害排除等請求に伴う民事訴訟について
- 日程第11 発委第3号 対馬市議会会議規則
- 日程第12 発委第4号 対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 発委第5号 対馬市議会政務活動費の交付に関する条例
- 日程第14 発委第6号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 発委第7号 国境離島特別措置法(仮称)の制定に関する意見書
- 日程第16 発議第9号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書
- 日程第17 発議第10号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書
- 日程第18 発議第11号 「建設工事等の入札参加制限について」に関する決議
- 追加日程第1 発議第12号 対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第92号 平成24年度対馬市一般会計補正予算(第5号)

- 日程第2 議案第106号 対馬市暴力団排除条例
- 日程第3 議案第107号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第108号 対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第110号 和解について（航送船施設にかかる車両通過料）
- 日程第6 議案第111号 和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査（発議第8号対馬市アユ保護条例について）
- 日程第8 請願第3号 対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書
- 日程第9 議案第112号 財産取得契約の締結について
- 日程第10 議案第113号 市有地明け渡し・妨害排除等請求に伴う民事訴訟について
- 日程第11 発委第3号 対馬市議会会議規則
- 日程第12 発委第4号 対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 発委第5号 対馬市議会政務活動費の交付に関する条例
- 日程第14 発委第6号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 発委第7号 国境離島特別措置法（仮称）の制定に関する意見書
- 日程第16 発議第9号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書
- 日程第17 発議第10号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書
- 日程第18 発議第11号 「建設工事等の入札参加制限について」に関する決議
- 追加日程第1 発議第12号 対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書

出席議員（20名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 涇上 清君 | 2番 脇本 啓喜君 |
| 3番 黒田 昭雄君 | 4番 小田 昭人君 |
| 5番 長 信義君 | 6番 山本 輝昭君 |
| 7番 松本 曆幸君 | 9番 齋藤 久光君 |
| 10番 堀江 政武君 | 11番 小宮 教義君 |
| 12番 阿比留光雄君 | 13番 三山 幸男君 |
| 14番 初村 久藏君 | 16番 糸瀬 一彦君 |
| 17番 大浦 孝司君 | 18番 小川 廣康君 |

19番 大部 初幸君

20番 兵頭 栄君

21番 島居 邦嗣君

22番 作元 義文君

欠席議員（1名）

8番 阿比留梅仁君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 局長 | 橘 清治君 | 次長 | 神宮 満也君 |
| 課長補佐 | 國分 幸和君 | 主任 | 金丸 隆博君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|--------|
| 市長 | 財部 能成君 |
| 副市長 | 高屋 雅生君 |
| 教育長 | 梅野 正博君 |
| 地域再生推進本部長 | 平間 壽郎君 |
| 観光物産推進本部長 | 本石健一郎君 |
| 総務部長 | 平山 秀樹君 |
| 政策監 | 桐谷 雅宣君 |
| 総務課長 | 豊田 充君 |
| 市民生活部長 | 長郷 泰二君 |
| 福祉保健部長 | 多田 満國君 |
| 農林水産部長 | 比田勝尚喜君 |
| 建設部長 | 堀 義喜君 |
| 水道局長 | 阿比留 誠君 |
| 教育部長 | 大石 邦一君 |
| 美津島地域活性化センター部長 | 主藤 繁明君 |
| 豊玉地域活性化センター部長 | 梅野 泉君 |
| 峰地域活性化センター部長 | 志田 博俊君 |
| 上県地域活性化センター部長 | 永留 秋廣君 |
| 上対馬地域活性化センター部長 | 川本 治源君 |

消防長 竹中 英文君
会計管理者 長久 敏一君
監査委員事務局長 橘 英次君
農業委員会事務局長 春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留梅仁君より、欠席の届出が
あっております。

これから、お手元に配付しております議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第92号

日程第2. 議案第106号

日程第3. 議案第107号

日程第4. 議案第108号

日程第5. 議案第110号

日程第6. 議案第111号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第
5号）から日程第6、議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過
料）までの6件を一括議題とします。

議案第92号は、各常任委員会に分割付託、議案第106号は、総務文教常任委員会、議案第
107号は、厚生常任委員会、議案第108号から111号の3件は、産業建設常任委員会に付
託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告を行います。

平成24年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託
されました議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は、所管委員
会に係る歳入、歳出は、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、
13款諸支出金。

議案第106号、対馬市暴力団排除条例の2議案について、その審査の経過と結果を、同規則
第103条の規定により報告いたします。

当委員会は12月7日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、
担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る主な歳入について、10款地方交付税は普通交付税10億1,261万1,000円の追加であります。これにより、本年度の普通交付税交付決定額157億8,220万3,000円に対し、予算額は155億6,214万2,000円になります。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金166万9,000円の補正は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金として、対馬北部観光地景観整備事業の事業変更による追加、20款諸収入5項雑入のうち45万円の補正は、地域活性化支援事業補助金としてアナゴ消費拡大推進事業への市町振興助成金の追加、21款市債1目総務債は、過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債830万円の追加、5目商工債は、地元産品消費奨励金の減に伴う企業誘致奨励事業債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料のうち、議会音声継システム整備業務委託料391万7,000円の補正は、議会の本会議の状況を職員間で共有することにより、行政と議会との情報連携を図り、職員が議会の臨場感、進行状況を把握することで、議会への迅速な対応をしたいとのことであります。

5目財産管理費15節工事請負費3,743万8,000円の補正は、旧厳原中学校教員住宅2棟と旧豊玉南小学校教員住宅1棟の解体工事費428万円、仮称ではありますが、消防署豆殿分遣所建設に伴う老朽化した旧豆殿小学校校舎及び体育館解体工事費3,270万円などです。

17節公有財産購入費280万円の補正は、市役所本庁舎の駐車場不足を補うため、駐車場用地を取得することを目的に国有地と市有地の交換にかかわる評価額の差額分であり、場所は、国有地が厳原町今屋敷のベルフォーレ横、市有地は現在海上保安部に賃借中の上対馬町比田勝の用地であります。

7目企画費15節工事請負費5,019万円の減額補正は、風力発電施設の解体工事費で、風力発電施設を民間事業者売却処分したことにより不要となったものであります。また、23節償還金、利子及び割引料3,839万円の補正は、風力発電施設を廃止したことにより、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構——通称NEDOであります——への補助金返還金であります。

9目国際交流費24節投資及び出資金200万円の増額補正は、公益法人制度の改正によるもので、現在、財団法人対馬国際交流協会は、出資金として100万円を保有していますが、新公益法人制度による一般財団移行に伴う拠出財産として300万円が最低拠出金額であり、このことに対応するための出資金であります。

9款消防費1項消防費3目消防施設費13節委託料930万円の補正は、厳原町豆殿地区に消防分遣所を建設することに伴う設計委託料であります。

10款教育費1項教育総務費3目教職員住宅管理費937万1,000円の増額補正は、教職員住宅の給湯施設改修20棟、トイレ改修22棟に要する修繕料の追加。2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費2,520万円は比田勝小学校改修工事に伴う経費。3項中学校費1目学校管理費15節工事請負費1,688万7,000円の補正は、平成25年度に雞知中学校が今里中学校と統合することに伴い新1年生が71名となる予定であり、現在の2学級が3学級になるため普通教室を確保する経費などであります。5項社会教育費3目文化財保護費19節負担金、補助及び交付金438万7,000円の増額補正は、さきの文化財盗難事件を教訓に有形文化財の防犯対策を講じるため、市内に点在する有形文化財——美術工芸品を含みますが——を所有、保管する施設へ防犯設備設置費を補助するものであります。

12款公債費3億円の補正は、市中銀行への縁故債の繰上償還金であります。

議案第106号、対馬市暴力団排除条例については、長崎県において昨年12月に「暴力団の排除に関する条例」が制定され、本年4月1日から施行されております。

本市においても、市民の安全、安心な暮らしを守るため、市民、行政、警察機関をはじめとする関係機関が一丸となり、暴力団排除の意思を明確に示す必要があることから、本条例を制定しようとするものであります。

本条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況を鑑み、暴力団の排除に関し基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

本条例において、市民等の役割、訴訟の支援、暴力団に対する公共施設の使用の制限、少年に対する教育、暴力団の威力の利用の禁止、暴力団への利益供与の禁止などを規定しております。

また、第19条では条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に規則や要綱で定めることができる旨を規定していますが、本条例制定後に「対馬市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱」を制定するとのことでもあります。

附則で、条例の施行日を平成25年1月1日としております。

なお、長崎県内の全市町の状況は、既に制定済みは16市町で、本市を含む未制定の5市町においても、本年の12月定例会で提案を予定しているとのことであり、県内全ての市町で本条例が制定される見込みであります。

以上、本委員会に付託されました議案第92号及び議案第106号については、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（6番 山本 輝昭君） おはようございます。厚生常任委員会審査報告を行います。

平成24年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費、議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定についての2議案であります。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月7日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、阿比留梅仁委員及び糸瀬委員は欠席でしたが、市長部局より担当部長並びに担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入の主なものは、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金で1億8,897万5,000円の増、1節社会福祉費負担金は、障害福祉サービス、療養介護医療費等で6,859万9,000円の増、4節生活保護費負担金は、医療扶助等の増加により6,104万3,000円の増、また「子どものための手当」が再び「児童手当」に制度改正になったことにより、節において組み替えが行われております。15款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金で932万9,000円の減は、「子どものための手当」の制度改正による県費負担金の減によるもので、2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金は、福祉医療費補助金の追加等で275万9,000円の増。3節児童福祉費補助金は616万1,000円の減で、児童環境づくり基盤整備事業補助金の廃止が主なものです。

次に、歳出の主なものは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会の人事異動による人件費分に対する運営補助金369万8,000円、20節扶助費で、障害者福祉サービス事業等に1億4,097万7,000円それぞれ追加され、4目国民健康保険費は28節繰出金で、一般会計から国民健康保険特別会計へ3億9,692万9,000円の繰出金が追加され、5目老人福祉費では28節繰出金で、介護保険、後期高齢者医療及び特別養護老人ホームの各特別会計への繰出金が4,088万4,000円の減額であります。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、県の「安心子ども基金」を財源とした児童虐待防止対策経費等115万5,000円の追加、2目児童福祉施設費は、旧豆駈へき地保育所跡地に仮称消防署豆駈分遣所の整備が計画されていることから、早急に旧保育所を解体する必要があり、債務負担行為において、建物リース期間を平成16年度から平成25年度までの10年間としておりました期間を平成24年度に変更するため、14節使用料及び賃借料に、平成25年度分の建物リース料328万7,000円を追加し、15節工事請負費に、旧豆駈へき地保育所解体工

事、へき地保育所維持補修工事等1,046万3,000円が追加され、19節負担金、補助及び交付金では、保育所運営費負担金等1,158万6,000円の追加であります。4目母子福祉費は、福祉医療費の支出見込みの増等により578万5,000円の追加、3項生活保護費は、医療扶助費等の増により8,359万3,000円の追加であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、対馬いづはら病院及び中対馬病院の跡利用検討委員会の報酬、費用弁償として43万4,000円の追加、28節繰出金では、診療所特別会計に642万4,000円の追加、2目予防費は、11節需用費に、集団で実施する不活化ポリオワクチン代265万3,000円の追加、13節委託料では、予防接種委託事業440万1,000円の減であります。4目環境衛生費は、斎場「つつじの苑」の修繕料等174万7,000円の追加、2項清掃費1目清掃総務費は、職員人件費並びに一般廃棄物処理基本計画変更検討委員会の報償費、費用弁償等539万7,000円の追加、2目塵芥処理費は、13節委託料に本年度末で閉鎖予定の久田最終処分場適正閉鎖支援業務委託料367万8,000円を追加、3目し尿処理費は、燃料費及び光熱水費等732万4,000円の追加であります。

次に、議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定については、地域住民の研修、集会等、地域住民福祉増進のため、地区ごとに公の施設が設置され、多くの施設が地元地区や漁協、社会福祉法人等を指定管理者として指定しております。

今回、指定管理を行う施設は、上県町「佐護住民センター」であります。当施設は1階を診療所及び歯科診療所として北福祉保健センターが管理し、2階は地域住民のコミュニティや福祉増進施設として、上県地域活性化センターが管理しております。

施設としては、共用部分もなく玄関も別であることから、2階部分を他の施設と同様に地域住民等が利用しやすい地域密着型施設として、「対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例」の規定により、佐護区を指定管理者として指定するものです。

なお、審査の過程において、旧豆殿へき地保育所解体工事について、平成25年度分のリース料を本年度支払うことにより、建物は対馬市に所有権が移転することとされております。建物はまだ利用可能な状態であることから、競売等により売却処分し、解体費用の縮減に取り組むとのことありますので、委員会として、速やかな取り組みを要望しております。

以上、議案第92号及び議案第107号については、慎重に審査を行った結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（19番 大部 初幸君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

平成24年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付

託されました案件は、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費。議案第108号、対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について、議案第110号、和解について（航送船施設にかかる車両通過料）、議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）、発議第8号、対馬市アユ保護条例についての5議案であります。その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成24年12月7日に豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、質疑、意見等があった主なものについて報告をいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費12節役務費の手数料98万6,000円のうち60万円の追加は、有害鳥獣対策関係予算で、レザークラフトで島おこし事業のイノシシ、シカの原皮買取及びなめし手数料75枚分であります。当初予算を含め、今年度は125枚を予定しており、既に買い取りを始めているということです。平成23年度に携帯ストラップ、名刺入れ、ブックカバー等是一部既に納入をしており、今後は平成26年度ごろからの本格的な事業展開を検討しているということですが、委員からは、協働隊の期間が限られている中で、もっとスピード感をもって事業を進めてほしい等の意見がありました。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金のうち、中山間地域等直接支払推進事業補助金の621万6,000円の追加は、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保、農業生産条件の不利を解消するため、中山間地域において5年以上農業を続けることを約束した農業者に対し交付金を直接交付するもので、今年度新たに4地区を認定し、現在16地区316名を対象として事業を実施しております。当初は、傾斜地を対象とした事業でしたが、長崎県では平成23年度から離島の平地も対象となり、当初の共同作業のみでなく、農地所有者に対しても交付されるということです。

7款商工費1項商工費2目商工振興費19節負担金、補助及び交付金の、しま共通地域通貨発行事業負担金485万3,000円に関連して、委員からは、対馬に観光客を呼び込み、対馬でしま共通地域通貨（商品券）を利用してもらうための具体的な考え、方法等について質疑があり、市としては、韓国から約15万人の観光客が訪れているという他の島との違いを生かし、韓国人観光客に売り込んでいきたい。そのために韓国のソウルにおいて、事前の説明会等も計画をしているとのことでした。また、国内からの観光客を呼び込むために、旅行業者が取り扱う観光商品に対しても商品券が利用できるようにするなど、対馬に来てもらうための方策を早急に検討していただきたいなどの意見がありました。

3目観光費13節委託料の、アンテナショップ開設検討業務委託料200万円については、開設予定地のみを対象としたマーケティング調査等による評価だけではなく、他地域での調査結果と比較した上での評価を行うなど、納得できる調査結果となるようお願いしたいなどの意見がありました。

8款土木費2項道路橋りょう費5億8,976万8,000円の減は、3目道路新設改良費13節委託料で、市道尾浦浅藻線道路改良事業等の設計、測量調査等委託料3,384万2,000円の追加、15節工事請負費で、市道改良工事費5億9,057万円の減額が主なもので、これは市道改良5路線の事業費において、大震災の復興予算の関係で予定どおりの国費配分とならず、最終的に約3億5,000万円の事業費決定となり、今回減額補正するものであります。6項住宅費4,507万円の追加は、23節償還金、利子及び割引料で、市営住宅使用料の過大徴収による還付金4,358万1,000円が主なものであります。

次に、議案第108号、対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定についてですが、本施設そば道場「あがたの里」は、対州そばによる地域おこしを目的として、平成8年7月に上県町佐須奈に整備され、現在、対馬市農業振興公社に管理運営を委託しております。対馬市農業振興公社では、年間を通して安定したそば粉を確保するとともに、遊休農地の解消事業に取り組みながら対州そばの作付を実施しており、今後も引き続き、生産から販売までを担う「あがたの里」を運営することは、対馬の農業振興につながるものであることから、関係条例による公募によらない候補者の選定等により、財団法人対馬市農業振興公社を指定管理として選定するものであります。

なお、指定管理期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。

次に議案第110号、和解について（航送船施設にかかる車両通過料）は、車両通過料の適用誤りによる徴収不足額の取り扱いについて、九州郵船株式会社と協議が整い、対馬市に対し和解金として24万4,269円の支払い義務があることを認めるなど、その他和解要旨に基づき和解しようとするものであります。

議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）は、岸壁を使用し車両の積みおろしを行っている2社と対馬市が、就航当時から徴収業務委託契約を締結しておらず、利用者個人から車両通過料を徴収していなかったことによる徴収漏れと、航送船施設の適用誤りによる徴収不足額の取り扱いについて、長崎県と協議が整い、対馬市が長崎県に対し和解金として44万6,550円の支払い義務があることを認めるなど、その他和解要旨に基づき和解しようとするものであります。

総括として、今回の住宅料の過大徴収、車両通過料の適用誤り及び徴収漏れなどの問題につい

ては、関係者、職員間の協議、確認が不十分であったこと、またチェック体制の欠如などが原因として考えられます。このような問題は、市に損害を与えるだけではなく、行政に対する市民の信用を失いかねる事案であります。今後は、二度とこのような事案が発生しないよう、他部署においてもチェック機能を強化し、引き継ぎを徹底するなどして、再発防止に努めるようお願いをいたします。

以上、本委員会に付託されました議案第92号、議案第108号、議案第110号及び議案第111号の4議案につきましては、慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に発議第8号、対馬市アユ保護条例についてですが、生物多様性の確保、河川環境の保全という観点では、提案理由の趣旨は概ね理解できるものの、「アユ」に限定する必要性、関係法令との整合性、また制定後に及ぼす影響など、不明瞭な部分が多く、委員会としても慎重に審査をした上で結論を出してもよいのではないかとの意見から、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから、各委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 総務委員長にまずお尋ねします。

3ページの公有財産購入費、駐車場不足を補うためということですが、これは来庁者それから及び職員の駐車場等ということだと思いますが、かねてから問題になってる大型観光バスの駐車場の確保等も必要であろうと思えますし、それから先般、五島市のほうでは職員駐車場の有料化も検討するということが新聞等で出ておりました。その点についての質問がなかったのか、お聞きいたします。

それからもう一点、厚生常任委員長のほうにお尋ねいたします。

同じく3ページ、4目国民健康保険費28節繰出金で、一般会計から国民健康保険特別会計へ3億9,692万9,000円の繰り出しが出ておりますが、これは概算で結構ですが、市民にこの繰り入れがなかった場合、どのくらいの保険料負担が上乘せされるのか、お教えいただきたいと思えます。また、毎年この程度の繰出金がこれから必要となってくるのか、増大するとすればどのくらいになってくるのか等の質疑が行われていましたらご回答をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） 2番議員の質問にお答えいたします。

2点ほどだったと思いますが、まず大型車両の確保の件でございますけれども、この問題につき

ましては、今回の補正予算で上がっておる駐車場の確保は、あくまでも職員の車の駐車場ということで、以前借りておりました駐車場が、一応もうそれは諸般の事情によりもう駐車場の契約は結んでおりません。そういったことで、駐車場が足りないということで、今回、国有地と先ほどお話をしましたように比田勝の市有地を交換をして、ベルフォーレ横に職員の駐車場を確保するというのでありますので、大型駐車場は今回は審査をいたしておりません。

それから、五島市の例を挙げられました職員駐車場の有料化の問題でありますけども、この件につきましても審査をいたしておりません。

以上です。

○議長（作元 義文君） 厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（6番 山本 輝昭君） 1点目の、今回の一般会計からの繰り入れによって、各世帯の保険税にどれぐらいの負担減になるのかの御質問ですが、各世帯ごとの減額については質疑はあつておりません。

御存じのように、普通税におきましても税が徴収が困難な中で、保険税についても厳しい状況です、税収については。その中で、これ以上の負担を一般被保険者から徴収するということは厳しい状況だと、現下の状況では。そういうことから、一般会計からあえて今回は大型の繰り入れが行われております。

もう一点、毎年行うかというのは、これはわかりません。医療費の動向あるいは減によれば、そういった繰り入れをする必要ないのかもわかりませんが、ただ、今言えるのは、基金ももうわずかになっております。ですから、その基金を今持っておる基金では、多分来年も厳しい状況ではなかろうかという判断をしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） はい、いいですか。はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

これから各案ごとに討論、採決を行います。議案第92号、平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから起立によって採決をします。本件に対する各常任委員長の報告はいずれも可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。議案第92号は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第106号、対馬市暴力団排除条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決をします。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第107号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第108号、対馬市農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第110号、和解について（航送船施設にかかる車両通過料）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

議案第111号、和解について（航送船施設及び岸壁にかかる車両通過料）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第7. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（作元 義文君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査（発議第8号 対馬市アユ保護条例について）を議題とします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8. 請願第3号

○議長（作元 義文君） 日程第8、請願第3号、対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書を議題とします。

本件は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） 総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

平成24年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました請願第3号、対馬市比田勝港・博多港間高速船（2時間）就航請願書について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は12月7日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、本案について慎重に審査をいたしました。

本件は、対馬北部の玄関口であります比田勝港から博多港へは、フェリー「げんかい」（675トン、建造30年）が、1日1往復だけの就航であり、北部対馬の交通格差の緩和、対馬島の縦断観光、経済の活性化のためにも比田勝港・博多港間の高速船（2時間）就航をお願いしたいとの請願であります。

北部地域では、一時期、巖原港・壱岐を經由して博多港までのジェットフォイル便が運行されておりましたが、実質的には廃止状態となりました。冠婚葬祭や就学、高度医療の受診など、本土へ渡るための島内移動にも高額な費用が必要であり、経済的、時間的にも大きな負担となっており、比田勝港・博多港間の高速船就航を強く望まれております。

以上のとおり、本請願の趣旨は十分に理解できるものであり、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） はい。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。請願第3号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択されました。

日程第9. 議案第112号

○議長（作元 義文君） 日程第9、議案第112号、財産取得契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） ただいま議題となりました、議案第112号、財産取得契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成25年度から今里中学校が雑知中学校へ統合することに伴うスクールバス取得契約の締結でございます。

別紙、入札結果一覧表のとおり、11月20日、4社による指名競争入札を実施いたしました結果、対馬交通株式会社、代表取締役日高昊氏が落札されましたので、契約金額2,383万3,950円で契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認め、委員会への付託は省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。開会を11時10分から行います。

午前10時53分休憩

午前11時09分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第10. 議案第113号

○議長（作元 義文君） 日程第10、議案第113号、市有地明け渡し・妨害排除等請求に伴う民事訴訟についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。峰地域活性化センター部長、志田博俊君。

○峰地域活性化センター部長（志田 博俊君） ただいま議題となりました、議案第113号、市有地明け渡し・妨害排除等請求に伴う民事訴訟についての提案理由を御説明申し上げます。

本案件の所在の土地、三根字中原994番1につきましては、昭和38年度の旧三根小学校の校舎改築に伴い校地拡張を目的に取得したものであり、昭和58年の学校閉校まで学校用地として問題なく利用管理し、校舎解体後、現在遊休地の状態でございますが、平成2年度、国土調査法に基づく地籍調査の結果、別紙参考資料のとおり、994番2など15筆が合筆され、現在994番1となっております。

ところが、相手方がこの土地の一部に相続権のある三根字ヨケジ986番3の土地が存在する旨の主張をし、平成9年頃から車両を放置しており、これまで撤去のお願いをしてきたところでございますが従っていただけず、現在まで進展していない状況にあります。

なお、三根字ヨケジ986番3についても昭和38年に購入し、昭和47年に学校用地として所有権移転登記を完了したものであり、その後、昭和53年に旧峰町から三根川の河川敷として長崎県に所有権移転登記がなされております。

以上のような状況により、協議での解決は困難な状況でありまして、相手方に対し、訴訟の提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願

いたします。

○議長（作元 義文君） はい。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認め、委員会への付託は省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決することに決定しました。

日程第 1 1. 発委第 3 号

日程第 1 2. 発委第 4 号

日程第 1 3. 発委第 5 号

日程第 1 4. 発委第 6 号

○議長（作元 義文君） 日程第 1 1、発委第 3 号、対馬市議会会議規則から、日程第 1 4、発委第 6 号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの 4 件を一括議題とします。

4 件は、議会運営委員会の提出議案でありますので、委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、初村久藏君。

○議員（14 番 初村 久藏君） ただいま議題となりました、発委第 3 号、対馬市議会会議規則、発委第 4 号、対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例、発委第 5 号、対馬市議会政務活動費の交付に関する条例及び発委第 6 号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

発委第 3 号、対馬市議会会議規則は、9 月 5 日交付の地方自治法の一部を改正する法律により、議会運営に関して、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致ができることとなったことから、公聴会の開催に関する手続き及び会議への参考人の招致等に関する条文を会議規則第 7 8 条から第 8 4 条に挿入するものであります。

また、この改正にあわせて、全国市議会議長会が示す標準会議規則に準拠するために、規則全般にわたり字句等の修正を全部改正により行うものであります。

それでは発委案を読み上げます。

発委第3号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。議会運営委員会委員長初村久藏。

対馬市議会会議規則について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

対馬市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）の全部を改正する。各条文の朗読は省略いたします。改正部分については、配付の新旧対照表を御参照ください。

附則、この規則は公布の日から施行する。ただし、第105条第2項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の改正規定及び第109条の2を削る改正規定の施行の日から施行する。

次に、発委第4号、対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の一部改正は地方自治法の一部改正により、議会運営に関して、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等、法律で定めていた事項が条例に委任されたことと、さきの9月定例会において、対馬市議会議員定数条例の改正により、次の一般選挙から議員定数が1名減となることに伴い、総務文教常任委員会及び議会運営委員会並びに資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の委員定数削減等の改正を行うものであります。

また、今回の改正にあわせて、全国市議会議長会が示す標準委員会条例に準拠するために、字句等の一部改正を行うものであります。

それでは発委案を読み上げます。

発委第4号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。議会運営委員会委員長初村久藏。

対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例。

対馬市議会委員会条例（平成16年対馬市条例第237号）の一部を次のように改正する。改正条文の朗読は省略いたします。改正部分については、配付の新旧対照表を御参照ください。

附則、（施行の期日）、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の規定は、

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の改正規定の施行の日から施行する。

（委員定数に関する特例）、2、第2条に規定する総務文教常任委員会の委員定数及び第4条に規定する議会運営委員会の委員定数、並びに第7条に規定する資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の委員定数については、この条例の施行の日以降初めてその期日を告示される一般選挙後、初めて開会される議会から適用し、当該議会前における委員会の委員定数については、なお従前の例による。

次に、発委第5号、対馬市議会政務活動費の交付に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が政務活動費に、交付目的が議員の調査研究、その他の活動に資するために改められ、また政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するものであります。

それでは発委案を読み上げます。

発委第5号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。議会運営委員会委員長初村久藏。

対馬市議会政務活動費の交付に関する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

対馬市議会政務活動費の交付に関する条例。

条文の朗読は省略いたします。

附則、1、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項、第15項の改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定の施行の日から施行する。2、対馬市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年対馬市条例第42号）は、廃止する。3、この条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に、前項の規定により廃止前の対馬市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

次に、発委第6号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条文の一部改正は、市内における費用弁償の額を改正するもので、別表のうち、対馬市内、丙地の宿泊料の額を職員の旅費に準じて改正するものであります。また、別表備考第1項で定める甲地の定義を、政令指定都市から地方自治法で定める特別区と人口50万人以上の指定都市に

改めるものであります。

それでは発委案を読み上げます。

発委第6号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。議会運営委員会委員長初村久藏。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年対馬市条例第41号）の一部を次のように改正する。改正条文の朗読は省略いたします。改正部分については、配布の新旧対照表を御参照ください。

附則、この条例は、平成25年1月1日から施行する。

以上、発委第3号から発委第6号までの4件について、提案理由の説明を申し上げました。御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、4件は委員会への付託は省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。発委第3号、対馬市議会会議規則について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第3号は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第3号は原案のとおり、可決されました。

発委第4号、対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第4号は原案のとおり、決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第4号は原案のとおり、可決されました。

発委第5号、対馬市議会政務活動費の交付に関する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第5号は原案のとおり、決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第5号は原案のとおり、可決されました。

発委第6号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ
いて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第6号は原案のとおり、決定するこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第6号は原案のとおり、可決されました。

日程第15. 発委第7号

○議長（作元 義文君） 日程第15、発委第7号、国境離島特別措置法（仮称）の制定に関する
意見書を議題とします。

本件は、国境離島活性化対策特別委員会提出議案でありますので、委員長に趣旨説明を求めま
す。国境離島活性化対策特別委員長、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） ただいま議題となりました、発委第7号、国境離島特別措置法
（仮称）の制定に関する意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

本意見書は、本年6月に交付されました改正離島振興法の附則第6条で、国は速やかに我が国
の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に
重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基
づいて必要な措置を講ずるものとする規定しており、これに基づく特別措置法（国境離島特別
措置法（仮称））の早急な制定について、意見書を提出するものであります。

それでは発委を読み上げます。

発委第7号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。国境離島活性化対策特別
委員会委員長糸瀬一彦。

国境離島特別措置法（仮称）の制定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

国境離島特別措置法（仮称）の制定に関する意見書。

国境離島である「対馬」は、朝鮮海峡を隔て大陸に接し、我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全など国家的役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、島の経済を支える水産業をはじめとする第一次産業は、魚価の低迷と水揚げ量の減少に加えて燃油高騰がさらなる追い打ちとなり、深刻な経営不振に陥っています。さらに、公共事業の大幅な縮減等により、島内の雇用環境は極めて劣悪な状態となり、その結果、若年層を中心に人口流出に歯どめがかからず、著しい少子高齢化が進行している状況であります。

今後、さらに極度な人口減少が進行すれば、島に住民が居住することで担っている国境管理等の国家的役割が果たせなくなるとともに、豊かな自然環境や伝統文化までもが消滅し、島が担っているかけがえのない国民的役割も果たせなくなる恐れが高まっています。

今回の改正により、「離島活性化交付金」や「離島特区制度」の創設など盛り込まれた離島振興法においては、一定の評価と期待が寄せられるところではありますが、国境離島の隔絶性及び流通コストなど、自然的制約に由来する不利条件は、離島の自立的発展の阻害要因であり、離島地域の創意工夫、努力のみでは到底解決できない根本的な問題であります。

したがって、国境離島が我が国において、国土政策や国防政策といった役割を担っていることの特異性及び重要性に鑑み、他の離島の支援策よりさらに特化した強力な支援対策を講じる必要があります。

よって、改正離島振興法附則第6条の規定により、国境離島地域の問題解決や地域振興策を網羅した新たな「国境離島特別措置法（仮称）」の早期制定を要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年12月14日、長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。法務大臣様。外務大臣様。財務大臣様。国土交通大臣様。防衛大臣様。内閣官房長官様。

以上、御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。発委第7号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発委第7号は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第7号は原案のとおり、可決されました。

日程第16. 発議第9号

日程第17. 発議第10号

○議長（作元 義文君） 日程第16、発議第9号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書及び日程第17、発議第10号、地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書の2件を一括議題とします。

2件について趣旨説明を求めます。5番、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） ただいま一括議題となりました、発議第9号及び発議第10号について、説明申し上げます。

発議第9号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員長信義。賛成者、対馬市議会議員山本輝昭。賛成者同、大部初幸。

国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書について。

別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは意見書を朗読いたします。

国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書。

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。今、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧、復興に向けた取り組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっています。

そうした中、国や地方自治体の職員は、大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。今回の大震災では、各地域において国が果たすべき責任と役割や、公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。

長崎県においても、山地、丘陵、台地が県面積の8割を占め、その地理的、地形的要因から災害発生の危険性が高い地域です。過去には、諫早・長崎大水害、雲仙普賢岳の大規模火砕流などの大災害が発生しています。

加えて、近年ではゲリラ豪雨などの気象変動による災害リスクも高まっており、東日本大震災

に見られるように、まれな確率で発生する巨大災害も指摘されており、国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体になって国民・住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を発揮することです。

しかし、政府は「地域主権改革」を声高に主張し、1、国の義務づけ、枠づけの見直しと基礎自治体への権限移譲、2、地方交付金の一括交付金化、3、国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定しました。

この地域主権改革の名のもと、国の出先機関の整理統合、自治体に移譲することは、地方自治体に国の責任を押しつけ、国が直接責任を持つて行うことを放棄するものであり、国民・住民へ行政サービスの責任が果たせません。

国民・住民の生活を保障するための行政サービスの拡充に向け、以下の事項の実現を強く求めるものです。

記。

1、地方に犠牲を強いる拙速な「地域主権改革」は行わないこと。2、地域間格差が拡大する過剰な県・市町村への国の権限移譲は行わないこと。3、行政サービスの低下を招く、国の地方出先機関を統廃合しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日。長崎県対馬市議会。

提出先、内閣総理大臣様。総務大臣様。法務大臣様。財務大臣様。厚生労働大臣様。国土交通大臣様。経済産業大臣様。環境大臣様。長崎県知事様。

次に、発議第10号について、御説明申し上げます。

発議第10号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員長信義。賛成者、対馬市議会議員山本輝昭。賛成者同、大部初幸。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について。

別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは意見書を朗読いたします。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書。

森林は、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など、国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」をことし10月から導入したところであるが、その使い道は、地球温暖化対策の一つであるCO₂排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には、全く充てて

ことができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用、さらには木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

このようなことから、2013年度の政府予算編成において、下記事項の実現について強く要望する。

記。

1、地球温暖化対策を確実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけ、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講ずること。2、上記1の財源によって、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや、住宅分野における建築資材など、木材の利用によるCO₂排出抑制対策への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日。長崎県対馬市議会。

提出先、内閣総理大臣様。衆議院議長様。参議院議長様。財務大臣様。農林水産大臣様。経済産業大臣様。環境大臣様。

以上2件について、御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。発議第9号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

次に発議第10号、地域温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

日程第18. 発議第11号

○議長（作元 義文君） 日程第18、発議第11号、「建設工事等の入札参加制限について」に関する決議を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） ただいま議題となりました決議について、その提案理由の説明をさせていただきます。

この対馬の企業はどうですか、この地元の企業は。不況、不況で本当に苦しんでおります。特に公共事業に関係する企業——土木会社、建築会社、そして測量・設計などの企業は、倒産、廃業と連続しております。

そんな厳しい中、なぜよそ者の島外業者に仕事をやらなければいけないのか。一つでも二つでも、地元の仕事をしていただくのは当然のことでございます。今回は、その一段として、島外業者は年に一回だけしか市から受注ができないように入札参加制限を加えて、地元企業が少しでも多く仕事が取れるようにするものでございます。

では、その決議内容について、御説明をさせていただきます。

発議第11号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員小宮教義。賛成者、対馬市議会議員齋藤久光。賛成者同、三山幸男。賛成者同、大浦孝司。

「建設工事等の入札参加制限」に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

「建設工事等の入札参加制限について」に関する決議。

対馬市の公共事業は、第一次産業の水産業と同等以上に、今日の対馬経済を支えてきた事業の一つと言えます。近年、政治指導により全国的な公共事業の削減が漸次行われており、国境の離島たる対馬は、その影響は甚大である。島外に本店を置く企業は、対馬は単なる一事務所にすぎ

ないが、島内企業は島外に事業の活路を見出すことは、地理的な条件などから非常に難しいものと思われる。孤立した対馬島内の企業の減少傾向は、歯どめがかからずに加速的傾向にあると言わざるを得ない。

特に建設業等の関係事業者は、この5年間で著しく減少しており、今後の対馬の将来に大きな不安を残す要因ともなっている。国境という離島であるがゆえに、企業誘致については厳しいというよりも皆無に等しい状態である。

地元企業のために、今対馬市が早急に講じなければならない最大の政策は、現存する地元企業をいかに残すことができるか、地元企業の減少をいかに食い止めるか。すなわち、減少の加速度を遅らせることができるかにかかっていると言える。

今後、さらに島内での職がないために、島を離れる人が加速的に多くなるとされる。特に、若者の島外流出は深刻な問題である。

本来、公共事業とは何か。公共事業とは、地元企業の活性化のためにある。対馬の将来に可能性を残すため、活性化維持のために、公共事業などにおいて、地元企業が優先的に公共事業を受注できるようにすることが必要である。そのためには、島外業者の入札参加に制限を加えることが必要不可欠である。

よって、平成25年度からの対馬市の公共事業などは、下記の内容による「建設工事等の入札参加制限について」を強く求める。

記。

「建設工事等の入札参加制限について」。

一つ。平成25年においては、対馬市内本社以外の営業所について「入札参加制限」を次のとおり設ける。文中、建設工事とは、建設工事及び委託業務、調査、測量及び設計等の業務とする。入札参加制限期間について。

1項、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの入札執行通知による市発注工事等は、落札した時点からその契約工期の期日まで。ただし、契約工期内にあっても工事等の完成確認書により、目的物の引き渡しの通知をした場合、その日を契約期間の末日とする。

2項、平成25年4月1日以降の入札執行通知による市発注建設工事等は、落札した時点からその契約工期の終日まで。ただし、契約工期内にあっても工事等の完成確認書により、目的物の引き渡しの通知をした場合、その日を契約期間の末日とする。

3項、入札日時の早い順に開札し、落札業者または落札者が決定するので、その時点から上記の1項、2項に該当する期限入札参加資格を失う。

以上決議をする。

提出先、対馬市長財部能成様。

平成24年12月14日。対馬市議会。

この問題については、平成21年に請願書が出されております。ここにそのコピーがございますが、出されたのは平成21年の3月の議会です。約4年前の議会でございます。提出者は、社団法人長崎県建設業協会対馬支部、そして対馬建設業協同組合の連名で出されております。

その中の3つの項目の中に、2番目に、島内本社の指名をお願いをしたいというふうなことで、同年3月24日のこの本議会で可決をされております。

議員皆様も、この島内の方から選ばれた議員さんたちでございます。どうか、この対馬の地元の事業が仕事の一つでも二つでもできるように、御協力、御賛同をお願いいたします。

終わりです。

○議長（作元 義文君） 質疑を続行しますか。どうでしょうか。（発言する者あり）それでは続行します。

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立少数です。本件は否決されました。

しばらく休憩します。

午前11時59分休憩

午後0時02分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。追加議案の提出があります。

お諮りします。配付のとおり、発議第12号、対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第12号は日程に追加し、追加日程とし、議

題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第12号

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、発議第12号、対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） ただいま議題となりました、発議第12号について説明申し上げます。

発議第12号。平成24年12月14日。対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員長信義。賛成者、対馬市議会議員山本輝昭。賛成者同、大部初幸。

対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書について。

別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは意見書を朗読いたします。

対馬市比田勝港・博多港間高速船就航を求める意見書。

対馬は、朝鮮海峡を隔て、韓国と国境を接する南北約82キロメートルの国境離島であります。現在、九州本土との交通アクセスは、空路、福岡4便、長崎5便、航路、高速船2便、フェリー5便となっております。

しかし、空港、高速船の発着港は対馬南部に片寄っており、北部対馬は比田勝港を発着するフェリーが1便のみとなっております、北部地域の住民は離島の中にあつて人流、物流ともにさらなる不便を被っている状況であります。

この北部対馬では、一時期、厳原港・壱岐を経由して博多港までのジェットフォイル便が運航されておりましたが、実質的には廃止状態であり、現在は九州郵船によりフェリー「げんかい」（675トン、建造30年）の1日1往復運航のみとなっております。

一方、本土へ移住している家族の冠婚葬祭や子供の就学、高度医療の受診など、本土へ往來する頻度は非常に高くなっており、住民のほとんどは、日帰りも可能となる航空機や高速船を利用している状況であります。

このような状況の中、北部対馬の比田勝地区の住民が島外に出向く場合、対馬空港まではバスで約2時間2,960円、タクシー利用であれば約1時間30分約1万5,000円の島内移動費用が必要となり、厳原港までであればさらに高額となり、経済的にも時間的にも大きな負担となっております、比田勝港と博多港間の高速船就航が強く望まれております。

また、この比田勝・博多航路の高速化は、対馬島の縦断観光など新たな人の流れを生みだし、対馬市全体の経済を大きく活性化することにもつながり、改正離島振興法が目指す国境離島の振

興が大いに図られることが期待されます。

よって、比田勝・博多港間の航路の高速船就航を、早期に実現していただきますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成24年12月14日。長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長様。参議院議長様。国土交通大臣様。長崎県知事様。

以上、御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

発議第12号について討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるかと思慮されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会にあたりまして、お礼の挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、御提案申し上げました平成24年度対馬市一般会計補正予算（第5号）及び対馬市暴力団排除条例の制定、各条例の一部改正及び和解議案など、また最終日に提案いたしました、財産取得契約の締結について及び市有地明け渡し妨害排除等請求に伴う民事訴

訟について、御決定を賜りましてまことにありがとうございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。

御決定いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、市民の生活、福祉向上に向けて対処してまいりたいと存じます。

本定例会の本会議や各常任委員会での審査におきまして、議員皆様方からの御意見等につきましては、今後の行政施策への検討課題として捉え、機会あるごとに情報の発信と共有に努めていく所存ですので、御理解を賜りたいと存じます。

本定例会が閉会しますと、衆議院議員総選挙が16日に執行され、これからの国政のかじ取り役が誕生いたします。また、19日にはお隣の国、韓国大統領選挙も執行される模様です。

対馬は国境という位置であるため、日本の国土保全のために重要な役割を果たす中、今回の選挙は今後の日韓関係に左右される本市にとって、注目しなければなりません。

平成17年3月、韓国の馬山市議会において、対馬の日の制定が議決された折に、その内容に市民や市民グループが中心となり、断固許すことができないとの思いで署名活動が行われたことがあり、本議会においても意見書を可決し、国の関係省庁に提出されたことが思い出されます。

そのような中、ことしの夏に韓国大統領が島根県竹島への上陸に際し、韓国の地方議会において再び対馬の領有権を主張する等の議決が行われる中、本市議会は9月の定例会において、対馬島の領有権を主張する韓国地方議会等に対し、適正な対応を求める意見書を全会一致で可決し、国の関係省庁に提出したところであります。

今後の日韓関係において、どのような局面を迎えることがあっても、国境に位置する本市といたしましては、両国の友好関係を今後も継続、発展していきたいとの思いであります。

なお、9月定例会で条例の改正議案で御審議いただきました、住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書の申請が簡単にできる窓口受付機の運用を、12月20日から本庁市民課でまず開始いたします。当日は朝9時から、私が利用者として実際に操作する始動式を計画しておりますので、議員の皆様もお時間が許せばお立会いくださいますようお願いをいたします。

また、厳原市街地から対馬やまねこ空港行きのシャトルバス及び厳原市街地循環線2路線の社会実験運行が、この21日から開始されます。空港線運賃300円、厳原循環線100円となっておりますので、多くの方が御利用くださるようお願いをいたします。

さきに御案内申し上げております、消防団出初式及び成人式をそれぞれ新年1月5日、13日に予定をいたしております。新年早々お忙しいところとは存じますが、議員皆様には御出席賜り、激励くださいますようお願いいたします。

本年も余すところわずかとなりましたが、議員皆様をはじめ、市民の皆様方も体調管理等に十分留意され、来たる新年を御家族とともに健やかに迎えられ、皆様方にとりまして希望多き飛躍

の年となりますよう祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

平成24年の第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待します。

さて、平成24年も残すところ、あとわずかになっております。衆議院議員の選挙も行われ、慌ただしい年の瀬となっておりますが、どの政党が政権を担当されても、対馬市が目指す仮称国境離島特別措置法が早期実現、制定されますように、市当局、議会が一体となって、強力に要望活動を進めていかなければならないというふうに思っております。市当局、議員各位の御健闘を心から祈念をするものであります。

また、遅れましたけれども、さきに行われましたB1グルメの「とんちゃん部隊」、そして真珠養殖青年部の天皇賞受賞、対馬市議会からも併せてお喜びを申し上げます。今後の御健闘を期待いたします。

終わりに、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成24年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 糸瀬 一彦

署名議員 大浦 孝司